

統計資料シリーズ：No. 15

明治期府県の総括統計書解題

—「勸業年報」によるデータベース編成事業報告書(1)—

松田芳郎

編

1980年9月

一橋大学経済研究所
日本経済統計文献センター

明治期府県の総括統計書解題

——「勸業年報」によるデータベース編成事業報告書(1)——

松 田 芳 郎

編

1980年9月

一橋大学経済研究所
日本経済統計文献センター

統計資料シリーズの発刊に際して

日本経済統計文献センターは、1971年以来統計データの整備・加工・システム化について新しい活動を開始した。この活動は、1800年代以降の日本経済に関する統計資料の発掘所在調査を行い、統計原データを一定の基準において連続する系列として整理採録し、またこれらのデータを加工して経済分析上有用な統計量を推計し、さらにそれらをシステム化してデータ・バンクとしての機能を発揮し、すべての研究者に情報を提供して共同利用の実を上げることが目標としている。

このようなセンターの活動にともなって、統計文献に関する調査や統計データの整備・開発が行われるが、それらの成果を発表し、広く統計データ利用者の便宜に供することとした。ここに「統計資料シリーズ」として発表するものがそれである。

上述のセンターの活動には、その対象によっては、きわめて長期間の作業を必要とするものもあるし、また比較的短期間にそれを完了することのできるものもあり、作業成果は必ずしも定期的にえられるわけではない。したがって、このシリーズは定期的に刊行するわけではなく、センターの活動の進展にともない、成果のまとまった段階で随時発表する予定である。

1972年12月8日

日本経済統計文献センター長

石 川 滋

はしがき 日本統計調査制度の発展史のなかで、明治17年から明治42年迄は、ようやく整備されてきた表式調査という手法が、地方分査の形で定着した時代として位置付けることが出来る。地方分査の統計であることは、全国統計の基礎になっている地方統計に戻って、積みあげ直しを行うことによって、より詳細な情報の得られるデータとして再構成することが可能なことを含意している。

これ迄全国的統計調査を復元するために使用する統計書としては、地方総括統計書としての「府県統計書」を使用することが多かった。近年の研究は経済・産業統計としては、「府県勤業年報」がより基礎的な統計書として重視されるべきことを明らかにしてきた。

本書は、かかる研究動向の推移を含めて、「府県統計書」と「勤業年報」とが、どのような調査項目をもった調査を基礎として編成されたものであるかを明らかにし、その統計書としての特質を示すことによって、両統計書を使用する人の手引役を果たすことを目的としている。周知の様に、この両地方総括統計書は、全府県に亘って、様々な名称と形態をとって長年刊行されたものであるだけに、それらの全冊について包括的な調査項目の対照索引を作成することは容易でないし、またそれほど役に立つとは思われない。ここではむしろ両系統の調査の全国共通な基本的な調査様式そのものがどのようなデータ構造を持っていたかをその調査根拠法に戻って比較することによって、それぞれの府県の様式をそれからの差として説明しようようにすることを試みた。

本書の基礎となった「府県勤業年報」の蒐集と解析は、一橋大学経済研究所附属日本経済統計文献センターが、昭和54年度から3ケ年の計画で、文部省特別事業費の補助を得ての「LTESデータベースの「勤業年報」による拡張と補充」事業の一環として行われたものである。本書は、この事業の報告書の第1巻として、「府県勤業年報」の全容に対する見取図の位置を占めることになる。

本書の編者としてこの序文を草したのは、昭和53年度に本事業の立案を倉林義正元センター主任の下で行い、尾高煌之助前主任、溝口敏行現主任の手で実施する際の具体的作業の計画をする責を担ったからに過ぎない。本事業は、本センターのデータ開発部門と事務部門全体の共同作業の結果であり、本書が何等かの意味で学界に貢献する所があるとすれば、その栄は参加者全員に帰するものである。特に、第2部は、編者の指示の下に事務部門の協力で作成された。

また細谷新治前センター教授、梅村又次経済研究所教授をはじめ、歴史統計に関心のある人々の教示と協力を得ることが出来た。また資料の探索に協力頂いた各府県文書係・資料係、県史編纂室、公共図書館、県農業試験所、各地大

学附属図書館，商工会議所，国立国会図書館，同総理府統計局分館，内閣文庫等の関係者にも謝辞を捧げたい。

本書のなかにも記したように「府県勤業年報」の刊行状況と所在についてはまだ多くの不明の点が残っている。本書を紐解れた人々の教示を待つこと切である。

1980年7月6日

松田芳郎

「勤業年報」によるデータベース編成事業関係
日本経済統計文献センター職員

センター主任	溝口敏行
前センター主任	尾高煌之助
元センター主任	倉林義正
データ開発ユニット	松田芳郎
	秋山涼子
	大井博美
	細谷新治（昭和53年度）
事務部門事務主任	三枝辰男
	高橋益代
	菊地正
	篠塚美佐子
	清水育子
	小松晴子（昭和55年度）
	神武恭子（昭和54年度）

目 次

第一部：明治期統計調査史から見た「府県勤業年報」の資料的特質	1
1. 明治期の府県別総括統計書の種類と意義	3
1.1 明治期統計調査の位置付	3
1.2 「府県統計書」の意義	4
1.3 「府県勤業年報」の意義	5
2. 府県統計書様式と農商務通信規則様式	8
2.1 明治初期の「表式調査」の表式	8
2.2 「府県統計書」様式	10
2.3 「農商務通信規則」様式とその改定	12
3. 調査表様式の変化と実査の関係	17
3.1 「収益」の概念の導入	17
漁業収益表……地益表……諸市場（商業収益）……工場表 ……諸会社（財務諸表）……収益概念の想源	
3.2 生産高調査と旧「物産表」との関係	25
「物産表調」と「農産表調」……「工場表」調査の出現 ……「府県統計書」における工場表……年間延人員の意味 ……明治22年改正から明治27年改正まで……明治41年改正	
3.3 賃銀調査	30
職工雇夫賃銀調査……賄付きによる差	
3.4 明治19年の調査縮小からの回復	31
明治25年調査……国力調査農商務統計篇編纂……明治26年の調査業務の 充実……明治27年の農商務統計様式改正……調査報告基本単位の確定	
3.5 農商務統計報告制度の分解	35
4. 「府県勤業年報」の刊行状況	37
4.1 農事通信者の設置	37
4.2 府県の「勤業月報」と「勤業年報」	39
4.3 明治16年「農商務通信規則」制定の効果	43

4.4	明治27年の通信規則改正迄	46
4.5	農商務省進達文書による「勸業年報」再構成の可能性—— 結びにかえて	47
	引用文献目録	50
第二部:「府県統計書様式」と「農商務通信規則」各様式との比較対照表		50
1.	調査項目変遷一覧表	54
2.	調査表様式変遷一覧表	61
3.	調査項目一覧	156

第一部

明治期統計調査史から見た
「府県勸業年報」の資料的特質

凡 例

1. 資料・調査書名は『 』に入れて示したが、これらを収録した編纂書・再録書を含めて、一般の引用書・参考書は巻末に収録した書誌に記載した著者名と刊年の組み合わせによる略記を使用した。
2. 調査名・根拠法令は「 」に入れて示した。また、総称として用いた調査書名、例えば各府県の統計書は、「府県統計書」のように「 」に入れてある。特定府県の統計書は『〔第1回〕北海道庁統計書』のように『 』に入れてある。〔 〕は筆者の補記か、そのような字句の挿入された版本のあることを示している。
3. 引用文は原文通りとしているが、使用漢字については新字体を使用している。

1. 明治期の府県別総括統計書の種類と意義

1. 1 明治期統計調査の位置付

日本の統計調査制度の発達史をどのように時代区分をして纏めるかについては諸説ある。明治前期として、明治18年の太政官制から内閣制への移行に伴い、太政官統計院の内閣統計局への組織替迄の時期とする細谷新治の見解もそのうちの一つである¹⁾。これは統計調査の中核的組織としての統計院・統計局の果たした役割を重視したものである。細谷は、明治18年以降の画期については触れていないが、相原茂・鮫島龍行は、日本統計研究所以来の調査史の研究を背景として²⁾、明治15年迄を統計発端期、明治16年の「農商務通信規則」以来、工場統計調査により全国的個票調査の軌道にのる明治42年迄を産業統計体系化の時期として一括している。筆者も、経済資料協議会編『日本経済統計総合目録』の編集計画時には、かかる相原・鮫島の見解を入れて、明治42年以降、昭和22年迄を個票調査を主軸とした一つの時期、それ以前を表式調査の時期として一括していた³⁾。しかし、その後個票調査の展開史を精査することによって、明治20年代末から30年にかけてを全国的個票調査の成立時期とみなすべきではなかろうかという説を提示した⁴⁾。

いづれにしても、統計調査史といった分野でも、特定年をとって、すべての調査方法が変化するという画期をみつけることは不可能である。変化はある分野から始まったとはいえ、漸次全分野に広がっていくとみなければならぬ。問題は、そのような調査方法の変化というときに、何をもち、その方法の基本的特質とするかである。一つの立場は、調査対象から、どのような形で、事実を引き出して来るかという調査対象のとらえ方を重視するものであり、相原・鮫島の様に表式調査方式と個票調査方式との間を峻別するものである。これは、暗々裡に調査方法に力点を置き業務統計よりも調査統計を重視するという立場に通じている。これに対して、何等かの偏りがあったとしても、業務統計であろうとも、ある事実が量的に明らかになればよいという立場からは、表式調査重視という立場が導かれる。この場合でも表式調査が、「別紙雛形の様に」として書き出されたものであり、これは、関係記録から抜き書きをして集計する「江戸時代からの書き上げ方式を形式的に整備したものであって、その意味で明治16年以降10年間の表式調査の完成期は前近代性を保持したままの旧調査体系のひとつの頂点を示したものと解することが出来る」⁵⁾ という見解に積極的な対立を示しているとは思われない。しかし、筆者は、表式調査の意義をより積極的に評価するものであり、

表式調査は、雛形から出発したとはいえ「別紙の様式」が整備され、調査表様式として統一される過程で、調査概念が操作概念として定義される点に、その特質の一つが求められるべきであるとした⁶⁾。この見解は、より積極的には「表式調査」時期の通弊である、調査表到着の分のみを集計するという点を補正して、調査を復元するならば、その情報は新しい意味を持っているという立場に連っている。

この筆者の立場からは、表式調査の調査方法が、完成していく過程を、太政官正院第5科政表掛によって、明治9年に始められる政表会議を出発点として、「第四統計年鑑」材料を徴集するための様式統一の動き、すなわち明治17年1月9日に統計院より内務省地理局へ照会したのに始まり、「陸軍省及海軍省統計材料様式ヲ定ム」から、明治17年8月16日「農商務省統計材料様式ヲ定ム」に至る統計材料様式確定の試みが極めて重要となって来る⁷⁾。この様式統一を背景に成立するのが、後に「大日本帝国統計年鑑」と改題される「〔日本〕統計年鑑」である。

全国統計が先に指摘した、到着分の地方の値のみを集計した表であるという当時の共通の歪みを補正するために、しばしば用いられるのが「府県統計書」である。そして、「府県統計書」には、「〔日本〕統計年鑑」を始めとして、「農商務統計書」の様な各省の統計書でも得られない統計が得られるだけに、これを原資料として、解析することが、ほぼ共通の一次資料操作技法として定着してきつつある。

1. 2 「府県統計書」の意義

「府県統計書」といっても、二種類あって、ひとつは「地方統計ノ事業ハ尤不可欠ノ事件ニシテ既ニ管内一覽概表刊行ノ向モ之大ニ公私ノ便益ヲ致シ之ニ拠テ万般景状モ亦自ラ相顕レ候得共毎府県体裁各別ニテ計算記載ノ法疎密詳略互ニ異同不少候」（明治9年10月23日付大蔵省乙87号達）と記されていて、「府県統計書」と題としても「管内一覽概表」的なものであり、いまひとつは、内務省達「府県統計書様式統一ニ関スル件」（明治17年9月3日付内務省乙36号達）に従って、統一的に編成されるようになって以後の「府県統計書」である。一般に「府県統計書」と呼ぶときは後者を指している。

「府県統計書」は、上記の達が、明治26年には廃止（同年5月13日付内務省訓令7号）されたとはいえ、各府県は、その刊行を止めることなく続けてきており、しかも訓令廃止後もほぼ同一様式で大きな変更もなく刊行され続けていた。特に山口和雄は、第二次世界大戦後に北海道大学所蔵本を利用して、各種再集計を行って、『明治前期経済分析』を刊行し、多くの人の「府県統計書」への関心を呼び起した。この研究者の動向を背景に、国立国会図書館が、所在調査を行い、昭和33年に目録を刊行し、さらに東京大学経済学部図書室がその所

蔵本目録を、昭和40年に刊行するに及んで、その全容がほぼ明らかとなり、雄松堂のマイクロフィルムによる復刻がなされてその利用も容易となった。それ以来、「府県統計書」が基本的な統計資料であるとみなされるようになってきた。

府県単位の統計書としては、内務省の調査系統を引く「府県統計書」と並んで、農商務省の調査系統を引く「府県勤業年報」がある。これについては、昭和41年に一橋大学経済研究所日本経済統計文献センターが、その東京地域の主要機関の所蔵状況と『農商務省図書類別目録、和書之部、第一輯（明治33年12月調）』による刊行状況とを対比させた目録を刊行している⁸⁾。この「勤業年報」は、内務省勤農局（農商務省の前身）の「農事通信仮規則」（明治10年11月26日付）に基づいて各府県が調査した事項をまとめたものに端を発しており、多くの府県で明治11年対象から刊行され始め、さらに明治16年の「農商務通信規則」（明治16年12月28日付農商務省達21号）に至って本格化してきたものである。府県単位の統計書としては、規模の点でも、調査項目の詳細さの点でも、産業統計としては「府県統計書」に匹敵する大規模な統計書群である。ただ、この各府県の「勤業年報」が最も集っていたと思われる農商務省の所蔵図書室が、明治36年の火災で焼けたため、現在その残存率は極めて低く、その意義について注目されることも少なかった。

1. 3 「府県勤業年報」の意義

この「府県勤業年報」が、同一の調査事項について、「府県統計書」と異った数値を示すとすれば、その原因は何であって、どちらの統計資料がより信頼しうるのが明らかにされなければならない。同一の調査事項に対する複数の調査結果の存在することを重視するのは、異った調査によって、実際がどのような値であったのかを吟味する材料が増すからである。特に経済発展が政治制度の改革と同時進行的に起る場合、経済成長と思われているものかなりの部分が、実際の経済成長の帰結からではなく、統計調査制度の整備による調査対象の捕捉率の上昇による虚構のものであることがしばしばある。それらの点を明らかにするためには複数の統計調査の活用が不可欠である。明治以降の日本の経済成長の驚威的速さが、初期時点の統計調査の精度の低さによる幻想ともいえる部分があるという疑いは、早くから出されてきていた。山田雄三が、それ迄の諸推計を『日本国民所得推計』で集大成した過程で、各種の推計が改定されるたびに成長率が下げられてきたことが明瞭になった。山田雄三の推計作業の改定版ともいべき、大川一司を中心とした「長期経済統計」の作業でも、推計作業が改定される毎に同種の発見がなされてきている。

これらの問題に、この「府県勤業年報」がどのような解答を与え得るかが問題である。この「勤業年報」が特に重要であると見られているものに二つの主題がある。一つは、工業等

の生産額、およびそれに従事している労働者数の推計であり、いま一つは、会社形態の企業の実態を示す統計である。

筆者はかつて、昭和39年に北海道の明治37・42の両年と大正3年の工業生産額の再推計を試みて、「北海道勤業年報」が「北海道庁統計書」よりも、この分野については、基礎統計とみなしうるものであり、初期時点の生産額には脱漏があるのではないかという仮説を提示した⁹⁾。同様の結論が、西川俊作の昭和54年に公表された明治42年の「山口県勤業年報」を利用しての山口県の生産額についても導かれている¹⁰⁾。それは、これ迄の「府県統計書」による推計は過少評価であることを意味している。

また鮫島龍行は、昭和46年に「府県勤業年報」の全国集計ともいうべき明治17年の『〔第一次〕農商務統計表』と「府県統計書」の明治17年の工場調査による職工延人員数を比較している。そこでは「農商務統計書」にも記載のある府県の場合、それは「府県統計書」の数値の70%であるとしている。農商務統計は、職工10人以上の工場を調査対象としているので、それ以下の規模の工場をも含むうる「府県統計書」の数値が農商務統計を上廻るのは、十分考えられることである。しかし問題は、双方の数値の得られる12府県中8府県では「農商務統計書」の府県別数値を上廻っていることである。こうなると、それは、調査の精度全体に関係があるとみなすべきであるとし、明治27年には不一致率がやや縮小されるとはいえ、その変動係数が改善されるとはいえないとし、「農商務統計書」の信頼性にも疑問を投げかけている¹¹⁾。

しかし問題は、先に指摘したように全国統計である「農商務統計書」の集計は期日内到着分に限定されたことを考慮に入れると、同様な検討を「府県勤業年報」と「府県統計書」との対比で行なうべきであろう。鮫島の考察は、むしろ「府県統計書」の数値と「府県勤業年報」の数値の作成過程に関する疑問であると解することが出来る。

「府県統計書」が、内務省の指示でなされたものであり、各府県の知事県令は「内務卿ノ監督ニ属スト雖モ各省主任ノ事務ニ就テハ各省卿ノ指揮ヲ受ク」のが大原則であり、「府県職制並事務章程ヲ廢シ府県官職制ヲ定ム」明治11年7月25日太政官達32号府県）当然「府県統計書」のなかの勤業事項は、府県の勤業課に照会して作成された二次統計であると解すべきであり、筆者が別の機会に論じた様に、各府県の勤業課は、明治10年1月の農事通信者設置のために農事熟練者の調査以来、同年11月の仮規則頒布を経て、再々の改定の後管内通信委員を整備し、さらに明治10年の「農商務通信規則」の実施に伴って、勤業委員制を採用したことを考慮に入れると、とかくの批判があるとはいえ、「府県統計書」の調査体制に比較して、一応県内の各地域の実情を実査する手足たるべき下部組織を持っていたと推定される。となると、「府県統計書」と「府県勤業年報」のそれぞれの調査の調査様式のいずれが、より有効な形に整備されていたかの問題となる。

ここで注目すべきことは、「農商務通信規則」は、明治27年の「農商務統計様式」の大改正によって「工場票」「会社票」という個票調査方式の導入により、上記の工業生産統計と会社形態の企業統計の両者について、その調査精度を著しく高める可能性をもたらしたのである。従って、特に会社票によって得られる諸情報を再構成することによって、会社企業に関して詳細な統計を復元調査することが可能になってきている。このような状況を考慮に入れると、府県統計書様式の統一に関する訓令が明治26年になって廃止され、作表・表章形態に関する法的な明文規定がなくなった後、約10年を経て、明治30年代に入ると「府県勤業年報」を廃刊して「府県統計書」を分冊化して、その勤業編に吸収統合する動きが各府県でみられてくるのは、まさに「府県統計書」の様式がすぐれているからではなく、むしろ「農商務通信規則」による統計調査結果をそのまま再録する方向に移った結果であると推定される。

従って、「府県統計書」の統一様式と「農商務通信規則」の様式との比較検討が重要となってくる。

注

- (1) 細谷 [1976] 1—16ページ。
- (2) 相原・鮫島 [1971] ii ページ。
- (3) 江見・松田 [1975] では、かかる時代区分を採用し、その延長線上で経済資料協議会（編）[1979 a, b/1880] では、同様の時代区分を採用している。これについては、工業統計調査に力点を置きすぎたものであるという批判もあった。磯辺 [1979]。
- (4) 松田 [1978] では、明治27年の「農商務統計様式ノ改定」とその周辺の諸調査と明治32年の「人口統計材料小票取扱手続」の成立を重視した見解を示している。特に後者は戸籍簿からの転記であるとして、業務統計として一蹴するのは問題である。
- (5) 相原・鮫島 [1971] 27—28ページ。
- (6) 松田 [1978] 56ページ。調査概念が操作概念として確定することの意味の解説としては、松田 [1980] 122—124 ページ参照。
- (7) 松田 [1978] 67ページ参照。
- (8) 八巻滋（編）『府県勤業年報〔東京地域〕所在目録』(1966)。この改訂版は、この勤業年報によるLTESデータベース編成事業の終了時点で公刊したいと考えている。
- (9) 松田 [1964] [1976] および最終的要約である松田 [1978] 参照。
- (10) 西川 [1979] 36—40ページ参照。ここでは、全国集計表である「農商務統計表」の「府県勤業年報」に対比しての脱漏について検討している。
- (11) 相原・鮫島 [1971] 72—79ページ参照。

2. 府県統計書様式と農商務通信規則様式

2.1 明治初期の「表式調査」の表式

これ迄の日本の統計調査の形成史では、太政官政表課の推進者であり、人口調査を中心として日本における個表調査の開拓者であった杉亨二と、その影響を受けた点もある農商務省で「会社票」「工場票」の導入を皮切りに、生産統計に個表調査の実施を行った呉文聡の役割が重視されるのが常であった。いわゆる「点計方式」に統計調査の中核を見る見方である。この立場からは、「行政家的思考系統」の「伝統的な旧幕時代からの書き上げ方式的な調査意識」は、前近代的な調査方式であるとされている。然し書き上げ方式から直接的に「表式調査」が導き出せるのではない。この「表式調査」の様式の整備という形で、統計調査に、調査対象の把握のための操作概念を導入する試みがあって、「表式調査」も統計調査たりえたのであると高く評価する立場からは、また異った評価が考えられる。

明治初期の「表式調査」の表式整備については、当然実体概念から操作概念を導き出す作業が種々の分野でなされていた。その試行錯誤的試みのなかで、最も典型的なものは、生産統計、当時の用語法に従えば、勸業統計中の、「物産調」であろう。

「物産調」は、明治3年9月の民部省の調査に端を發し¹⁾、(明治3年9月24日付民部省達623号「府県物産表ヲ録上セシム」)大蔵省に引き継れ明治5年3月13日大蔵省37号「府県物産表雛形改正」となり、さらに内務省の発足に伴い、明治7年7月17日輪廓附内務省布達甲18号「地方物産ノ多寡元価等ヲ査点开申セシム」を経て、明治10年2月12日付内務省番外「物産取調差出ニ及ハス」で中止され、明治10年8月11日輪廓附同省乙72号「物産表改正農産表編成例言」で、その形を変えて行き、実質的には「農事通信仮規則」(明治10年11月各府県に頒布)のなかに調査は吸収されていく。さらにそれは農商務省の発足に伴い、明治16年8月1日の「改正農事通信手続」を経て最終的には明治16年の「農商務通信規則」に吸収されていくのである。

この明治7年11月に内務省の「物産表」の調査表の設計を担当したのは、八等出仕の橋詰敏であると思われる²⁾。明治9年7月18日の政表会議で、杉等の「物産表」調査の調査としての不備の指摘・攻撃の矢表に立つことになる。この日の政表会議に勸業寮から一緒に出席しているのは權少属の杉浦露介であった。ここでの議論は、明治10年の「農産表」へと「物産表」が変容する起動力となったものと推定される。

第1図 「物産表」から「農産表」への変化内容

年次 〔根拠法〕	調査報告 単 位	調査品目数	調 査 項 目		
明治3年9月 〔明治3年 民部省623号〕	府 県	34+品目	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">物産総額</div> (物量表示)		
明治5年3月 〔明治5年 大蔵省37号〕	国・郡	54+品目	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">〔物産総額〕</div> (物量表示)		
				〔最終消費〕 (1) 米・麦・雑穀	
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">貢納 序中諸費 自用費消 他国輸出</div>	
				(2) 園 蔬	
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(人民自用ニ 費消ヲ除ク)</div>	
				(3) 其土地出産ノ品	
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">数量 〔単位明記〕</div>	
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">通貨〔価額〕 〔時価ヲ調べ 一ヶ年ニ平均〕</div>	
明治7年7月 〔明治7年 内務省布達 甲18号〕	国・郡	(例示39+) 37~45分類 415+品目			
明治10年8月 〔明治10年 内務省達 乙72号〕	郡	普通物産14種	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">播種地段別 (前年比較)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">産 額 (前年比較)</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">1石1斤ノ通貨</div>
		特有物産28種		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">産 額 (前年比較)</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">1斤ノ通貨</div>

当時の勸業統計の設計に関与した人物を明らかにすることは難しいが、明治10年の農事通信仮規則頒布には御用掛大越亨の名が、明治13年12月の改正案の府県への照会には半井二等属の名前が見られる。明治13年7月16日の「人民常食雇人賃銀調査」は六等属の竹尾忠男が関係していたことが知られている。

「物産表」から「農産表」への調査様式の変化は、第1図で示す形をとっている。特徴的な事は、第1に品名の明細化が行なわれていき、対象の限定が明確化すること、第2に、数量と価額の区分が明瞭となり、その測定単位が明記されるようになったことである。また、対前年比較を行うことによって、それぞれの年の調査に矛盾がないかどうかを調査する側で意識しうようになったことを挙げることが出来る。その点では、「物産表」から「農産表」へと、調査対象を少数にして調査の精度を高める試みと一諸に、普通物産については、播種地段別を調査項目に付け加えることになったので、その生産額調査の信頼性の検討がより容易になったであろうことは注目に値する。

この一連の改定の動きは、「物産調べ」が「農産物調べ」へと調査項目としては、縮小するのであり、これが再び生産統計全体を包括するようになるには「農商務通信規則」をまたなければならぬ。ただ、仔細に検討すると、題こそ「農事通信規則」となっているものの、明治13年に半井の署名のある伺書の残っている「内国農事通信規則改正案」では、勸業関係全般を調査する項目が列挙されている。従って、実質的には、この時点で「農商務通信規則」が準備されていたと見る事が出来る³⁾。

2.2 「府県統計書」様式

明治17年の内務省による「府県統計書」の様式統一に至る過程を理解するには、明治10年1月12日の大蔵省統計寮の解体迄辿らなければならない。周知の様に、情報というのは権力の掌握にとって不可欠の要素の一つであり、明治初期の統計作成の中央樞構の位置を各省間で争うのは、明治初期の権力者間の政権争いの一面でもある。

大蔵省、民部省の対立、合体を経て工部省の新設という明治2年来の政変の過程で、大蔵省統計司は、統計寮となり、明治4年8月19日付「統計寮職制章程」の制定を見る。大蔵大輔井上馨、大蔵卿大久保利通の下での統計頭は中村清行である。その職制と職務内容は明示されたけれども、その内容に至っては、太政官正院の政表課と重複するものになる。明治6年に至って大隈重信が、井上からその実権を奪うに至って、統計寮は急速に拡大し、各省、各府県に要求する統計調査の質量共に増加する。一方杉 亨二の指揮下の政表掛も明治9年6月5日に各省統計担当責任者を集めての政表会議という調整機構を作って、その調査の実施体制を強化するに至るので、その間の権限の重複による対立は明瞭な形をとってくる。

この間の経過は、すでに細谷新治による詳細な検討があるので、ここでは省略するけれども⁴⁾、この対立が頂点に達するのは、明治9年である。当時の統計調査は、各省の行う調査であっても、結局の所実査は、各府県の担当者の裁量にゆだねられる表式調査を採用している以上、各省の調査は各府県への調査要求に他ならない。この各省の調査の重複に直面して、太政官40号達「従来各省ヨリ府県へ直達明細調査ヲ要求スルモノハ其ノ主務ノ省へ照会セシム」(明治9年4月21日輪廓附)で各省の所轄事項以外の各府県への直接調査の禁止を行ったにもかかわらず、大蔵省乙87号達「地方統計表調製方及差出期限」(明治9年10月23日輪廓附)で、97表に互る統計書に、全9章の書式解を付して、「府県統計書」の作成様式の統一と、その一元的収集を図った⁵⁾。

これに対し、内務省は、「事物ノ数ヲ統計シ政治ノ迹ヲ表章スルハ国家ノ経綸上ニ於テモ闕クヘカラサルノ要務タルハ今復タ陳述ヲ待ス是正院ニ政表課ヲ置カルル所以ナリ然ルニ大蔵省ニ旧来民蔵合併ノ時ヨリ統計寮アリテ其掌理スル所ノ事務政表課ト異名同実ニシテ〔大蔵省本年乙第八十七号達書ノ如キハ最モ政表課ノ事務ト重複セリ……原文割註〕各庁ニ向テ取調ヲ請求スル所ノ条件ハ尽ク同事異様ニ出テ其重複繁冗言フニ勝ユヘカラサルモノアリ殊ニ地方官ノ如キハ平素事務繁劇ナルヲ以テ尤其重複繁冗ニ堪ヘス之カ為ニ他ノ事務ヲ障害スルノ弊少ナカラス」という建議書を明治9年11月22日に提出している。内務省は、一見政表課の主張を支持している様に見えて、この建議書の結論は「以来全国統計ノ事務ハ政表課ニ属シ金穀ノ統計ハ統計寮ニ附シ内外ノ物産ヲ計査シ商業ノ盛衰ヲ示スカ如キハ内務省へ専任セラレ税関輸出入ノ計表ノミ大蔵省へ任セラレ候」(傍点引用者)ということであり地方統計集収の実権を内務省が掌握することを目的としていた。法制局の決定で同年12月7日付の太政官達116号で、内務省の意見が通り、上記の明治9年大蔵省乙87号は、明治10年1月12日付大蔵省乙3号達「地方統計表編製ノ達取消」で、中止となる。

しかし、この様にして獲得した、地方統計編成の監督権が実際に行使されるのは、明治15年1月20日付の内務省統計課処務規程の整備をまたなければならなかった。その結果、明治15年5月8日の統計課同定に「第一 府県治提要或ハ府県統計一覧等ト云フ」という表目で「右ハ府県ノ治績ヲ証明スルノ要具ニシテ可及的完備正確ヲ要シ候儀ニ有之候是迄各府県概ネ之ヲ調整セサルナキモ其ノ適宜ニ放任シタルヲ以テ科目ノ多少調査ノ疎密皆其体裁ヲ異ニシ二三ノ府県完備ノ調査ヲ為スモ他ノ府県之ヲ怠ルヲ以テ内国一般ノ事実ヲ統計シ各府県ノ治績ヲ互ニ比較セント欲スルモ充分ノ効用ヲ収メ難シ寔ニ歎惜ニ堪ヘサルナリ今其科目様式ヲ制定シ各府県〔精〕粗其体ヲ同一ニセシムルハ頗ル緊急ノ事ナリト思考ス」(傍点引用者)と、まさに明治9年大蔵省乙87号達と同じことを述べている。従って、その解決策もまた同様であり、しかも、「本〔統計〕課設置以来日尚浅ク殊ニ雇員ノ外課員ハ総テ兼務之者ニ有之事務充分抄取不申候」ということで、「府県ヨリ進達シタル表中最モ完備ノモノト前年大蔵

省ヨリ発行シ後故アリテ廃絶シタル統計表様式トヲ斟酌シ繁簡疎密其適度ヲ量リ科目様式ヲ制定シ府県へ御示達相成候様致度既ニ其取調ハ過半出来致居候」（傍点引用者）として、作成したものが、これ迄たびたび言及した明治17年内務省達乙36号「府県統計書様式統一ニ関スル件」に添布した「府県統計書様式」（別冊）である⁶⁾。

この一連の経過が示す様に、「府県統計書様式」の統一が、統計調査の専門家による十分な検討を経ていたかどうかについては疑問が残る。しかも上記の統計課の伺定の但し書に「統計ノ事実ヲ蒐集スルノ方法ヲ改良スルノ儀ニ候ハ、統計院へ稟議スヘキ筈ニ候得共本件ハ只府県粗其様式ヲ同クシ既ニ蒐集シタル事実ヲ排列セシムルニ過キサカ故ニ稟議要セスト存候」として、公開の議論を避けた形跡すらある。この様な内務省の姿勢の反映として、明治26年内務省訓令7号で廃止される迄様式の改定は試みられないのである。

2.3 「農商務通信規則」様式とその改定

明治16年農商務省達21号「農商務通信規則」（同年12月28日付）は、通信規則の本文のみが、10箇條に亙って示され「但本文ニ関スル通信事項ハ更ニ主務局ヨリ通牒スヘシ」とあって、その通信事項附録様式が、書記局、農務局、商務局、工務局、山林局、駅通局、博物局、会計局の各局のなかで、統計を蒐集する農商工山林からどのような形で送られたかは、これ迄詳らかではなかった。農商務省の布達を受けて各県の制定した様式のなかで、残存していた佐賀県の「工業通信事項」「商事通信事項」を利用し、農山林については「府県統計書様式」中の農業・牧畜・山林・漁業の部を代用することが、これ迄の調査史の検討の際に慣用されていた。さもなければ、総理府統計局に保存されていた稿本『農商務通信事項原書』をこの明治16年通達の原本として言及されることもあった。

ところで、この通信規則は、

明治19年農商務省令1号「農商務通信事項様式相定ム」（明治19年3月5日）

明治22年農商務省訓令26号「農商務通信事項様式中改正」（明治22年4月17日）

明治27年農商務省訓令14号「農商務統計様式改定」（明治27年3月30日）

明治27年農商務省訓令17号「農商務統計報告規定相定ム」（明治27年5月3日）

明治29年農商務省訓令21号「明治27年訓令14号農商務統計様式会社票中改正」

（明治29年9月9日）

明治30年農商務省訓令2号「明治27年訓令14号農商務統計様式中置表莫座類ノ分改正」

（明治30年2月4日）

明治32年農商務省訓令34号「農商務統計様式改正」（明治32年7月4日）

明治34年農商務省訓令14号「明治32年訓令34号農商務統計様式中米麦水産物製造物表森

林伐採表改正」(明治34年 5 月14日)

明治37年農商務省訓令11号「農商務統計様式中改正」(明治37年 9 月30日)

明治41年農商務省訓令33号「農商務統計様式中改正」(明治41年12月 7 日)

明治42年農商務省令59号「工場統計報告規則相定ム」(明治42年11月25日)

明治42年農商務省訓令42号「明治37年訓令11号農商務統計様式中第49号様式改正」
(明治42年11月25日)

大正 3 年農商務省訓令13号「農商務統計様式改正」(大正 3 年11月21日)

大正 6 年農商務省訓令 5 号「明治27年訓令17号農商務統計報告規程中改正」
(大正 6 年 7 月23日)

大正 8 年農商務省令38号「工場統計報告規則中工場票改正」(大正 8 年12月 8 日)

大正 9 年農商務省令43号「工場統計報告規則中第 1 條及附則改正」(大正 9 年12月17日)

という形で再々改定を重ね、「工場統計報告」という新しい調査を生み出し、最終的には

大正10年農商務省訓令 8 号「農商務統計報告規程及農商務統計様式廃止」(大正 10 年 6 月28日)

によって「大正10年 6 月30日限り」で廃止され「農商務統計報告規則」と名称を変えることになる。すなわち、

大正10年農商務省令19号「農商務統計報告規則制定」(大正10年 6 月28日)。

この報告規程から報告規則の名称変更は、農林水産商業等の調査内容としては、それ程大幅な変更があったわけではなく、昭和15年末のいわゆる近藤康男改定と呼ばれる「農林水産業調査規則」の制定迄続いている。しかし、工業関係の統計調査については、明治42年以降の 5 年毎の「工場調査」の補完としての役割がなくなり、「工場調査」が毎年行われることによって代替されることになった。これら大正から昭和期にかけての動向は、本稿の対象とする「府県勤業年報」との関連は少いので、ここでは割愛する⁷⁾。

これら一連の改正のなかで、明治19年の大改正は、調査様式の大規模な縮小改正であり、明治27年改正は、呉文聡の手による会社票・工場票の導入による個票調査の導入を含めた拡大の大改正である。

問題は、これ迄明治16年の通信事項の全体が発見されなかったため、明治19年の様式が縮小改正であることと、「府県統計書様式」との差が十分認識されていなかったことにある⁸⁾。筆者は別の機会に『第二次 勤業会統計部日誌』を利用して、各府県の勤業統計担当官の批判によって、この改正が縮小改正であることを推論した。また、そこに示されている断片的な言及から再構成して、農業の通信事項の形態についても『[第一次]農商務統計書』と極めて類似した調査様式であると推定した⁹⁾。その後「大阪府勤業年報」等と「第一次農商務統計書」との照合の結果ほぼ、完全な復元が可能となった。その復元の結果、上記の総理府統計

局の稿本『農商務通信事項原書』は、明治19年改定のために、明治16年様式から取捨選択して書き込みをしたものであり、明治19年の通信事項の山林を除いた草稿とみなされるべきであることが判った。この稿本では、特に農業の部は、削除した表については様式を記していないことに注目すべきである¹⁰⁾。

この農業、漁業の復元結果は、岩手県の報告様式と、山林は埼玉県の報告様式と一致するので、ほぼ正確であるとみなすことが出来る。現在の状況では、この推定の可否は農商務省の通達の原資料が発見されるのを待つ他はない。

これらの諸様式の各項目毎の相互対照表は、第2部に示してある。この対照表から得られる「府県統計書様式」と「農商務通信様式」との差、および後者の改正を主導した原理については、次章で検討する。

注

- (1) 「物産調」は、鮫島龍行によると会計官明治2年4月27日付398号「府県及預所アル諸藩ヲシテ平均租税額並ニ諸費用物産等ヲ録上セシム」に迄遡ることが出来るとしている。(相原・鮫島[1971]10ページ)
- (2) 「物産取調之儀伺」では、「従前相廻ル調書ノ中土地ニヨリ各稱ノ異同有之其他漢名ヲ以テ記シ又ハ和名ヲ以テ揚クル等ノ相違モ有之間々取調上ノ障碍ニモ相成候」として「以来御差廻シノ調書中諸物名等常用ノ文字ニ無之分ハ夫々仮名付イタシ或ハ一物ニテ二名アルモノノ如キハ成丈ケ普通ノ名称ヲ用ヒ品ニヨリ其別名ヲモ記載致シ候様御計ヒ有之度此段及御掛合候也」としてまず名稱の統一から始めている。(『農務顛末』)
- (3) 『農務顛末』所収の「府県通信仮規則 草稿」(『明治前期勸農事蹟輯録』上、293—294ページ再録)、「内国農事通信規則改正案」(明治13年12月17日付、同上、296—298ページ再録)、「改正農事通信事項」(明治16年8月1日付、同上298—300ページ再録)を点検することによって明らかである。
- (4) 細谷[1976]30—86ページ参照。
- (5) この様式は、農林省統計課(編)[1932]に収録されている。これ迄詳細な検討をされることのなかったものであるが、以下17—23ページで吟味する様にもっと重視されるべきものである。
- (6) 細谷[1976]注37(81ページ)では、内務省が統計尊重よりは権力拡張にあったのかもしれないという点については筆者よりは、控え目の推論をしている。
- (7) この間にも 明治24年農商務省訓令28号「綿絲産額概算表」の追加にみられる様な小改定は存在している。
- (8) 筆者も、細谷新治の細谷[1974](87ページ参照)執筆時に、相原・鮫島[1971]とほぼ同じに「農商務通信規則」は農業生産データに偏し、農業構造データに乏しいとし、前田正名の「興業意見」で「農業調査が一步前進した」という表現に適切なコメントを付すことが出来なかった。ただそ

の見解の修正は、松田 [1979] で行い、さらに本稿ではさらに新資料に基き若干の訂正を行っている。

この混乱は、昭和7年に農林省官房統計課が『明治2年以降農林省統計関係法規輯覧』を編纂した時点で、農事については、農商務省の通達に従って各府県の作成した通達も見つからないとして、「府県統計書様式」の農事の部で代用出来るとして、それを抜粋掲載した事に始まる。第二次大戦を経て同省が、農林水産統計調査編集資料を編集した段階で各府県のものが発見されてきたが、後述の様に、資料の解釈の誤りを重ねることになっていた。

原 [1968] が、「府県統計書様式」には「農事通信手続ニ依り農商務省へ報告スル所ノ事実ヲ記入スヘシ」という注つき表が20箇あるところから、これに基づいて通信事項の変遷を追っている。然し「府県統計書様式」で採用の20箇の表が、「農事通信」の表の一部分に過ぎない以上、この様な手法は極めて危険である。

(9) 松田 [1978] 24ページ参照。

(10) 筆者のこの『農商工通信事項原書』の内容に関する推定は、農林省統計課（編）[1932]の解釈（255—256ページ）とは異っている。そこでは「農業部門については、改正を要しないとしたものの表の様式は空白となっており（例へば第一号気候表、第二号耕作地表のごとし）、改正を要するとしたものは表の様式を掲げ、かつ朱筆をもって加除訂正してある。……朱筆を除いたものの……が明治16年制定のものと推定される」というのは正確ではない。「気候表」を始めとして「地益表」など明治19年改正で削除した表を空白としているのである。

第1表(a) 漁業収益表
函館県の『第二次勸業統計部日誌』所収表

明治十六年函館縣管内鮮漁調査表												
郡 區 名	新收獲總數 噸	獲人 數	米 價 額	薪 料 額	石ノ 價 額	薪 料 額						
函館區
函館郡
上磯郡
茅部郡
山越郡
壽都郡
島岐郡
歌來郡
磯谷郡
久遠郡
奥尻郡
太櫛郡
檮郡
樺山郡
洞志郡
榮前郡
合計

本表鮮賣却ノ概金額ヲ以テ全管(函館郡ヲ除ク)ノ漁民ニ配當スルトキハ漁夫壹戸
平均百四拾三圓八十錢余ヲ得ルニシテ尙此處
金額ヲ以テ雇人給料祝石其他ノ諸費トシテ通算シテ收支ニ相照スルトキハ八漁夫戸年
均給圓拾九錢余雇人壹圓九拾六錢余ノ損出ヲ生スル此比例ナリ然レドモ漁業者ノ
實際ニ至テハ金員運入換等ノ都合アルモノナルヲ以テ必ズ若干ノ利益ヲ占ムル物
論ナリ○農田郡管内空白ナルハ鱈魚ノ産額ナキヲ以テナリ然レドモ其漁民
ノ月口ヲ概スルハ全管ノ漁民ノ總數ヲ示ス爲ナリ○本表ニ掲グル鮮賣却額ハ十五年一
月ノ調査ニ係ル○本表ノ代價ハ總額ヲ十六年六月三十日各地實買價格ニ據ル

3. 調査表様式の変化と実査の関係

3.1 「収益」概念の導入

「府県統計書様式」（以下「府様式」と略す）と「明治16年農商務通信規則様式」（以下「農明16様式」と略す）との最大の違いは、前者には個別経済主体という概念が薄く、従ってその行う経済行為が、結果として、どの様な「収益」をもたらすかという発想がないことである。これに対して、「農明16様式」では、「収益」概念が明示されており、この点に、この様式の最大の特徴があると考えられる。また同時に、この点こそが、各府県の調査実査者達から調査不能な様式であると批判されて、明治19年の大改正をもたらしたものであると推定される。

「農明16様式」では、農業、工業、商業で明示的に「収益」概念で調査することになっている。山林と水産には該当する表はない¹⁾。

漁業収益表 正確には「収益」という言葉だけはあるとあってよい。

水産については「漁業収益」という調査表（通信事項43号）が存在しており、「収益」という言葉を使用しているけれども、この場合の収益は、総収入 gross revenue であり、総収獲高の金額表示が示されているのにすぎない。これは、当時は、漁業は、「自然力」によって生み出されたものを採取するのであって、生産とは異なるという思想があったためかもしれない。この点は、江戸期以来のにしん漁という、極めて季節労務者の人手の大量投入を必要とする大形漁業を営んでいた、北海道地区で、疑問をもたれたとみえ、「第二次勸業会統計部会」で、函館県から「水産ノ統計ニ於テ収益ノ調[上記の総漁獲金額を意味する]ノミニテ損害ノ調[単に災害ではなく、漁網の流出などの経費的損失を意味する]ナシ本県ノ如キハ水産ヲ以テ緊急事業トス故ニ県庁ニテモ其事ニ勉メ稍々信ヲ取ルベキ表ヲ得ルニ至レリ然ルニ御省達ハ甚々水産ニ疎ナリ故ニ本員ハ切ニ農務局ニ於テ此事ニ注意アランコトヲ望ム」と指摘されている²⁾。

函館県の実際に最適であると考えた調査表は、同県の同会議で提示した「明治16年函館県管内鮭漁調査表」という集計結果表から推定出来る。(16ページ第1表a参照)そこでは、鮭収獲総数・売却金額という総収入 (gross revenue) と、雇人員・給料、米噌 (ヤン衆のための給食という形での現物給与とコストを含むものとみることが出来る) 漁具其他ノ費用という経常経費 (running cost), 税, 建網・差網ノ数とその流失ノ数・損害金額, 其ノ

第1表(b) 漁業収益表 (漁家経済表)

	北海道全域		函館県 鮭漁家 (9578戸) (1戸当り)		札幌県		根室県	
	全戸数	男 女	全戸数	男 女	全戸数	男 女	全戸数	男 女
鮭 漁								
粗 収 入 (1戸当り)			1,377,442円 (143,181円)					
純 利 益 (1戸当り)			△ 97,599 (△10.19)					
税引前利益 (1戸当り)			44,908 (4.68)					
資本減耗			19,708 (2.05)					
米増漁具			730,572 (76.27)					
(純資本投下・含流動資本)			710,864 (74.21)					
海 専 業 漁 家	11,316戸	31,681人	7,745戸	22,800人	18,923人	3,219戸	8,109人	6,364人
海 兼 業 漁 家	4,211	10,087	2,684	7,185	944	1,371	2,580	2,075
小 計 (全道相対比)	15,527	41,768	10,429	29,985	19,837	4,590	10,689	8,439
湖 沼 専 業 漁 家						29%		
湖 沼 兼 業 漁 家						215戸	308人	283人
小 計						27	38	27
						346	310	656
								n. a.
計	15,873		10,429			4,936		508
漁 (一 獲 高)								
鮮 鱈 (全道相対比)		16,704千貫 (100%)		1,792千貫 (11%)			8,590千貫 (51%)	
鱈 鱈 (全道相対比)		2,770 (100%)		772 (28%)			1,388 (50%)	
搾 滓 (全道相対比)		28,389 (100%)		11,860 (42%)			990 (3%)	
漁 油 (全道相対比)		8,367貫 (100%)		2,017貫 (24%)			1,335貫 (16%)	
漁			海	河 湖 沼	海	河 湖 沼	海	河 湖 沼
3 間 以 下								
3 間 以 上								
4 間 以 上								
5 間 以 上								
小 計								
計				17,185		17,185		1,200

(注) (1) 「[第1回]農商務統計表」と第1図(a)との組み合わせを基礎に作表
(2) 「[第1回]農商務統計表」には、漁家・漁民の項は函館県の記載はない。

他ノ漁具損害金額という資本的支出（fixed cost の減耗分）という収益（profit）を算定する基本的経費が計上されている。それらの経費を再計算してみると（第1表b）のようになり、粗収益は正となるものの、税を支拂うと赤字経営となることが示されている。

さて、漁業に関しては収益という概念が明示的に導入されていなかったとして、それでは他の諸産業の収益概念がどの様なものであったかを検討してみる。

地益表（筆者は、この表が「農明16様式」中、最も特徴的な表であると考える。）

農業に関する収益は、「地益表」（通信事項 19号）という形で調べられていて、そこでは、作物種別の一反歩当りの農業純収益が定義されている。即ち、

$$(\text{収益}) = (\text{数量}) \times (\text{価金}).$$

$$([\text{総経費}]) = ([\text{労務費}]) + (\text{播種量代価}) + (\text{肥料}) + (\text{諸費}),$$

$$\text{但し}([\text{労務費}]) = (\text{男工価}) + (\text{女工価})$$

$$= (\text{男工数}) \times ([\text{男工価単価}]) + (\text{女工数}) \times ([\text{女工価単価}],$$

なお [] のなかの概念は使用されていない。

$$(\text{収支差引}) = ([\text{純収益}]) = (\text{収益}) - ([\text{総経費}]).$$

またこの他に、作付段別、産額、一段歩収穫が得られる。従って、これから、

$$([\text{総純収益}]) = ([\text{純収益}]) \times (\text{作付段別})$$

が求められる。けれども、一農家当りの総段別がどのような作物の作付に活用されているかを示す統計表は調査されていない。

このことはこの表の最大の問題点が、個別経済主体を単位として、始めて計算しうる収益という概念を品種毎の一反歩当りとして示そうとしている点にあることを示している。農事試験所といった施設で、管理実験の一種として行うのであるならば、品種毎の一反歩当りの投下費用を算定することも可能である。然し、実際の農家経営のなかでは、間作あり、二毛作ありで、種々の作物の同時並行的栽培を行っているところで、農家労働力の投入から肥料に至る迄、厳密に作物毎の土地収益として計算することは出来ない。従って言葉の正確な意味での地益を求めようとすれば、農家という個別経済主体を単位として始めて、計測可能なのである³⁾。

問題を複雑にするのは、ここで費用計算をすべき農家自体が均一の経営単位ではなく、少くとも地主、自作地主、自作、自小作、小作の五種類によって、その費用として計上されるものが異って来るのである。「農明16様式」に於ては、かかる形で農家の経営主体を把握する意図は見られない。（2号耕作地表、4号被害田圃表、5号荒地地表等々で、自作、小作の別で表章されているのは、僅かに3号の自作地・小作地表にすぎない。）

この土地保有額を地主・小作関係のなかでとらえる、即ち1戸当りの土地保有量と結びつけるためには、11号自主小作人表と組み合わせなければならない。「農明19様式」になると

さらにこの表までなくなり、やっと「農明22様式」で自作小作戸数表が復活する。

この様な表様式自身の不備は、前記の「第二次勸業会統計部会」で次のような「地益表」批判を引き起す結果となる。即ち秋田県の高城守久からは「管内〔秋田県〕一般農民ノ状況タル概テ自家ノ田圃ヲ耕作スルニ一家ノ夫女老幼等作業ノ都合ニ依リテ一日或ハ半日甚シキニ至テハ一二時間就業スルモノ多シ固ヨリ一定ノ作業時間アルニ非ズ故ニ其工費ヲ算スルコト能ハザルノミナラズ終年就業シタル日数ヲモ算スルコト能ハザルモノノ如シ又其用フル所ノ肥料ノ如キモ概テ雑草或ハ稿稈等ヲ蒐集シテ牛馬ニ踏マセ之ヲ堆積シテ肥料トスルヲ以テ之ガ代価ヲ計算スルコト能ハザルナリ其他收穫物調査ノ如キモ凡ソ金円ニ見積リ難キ所得アルモノニシテ十分ノ収益ヲ算スルコト能ハズ若シ之ヲ一々代価ニ算シテ収支ヲ比較スルトキハ必ス幾分ノ損失ヲ見ルニ至ル果シテ年々此損失アリトセバ数万ノ農民生活ヲ遂グル能ハザルヤ必セリ然ルニ自家ノ需用ニ供シ得ルノミナラズ更ニ幾分ノ益アルヲ見レバ是レ本表即チ地益表ハ到底其実ヲ得ルコト能ハザルモノナルコト知ルベシ」という批判がある。

学務委員、衛生委員は、設置を各府県毎に義務づけられている。けれども、勸業委員は、設置を義務づけられていない。従って当然の事として各府県では、調査員経費を計上した委員として調査を依頼を行っているわけではない。しかも答える農家自体が意識していない農家収支について、県下各郡区に互って調査を行うことは不可能であるという批判は、他の各府県からこども指摘されている。

従って、明治19年の大改正の結果の様式（以下「農明19様式」と略す）では、かかる「地益表」は全面的に削除されて来る。

諸市場（商業収益）（商業は諸産業のなかで、調査の遅れた分野である。）

調査様式が確定したからといって調査報告単位が確定されるわけではないというこの時期の表式調査では、同時にその調査方法自体が様式を制約せざるを得ないという事態の一例をここにみる事が出来る。同様の問題点は、商業収益についても成立するのであり、「農明16様式」の「諸市場」（13表通信事項8項）では、商業マージンである口銭を示す項目として、「一ケ年口銭其他収入高若クハ課税ノ目安トシタル金高」が、一ケ年売上高と合せて示してある。この表は、商事通信事項7項の「商人営業区別」とは関係なく、各地で開かれる定期市のみを対象としていると思われる。そのとき、市に参集する商人について、その売上高と口銭を調べるというのは至難の技といわざるを得ない。この特色ある表も「農明19様式」では省かれる調査表の一つである。

工場表（これは「地益表」に匹敵する重要な調査表である。）

これらの諸々の収益調査に対応して、工業部門については、工場形態をとる生産者については、詳細な調査を行っている。（「農明16様式」の工業通信事項の第一項の諸表である。）ここでは、農業と異って、生産物単位にその収益を計上するのではなく、工場の動力単位毎

(蒸気機関ヲ用フル、水車ヲ用フル、蒸気機関及水車等ヲ用ヒサルの三種類)に調査する形式となっている。これは当時の工場が、水車を軸として織物と精米を兼業するといった方式がみられたことから判断すると適確な方法であったといえる。表では、製造品毎の数量と単価で、総収入が示され、経費項目としては、職工数、就業日数、一日当賃銀と、原料価、雑費と石炭・薪の燃料数量と価格とが調査されている。従って、これらを総収入から減ずることによって、年間収益を計算することが出来る。しかも、役員数と一ヶ月の役員給料、固定資本金(固定資本に相当)と運用資本(流動資本に相当)と準備金とを調査しているので、おおよその利益処分の状態を推定することも可能である。

またこの調査単位は各工場であるから、その結果は、農業の「地益表」と異って調査対象と集計方法も明らかなため比較的正確な数値を得ることが出来ると思われる。然し、そのことと、当時の各工場が明確に記帳して、これらの経費を報告出来たかどうかは、又別の問題である。

「農明19様式」では、この表は、会社部の「工業諸会社及製造所表」(会社部第二表)に変化してしまう。この表では、会社形態の経営、個人経営を含めて、職工・雇人10人以上の規模のものを対象として、営業収入金、営業支出金とを計上することになっている。従って収益金を求めることが出来る、それ以外の内容については、資本金、株主人員・役員・職工・雇人の人数が示されているだけで、経費の詳細は不明である。工業諸会社・製造所とこれまでの工場表の工場とが、どのように結びつくのかについては節を改めて検討することにする。いずれにしても、「農明16様式」から見ると後退していることは、他の諸収益関係の表と同様である。

もっとも「農明16様式」では、品目列举方式で製造家数と生産数量と生産価額の調査が行われているけれども、これらについては、何等の収益調査も行われていない。

諸会社(財務諸表)

「農明16様式」では、工場についても詳細な調査が課されていたが、工場も含めて会社形態によって営まれるものについては、「諸会社」と題する表で調査が行われている。前者は、生糸を除く工場で、規模職工10人以上であれば調査の対象となり、後者は、「農商工業ノ別ナク二人以上資金ヲ合せ損益ヲ共ニスル会社、組合、会社、銀行等ヲ調スルモノ」であって、両者は会社形態をとっている工場で職工規模で10人以上であれば、重複して報告している可能性がある。この「諸会社」表では、利益金とその処分内訳を記入する様になっており、その調査項目は全体として、圧縮した財務諸表すなわち貸借対照表と損益計算書とを構成しているといえる。すなわち、表の項目を整理すると、次ページに示すようになる。けれども、どれだけの会社形態の企業がこのような財務諸表をこの段階で作成していたかは疑問であり、「農明19様式」の「工業諸会社及製造所表」からはこのような項目が消失してしまうことは、

[貸借対照表]

所有ノ地所家屋公債証書実価 貸附金 現在貨物其他収入スヘキモノ ノ実価 金銭在高	資本金（内）資本金拂込高 準備積立金 借入金 其ノ他支拂フヘキ負額
計	計

[損益計算書]

利益金	準備積立金 株主組合割賦金 役員賞与其他 翌年繰越 前半季株主組合割賦金
計	計

先に触れたが、その点は他の諸会社「農商諸会社表」「水運会社表」でも同様である。

収益概念の想源 この「府様式」になく「農明16様式」に登場する「収益」概念自体は、日本の既存の経済思想のなかで、十分に定式化されていたものではない。江戸時代末期からのヨーロッパ・アメリカの経済理論の導入に伴って舶載されてきた思想である。ただ当時の経済理論の導入史が物語る様に、それらはいずれも抽象化された理論としての導入であり、具体的な統計調査と結びついたものではなかった。従って、統計調査のなかでの「収益」概念の導入自体は、理論史とは別箇に検討してみる必要がある。

筆者の知る限りでは、「農明16様式」の前身である「改正農事通信手続」（明治16年8月1日）の第5條第5項には「(地益) 左ニ掲クル品類ハ毎年其耕作ノ損益ヲ調査シ次年三月中ニ報導スヘシ// 米, 麦, 粟, 黍, 稗, 蕎麦, 蜀黍, 大豆, 小豆, 蚕豆, 豌豆, 甘藷, 馬鈴薯, 蘿蔔, 実綿, 大麻, 苧麻, 藍葉, 菜種, 甘蔗, 芦粟, 葉烟草, 藺」とあり、この項目は明治13年12月17日の「内国農事通信規則改正案」ではまだ登場していないものである。類以の書式の現われるのは、「府様式」が範としたとっている明治9年大蔵省達乙87号の別冊「統計表書式並解」である。同別冊の62項目は「地益」と題しており、表頭として水稻、陸

稲、大麦、小麦、大豆、小豆、黍、粟、稗、綿、麻、藍、苘、荏、桑、楮、漆、茶、蘭、芋、蒲柳、梨、柑子、檉、桃、梅、栗、柿、胡桃、の32品種について、表側として一段ノ地（種子・植林）、工数（男・女）、工価（男・女）、糞培料金、収益（数量・価金）という調査項目をあげて、記入することになっている。この項目の注解としては、「亦一段ノ地ニ就テ（其物ノ耕種ニ適スル土地ヲ以テ準トス……原文割注以下同じ）其種子幾升（植付ル樹木ハ幾株幾本）全年用フル所ノ人数（一日ヲ以テ一人トス）工価（男女各一日一人ノ価ヲ総計ス）糞培料（何物品ヲ論セス只其価金ヲ擧ク）収益ノ数量価金ヲ擧ク例ヘハ米ノ収益ヲ算スルニ粃ヲ以テスレハ其種子モ亦粃ヲ以テ之ヲ量リ（種子収益幾十倍ナルヲ見ルニ便リニスルヲ要スルガ為ナリ）綿ハ種子去サル綿藍ハ干上ケタルモノハ麻ハ製成ノモノ楮ハ皮ノ干上ケタルモノ茶ハ生マ葉漆ハ生漆ヲ以テ其貫目ヲ数ヘ其代価ヲ等スヘン餘皆比例ニ従フ（桑茶漆等収益ノ全量ハ各繁茂ノ極ニ至ル者ヲ率トシテ之ヲ等ス）而シテ其艸樹ノ種類ハ表中擧ル者ニ限ラス管内ノ耕植尤多キ者アレバ尚之ヲ掲クヘシ（収益僅少ナル者ハ擧ルニ及バス）」とあり、用語法は、「農明16様式」と完全に一致する。

従って、この大蔵省の明治9年の「地益」が、「改正農事通信手続」を経て「農明16様式」に引き継がれたと推定してほぼ誤りがないと思われる。その他の産業については、53項から58項にかけて、「鉱山」「土石」「牧畜」「製作工場」「商会」「遭運」の6表があり、それぞれ製造価額・売上価額等の総収入と並んで「牧畜」以下の四表については、「純益」の項目がある。この「純益」については解で、「其全年ノ収益ヨリ一切ノ経費ヲ除キタル純粹ノ益金ヲ算出」するとしている。この事からこの大蔵省の「府県統計書」様式的设计者は、全業種に互っての「収益」概念による調査を意図していたものと推定される。

この「収益」を調査に導入するのは、大蔵省統計寮の明治4年8月19日職制章程、明治9年6月19日の改正追加、でも見られず6月30日職制并事務章程で下款第四條「農産及ヒ諸鉱礦工作場商業会社等ノ資益官民所有ノ動不動二産及ヒ内外租税ノ科目ヲ表出スル事」という形で表面化したものと思われる。

大蔵省統計寮に対抗する杉亨二の政表課では物産と食糧消費という概念はあったが、収益という概念は意識されていなかったことは、明治5年正月の杉の「政表ノ主義ヲ條書シテ」大隈大蔵大輔に答申したなかに見られないだけでなく、明治7年7月12日の「政表課規程ヲ仮定ス」の人民ノ部其八 産業ノ総括内国産業ノ種類并地方ニ属スル産業或ハ一區ニ限ル産業、其九 礦業漁業猟業製塩材木等、其十 耕作牧畜樹藝開墾及ヒ植物歳収ノ額耕種ノ方法反別丁数又ハ地主ト借地人トノ比較、其十一 大製作所ノ種類及ヒ員数造化力ノ運用（汽風水）工人ノ員数其歳出ノ品額；其十二 手藝工匠及工師ノ種類又ハ工事ニ関スル人員等」を見ても、また明治7年12月20日太政官達（内務司法大蔵三省へ達）「政表ヲ編成ス」で大蔵省に報告を求めている事項からも知ることが出来る。明治9年6月20日以来の政表会議

での議事録を検討してみても、勸業寮の物産調に対しては齒に衣を着せぬ批判はあっても、この「収益」概念を問題にした事はなかったと思われる。従って「収益」概念の導入は、いわゆる杉等の政表主義者というかまたは統計家と呼ばれる人々の発想として、持ち込まれたものではないと推定される。

明治9年の大蔵省と、明治15年の農商務省とを結んで「収益」概念を調査に持込んだ人物として、筆者の想定した仮説は、若山儀一（わかやま のりかず）である。周知の様に、明治15年の農商務省には大書記官として前田正名が居り、各種の調査を立案しているし、『興業意見』は当時としては画期的な地方調査であり、しかもそのなかには「収益」概念は存在している。然し、そこでの「収益」概念はかならずしも、経済理論的にも十分に定義されたものとはいえない。これに対して、当時農商務省書記局の権大書記官をしていた若山は、幕末期に緒方塾に学び、明治2年には開成所大学中助師として、フルベッキに師事するかたわら、A. L. Perryの *Elements of Political Economy*, 1865を翻訳し『官版経済原論』と題して刊行しているだけでなく、『泰西農学』『西洋開拓新説』『西洋水利新説』を発表し、農学にも通じていることで知られている。しかも、明治4年12月から明治7年3月にかけて特命全権大使若岩具視の随員として、渡米して大蔵省関係の事項の取調に当たった。帰国後明治7年3月から明治10年1月にかけて大蔵省租税権助となり、租税制度を検討している。この間保護貿易を主張して、J. B. Byles の a Barrister という筆名で発表した *Sophisms of Free-Trade and Popular Political Economy Examined*, 1849 を『自由交易穴探』と題して明治10年に刊行している。これは、彼の明治4年に草稿としてまとめた『保護税説』『保護租税附録』の趣旨を他人の筆を借りて表明したものと見える。

当然ここでは、税制の根本は、利益に対して課するものであるだけでなく、国民経済全体としてそれぞれの経済主体の利益概念が明示的に導入されている。

この様に見ると、若山であるならば、かかる調査様式を設計しても不思議ではない人物である。しかも、若山の遺稿のなかには「合衆国統計要略」と題する未完の稿があり、『若山儀一全集』中に再録されている。これは、大蔵省の用紙に記し、欄外に「若山儀一反訳統計寮ノ件」と記してあって、簡単なアメリカ合衆国の統計調査制度の要約と、「千八百十一年統計寮歳報ヨリ抄訳ス」と題する「大蔵省統計寮分課大略」からなっている。若山が、日本の大蔵省統計寮の設計にも関与したことを推定させる資料である。

また、全集の編者大山敷太郎は、「欧米各国農業比較統計」という草稿があるが「諸家の説によって成稿したもので、尤して重要なものでない」から収録しなかったとしている。これの全容が判るならば、若山の農業統計として何を重視していたかについて、いま少し詳細を知ることが出来たかもしれない。以上の推論は、若山が、調査様式の設計をしたという直接的証拠に基づいたものではないので、ここでは単なる仮説として提示するのに留める。

3.2 生産高調査と旧「物産表」との関係

「物産表調」と「農産表調」前章で示した様に、農商務省の前身でもある内務省勸業寮の手になる明治6年の「府県物産表」(明治8年刊)に始まる「物産表」は、明治9年の「全国農産表」(明治11年刊)となって、農商務省農務局に引継がれて、明治15年表を最後に、「農商務通信規則」による「農商務統計表」のなかに吸収されてしまう。この「農産表」に於ては、14種の「普通物産」と28種の「特有物産」について調査しており、この調査品目の限定列举が、「農商務通信規則」における品名列挙による生産額調査にと発展したものと考えられる。「農産表」の限定的品目列举は、「物産表」で農林水産工業の産業分野の生産品49類に互っての品目名例示列举による調査が品目の多岐に互ったための失敗の結果を考慮に入れての縮小であると思われる。この品目の縮小と対象分野の限定には、前述の様に太政官政表課の主催した明治9—10年の「政表会議」での議論が影響したものと推定される。

「工場表」調査の出現 「農明16様式」では、生産額調査は、三つに分割される。第1が農作物・牧畜・水産物であり、農事通信事項に属し、第2が工業産物であり、これは工業通信事項第二項品目に対応し、附録4号から25号迄の様式で24品目および「其他著名ノ工産物」の1ヶ年分の生産高について報告するものである。第3が新たな調査項目である工業通信事項第一項の工場(生糸・製茶・製糖を除く)の生産額である。これは蒸気機関使用、水車使用、蒸気機関・水車等を使用しないの三種類工場に分けて工場毎に記入する事になっている。

いま工産物である第2と第3についてのみ議論を限定しておく。第2の生産物表の方は、製造家数と男工・女工の人員と生産量と生産価額の組合せとなっている。しかしその製造家数と産物の生産数量・価額とは完全に1対1対応をしなく製造家数を欠くものが多い。またこれと第四項に対応する27号の職工人員表と組み合わせると、職工人員(男女)数の得られる物品もある。これらの3種の表の対応関係を示すと、第2表の様になる。

問題は、この製造家数とその人員および、それに対応すると考えられる生産額表には工場の一覧表に収録された工場の分が含まれているのか否かである。

第一項の「工場」は「職工男女ヲ問ハス拾人以上ヲ使役スル工場」であるのに対し、第二項の「品目」での製造家数については、最初の製糸織物業表の注記に「家数ノ欄ニハ工場ヲ設ケテ営業スルト住家内ニ於テ従事スルトヲ論セス総テ一箇所ト做シテ記載スヘシ」とあることから、この数は、現在の用語ならば、事業者・事業所数に相当するものといえる。また、冒頭の製表心得で工場に関する数値はすべて、第二項の内数に含めるとしているのが、このことが、第四項の職工人数にも当てはまるのかどうか問題となる。ただ、この点の正否を両者の数字の相互整合性で検討することは出来ない。何故なら、第四項の人数は、12月31日の現在数であるのに対して、工場の分は、明文規程はないが、年間延人数であると推定され

第2表 製造家数・生産量・職工数対応表（「農明16」）

製造家数	生産量	職工数
製糸織物業 [*]		
<ul style="list-style-type: none"> 製糸專業 織物專業 製糸織物兼業 他業ヨリ兼業 	<ul style="list-style-type: none"> 製糸 織物 編物 莫大小 	<ul style="list-style-type: none"> 機職 綿打職 糸組職
		和服仕立職 洋服仕立 足袋職 染物職
X	畳表	畳刺
X	紙類	紙漉職
X	金属器	<ul style="list-style-type: none"> 鋳物職 鍛冶職 鋳職
金玉器製造家数	金玉器	
漆器製造家数	漆器	<ul style="list-style-type: none"> 漆器職 蒔絵職
X	角甲牙器・袋物	<ul style="list-style-type: none"> 鼈甲細工職 袋物職
陶器	陶器	陶磁器職
磁器	磁器	
瓦類	瓦類	<ul style="list-style-type: none"> 瓦焼職 煉瓦焼職
七宝器	七宝器	
醸造物（和酒）	酒造物（和酒）	酒造職
製造家数（洋酒）	（洋酒）	
醸造物製造家数	銘酒・酢・味噌・	<ul style="list-style-type: none"> 酢醸造職 味噌醸造職 醤油醸造職
（銘酒・酢……）	醤油	
油類製造家数	油類	油絞職
化学上製品製造家数	化学上製品	
製革・革具製造家数	製革・革具	<ul style="list-style-type: none"> 皮滑職 靴製造職
X	<ul style="list-style-type: none"> 罐詰 機械 船舶 	
X		船大工職
X		車製造職
車製造家数	車	
活字版類製造家数	活字版類	活版植字職
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> その他の業主・生産量と 対応しない職種は除いて ある。 </div>		

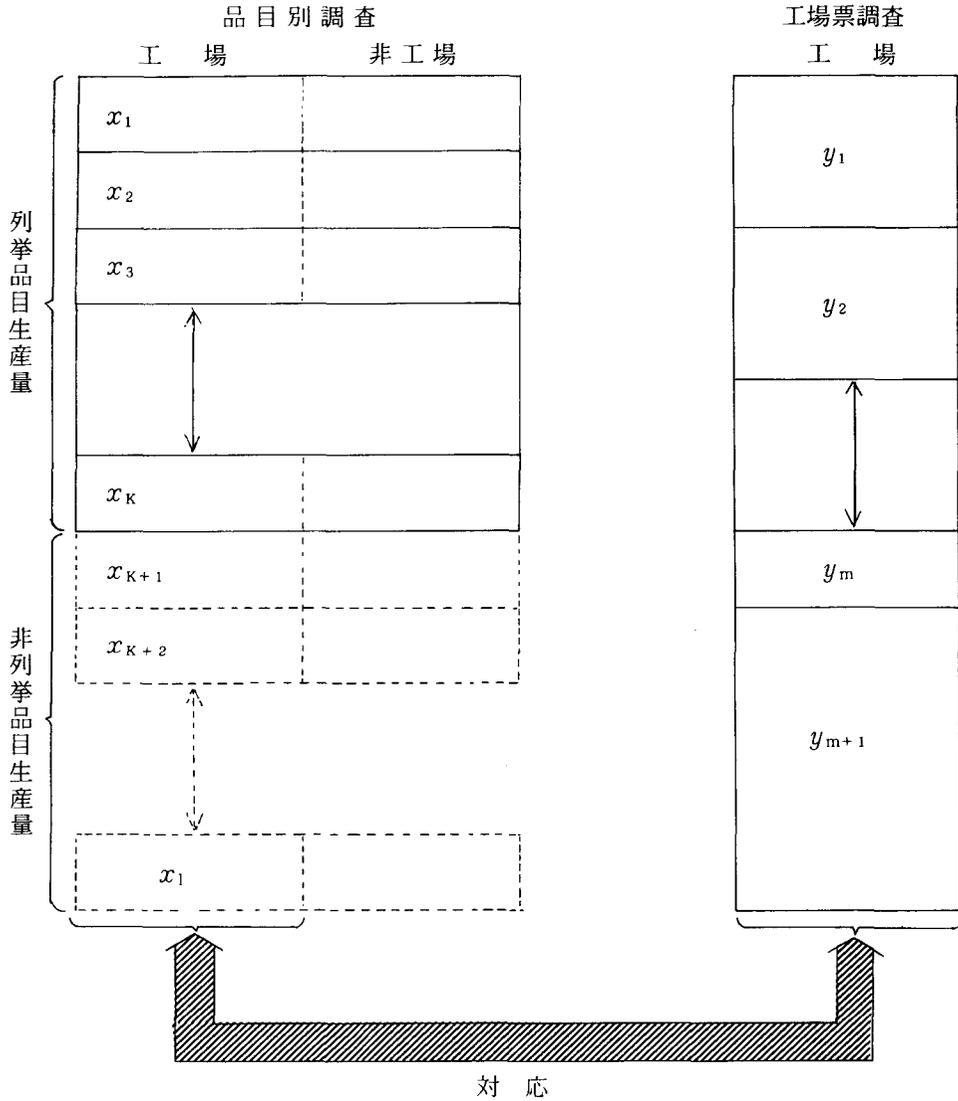
ることである。

「農明19様式」の原稿であると推定した「現行様式農商工通信事項原書」では、該当項目の所に延人員と朱書をし、またこれ迄この様式の原型の推定資料として利用されてきた「兵庫県農商務通信手続・通信事項」(明治19年7月30日付兵庫県乙137号達)でも、延人数としている。一方本書で「農明19様式」の底本として使用した総理府統計局所蔵本では、この工場表が姿を消して、「工業会社及製造所表」のみがある。この様式では兵庫県の布達も含めて「役員職工人雇人ハ毎月末ノ現数ヲ十二月ヲ以テ平均シタルモノヲ掲クヘシ但シ季節其他ニ因リ其営業月数一ケ年ニ満タサルモノハ現ニ営業セシ月数ヲ以テ其平均ヲ掲クヘシ」とある。現に「農明19様式」に基づく、『第四次農商務統計表』(明治23年刊)には、工場表を欠き、会社表のみ掲載し、それには人員等の数字は一切掲載されていない。

「農明16様式」に従っている明治17年と明治18年データを収録した『〔第一次〕農商務統計表』(明治19年刊)および『第二次農商務統計表』(明治20年刊)には、数値の規模から判断して延人員以外ではあり得ない数値が工場表には記載されており、他方「農明19様式」と同一様式に従っているはずの『第三次農商務統計表』(明治21年刊)の明治19年データは、兵庫県様式と、「農商工通信事項原書」の「工場表」の様式と一致しており、職工数は月末の平均値の年間値となっており、これが何を根拠にして調査されたものであるのか判らない。あるいは、われわれの底本としたのが、標題紙の誤りで、明治19年3月改正と明治22年改正との間の時点で、明治19年末または20年早々に、様式の部分的改定があり、それがわれわれの「農明19様式」の底本としたものであるかもしれない可能性がある。

「府県統計書」における**工場表** 「府様式」における工業関係統計表は、97項の「製作及製造品」と98項の「工場」の二表となっている。97項には「其地方ニ於テ最モ多ク製作又ハ製造スル物品ヲ掲クヘシ」として、「其記載ノ順序ハ初ニ器械的製作ニ属スル物品ヲ掲ケ次ニ化学的製造ニ属スル物品ヲ掲ク」とし、100項、101項で別掲される度量衡または造酒の高は省略するとある。ここでは製作及製造高と製作及製造人員を記載することになっているが、そこでの人員とは「其物品ヲ製作又ハ製造スル所ノ人員〔職工の意であろうか……引用者注〕尤工場ニ於テハ其場所ヲ以テ一人ト見做シテ合記スヘシ」とあり「農明16様式」の製造家数に近い概念と考えることが出来る。問題は98項の「工場」であり、そこで定義されている工場は、97項の工場に対応すると考えられる。98項の工場は、男女別の「職工延人員」を記すことになっていて、工場の範囲の定義もないし、この延人員を算出するための年間就業日数も一日当りの就業時間数も示されていない。その意味では性格の極めてあいまいな数値である。この点のあいまいさは季節労働者の占める比重の高い造酒の場合によりはっきり現われる。101項の「酒類ノ醸造」の醸造人員については「其ノ年間ノ醸造人員」と記されているだけである。

第2図 工場票調査と工産物（品目別）調査の対照



x_i : j の品目は一定の分類表による。但し $i=1 \dots k$ 。

この x_i が工場部分を図の様に含むかどうか、まだ疑点がある。

y_j : j の品目は工場が任意に定める。但し $j=1 \dots m$ は品目明示分、 $m+1$ は「其ノ他」の製品を指す。

□ : 調査対象

□ (dashed) : 非調査対象

年間延人員の意味 「農明16様式」と「府様式」に共通に見られる職工の年間延人員については、「個別工場一覧表の形式……奇妙なことに職工数は、フローの形でとらえられた非現実的な延人員で、静態的にとらえられた一時点における現在数ではない」という批判が、これまでにされている⁴⁾。然し、当時の工場の中の多くのもの、造酒、製茶、藍染料作りなど季節性の高い製品を作っているものが多かったこと、農業との兼業があったことなどを考えると労働力の純投入量の尺度としてはかえって意味があると考えられる。問題はむしろこの延人員が、一年間就業日数と一日平均使用職工数の積であったとして、そこでは一日間の就業時間を一日平均使用職工数を考えるとき考慮に入れているかどうかにある。綿紡績の24時間というものもあるけれども、大部分は6—14時間の間に入っていることを組み込んだ形で延人員を定義するのは極めて難しいと考えられる。

明治22年改正から明治27年改正まで 明治19年改正で、これ迄の毎年調査と異り織物産額以外の工業製品の調査は毎5年に行う調査となった。但し工業諸会社及製造所表は、毎年調査であり、調査対象の定義が、職工10人以上という条件の他に資本金千円以上という条件が追加された。この様式が「農明22様式」となると、織物の他に陶磁器、西洋紙・摺附木が毎年調査に追加され、他は、工業会社及製造所表から十人以上という規定が消え、資本金額の制限のみが残った程度である。明治27年改正はこれ迄は一覧表式な表式調査であったのに、工場毎の個票調査を導入したのであるが、それ以外には、製造戸数を各品目について明示的に示した他は、「旧様式ニ在テハ每五年調査ニ属スル工業品二三種ヲ改正様式ニ於テ之ヲ毎年調査ノ列ニ入レタ」。これは「年々其生産ノ状況ヲ審ニスルノ要用アルト各府県中毎年之ヲ調査スルモノ現ニ半数以上ノ多キニ居ルヲ以テナリ」ということである。このことは「府県勸業年報」には、これらの毎年調査の結果が記載された府県が半数以上あることを意味している。

明治41年改正 「農明41様式」での調査の最大の問題点は、「工場票」の裏面にこれ迄と異って、製品の種類毎に、数量、価額を記す方式をとっており、これが品目列举型の対応する品目の調査表の製造高に含まれているかどうかということである。この点がまだ十分に明らかになっていないことの一つである。

この問題が重要なのは、品目列举型の調査表で、品目区分を詳細にして列举する程工場全体の生産額としては、その他の製品の占める割合が大きくなるからである。これらのその他製品の生産額を工場票による調査が含むならば、工場票による生産額と品目列举型による調査表の生産額の重複の度合は極めて分離し難いことになる。(第2図参照)

3.3 賃銀調査

日本の統計発達史の戦後最初の体系的記述として利用されることの多い日本統計研究所の『日本統計発達史』は、農商務通信規則中の賃銀調査に関する部分は、一体どのような通信様式を底本として採用したのか不可解な記述がなされている。即ち「当初これ〔農明16様式を指す……引用者注〕にとりいれられていた賃銀統計は、必ずしも一貫性を保持しなかった。制定の翌年〔明治17年〕には、さっそく欠如しているし、明治19年の通信様式改正のさいには、賃銀の事項が削除され、明治33年までは復活していないのである。したがって、この期間の賃銀統計〔『帝国統計年鑑』所収の農商務省調による賃銀統計を指す……引用者注〕は、通信様式による工場調査とは別系列のものであるとみるべきであろう」という記述がある⁵⁾。ここで欠けているとされている様式については、本書第2部の該当項目を参照されると判るように、いずれもいわゆる賃銀調査としては存在しているのである。

「農明16様式」の26号にある職工賃銀は、27号の職工人員と合せて一組の調査となるはずであるが、『(第一次)農商務統計表』には、後者の明治17年調というのがあるが、前者については明治16年12月調と題してあり、『第二次農商務統計表』には、前者の明治18年調のみがある。『帝国統計年鑑』に明治13年、明治14年、明治15—16年をそれぞれ異った様式の調査を収録した根拠となる様式の明示がなく、「明治17年ハ農商務通信事項改正ニ際シ本項ニ関スル事項ヲ府県ニ徴集セサルヲ以テ此材料ナシ」としてあるのは確に疑問は残る。然し明治13年のものは恐らく次の調査様式によるものと推定される。

職工雇夫賃銀調査 この調査は、明治13年7月16日付で勸農局竹尾忠男が起案した勸農局長からの「各地人民ノ常食雇人賃銀等別紙臨時報告第卅一回ニ掲載有之雛形ニ照シ御取調相成度」という府県長官開拓使書記官宛の下記の調査様式によるものと思われる。

「職工雇夫賃銀調査表雛形

品名、郡名、地名、職工雇ノ種類（農産物ヲ製造シ及ヒ農家ニ於テ常ニ使役スル種類ニ限ル）

男
一日ノ賃銀
女

現今、十年前、二十年前

雇賃銀調査表中地名ノ欄内ヘハ、一郡中雇銀ノ差等アル地数ケ所ヲ撰シテ之ヲ掲載シ務メテ其郡中一般ノ景況ヲ伺フニ足ルヘカラムヘシ但シ一郡ノ平均ヲ用フルモノハ別ニ最高最低ノ両ケ所ヲ掲クヘシ

兎ト八年令ニ定限ヲナスシテ実際男児一人前ノ賃銀ヲ能ハサルモノヲ指ス

賄付きによる差 「農明16様式」と「農明19様式」（「農明22様式」も同じ）との差は、賄部分

の処置の差にある。前者は上中下の一ケ年平均賃銀で「手弁当ノモノニ就テ算スヘシ」とあるので、弁当代は自己負担と考えられる。後者は「一ヶ月給料ノモノハ食料ヲ加算スヘカラス一日賃銀ノモノハ食料ヲ加算シタルモノヲ掲クヘシ」とある。従ってこれは賄付と解する。「農明27様式」では、その質疑応答の解説書のなかで「各賃金ノ外ニ賄ヲ給スルモノト給セサルモノトノ別可有之ニ付各項トモ其何レニ属スルヤヲ注意シ某々ノ賃銭ニハ外ニ賄ヲ給スル旨」附記せよとしてある。従って「農明16様式」による明治16—18年のデータは、明治19年以降とは異なるはずである。

これに対して「府様式」では、項目148と149で市街地と郡村とに分け、それぞれについて日給、月給の別に調べることになっており賄付を意味するかどうかその詳細は不明である。

3.4 明治19年の調査縮小からの回復

調査様式に使用するもろもろの調査項目と、その調査概念の設計は、現実をどのようなものとして理解しようとするかという現実の写像としてのモデルをどのように設計するかによって支配されている。明治16年から17年にかけての調査様式の確定の試みは、すでに詳述した様に、モデルの設定において、これ迄の日本の伝統的社会・経済のモデル化の理論概念とは異った斬新なものであった⁶⁾。然し、この理論モデルは、同時に、何を報告基本単位(enumeration unit)として、計測するか調査方式の設計と切離して論じることが出来ない。明治19年の改正が一種の調査縮小であったのは、明治16—17年の様式設計が実査面の連関では十分練られたものでなかった事の帰結であった。

この明治19年の改正が、調査概念に関しては伝統的な単純な概念(例えば収益概念を棄てて、単純な生産価額概念にする)に戻ったり、調査規模を毎年調査を必要とするものと、5年毎の調査でよいものに分けることによって、一年当りの調査項目の減少を図ったり、さらに全体としての調査項目の減少を含む調査の規模縮小であったことは確かである。もっともこの調査の縮小は、実査の面での調査精度の向上をもたらすことを意図していた以上、単純に規模縮小と呼ぶことは出来ないかもしれない。ただ問題を複雑にしているのは、産業政策をめぐる松方正義対前田正名の対立が、結果的には、後者の「興業意見」調査の変容が、農商務省における調査活動の全般的縮小を引き起したとも思われることである。

明治25年調査 明治25年調査は、明治16年以来、明治20年に続く五年毎の大調査年に相当するものである。田畑自作地、小作地段別、茶畑段別、食用・特用農産物、生蠟、漆汁、牧場、羊、豚、和紙、畳表、莫産、麦稈紐、油類、製革、農工の諸雇賃銭、漁獲金額などが該当する項目である。

この明治25年調査は、明治24年調査に引き続き志村源太郎統計主任の下で、それ迄の集計

処理と異って、その処理速度を早め、「整理スルニ随ヒ可成発表ヲ敏速ニセン」という目的で、明治24年対象調査を収録する『第八次農商務統計表』（明治27年刊）に集計のすんだものは、明治25年数値についても収録するという形で行われ、さらに残りの大部分を『第九次農商務統計表』（明治28年刊）に掲載して刊行している。この調査集計処理等の迅速化が、何によって促進されたのかは、「農商務省報告書」の「統計及官報報告」の章などにも何等の記載がないので、不明であるが、注目すべきことは、明治25年の第2回総選挙への大干渉をめぐって第一次松方正義内閣の総辞職がなされ、8月には第2次伊藤博文内閣が成立する。これに従って農商務大臣は河野敏鎌から後藤象二郎に変わっている。この政変が、調に対する発想の転換をもたらした可能性はあるといえる。

国力調査農商務統計篇編纂 そのことを物語る資料として、この統計書の特別編集があげられる。明治25年8月に後藤象二郎の農商務大臣の就任に際して西村農商務次官との協議の結果、「本邦国力通観書」としてそれぞれの主務局に資料の提出を求めて同年10月に編纂されたものである。然し『農商務省第十二回報告 明治二十五年度』（明治26年6月刊）には、かかる調査の実施については一行も記載されていないのである。

筆者の知る限りでは、本統計書は、土屋喬雄の所蔵している下記の12冊が稿本としてある以外には、この名称での刊本の存在を知らない⁷⁾。その稿本の細目は、

『国力調査農商務統計篇編纂顛末』		1冊
『国力調査農商務統計篇材料』		11冊
(内訳)	農務局	5冊
	商工局	3冊
	山林局	1冊
	鉦山局	合冊して1冊
	特許局	
	官房記録課統計掛	1冊

である。

この統計書には、既応に遡っての累年数値や、「農商務統計様式」以外の金融事項などの調査事項や、各国比較を含んでいる。『第九次農商務統計表』に鉦業などに加えて、陶磁器、種牛馬の様に「本省部局ニテ特別調査ヲ為セルモノ」や「海外著名各国農産表」を加えて刊行されていることから、この統計書にその資料を求めたものであろうと推定される。

明治26年の調査業務の充実 この様な統計調査充実の機運は、明治26年になって調査業務の拡大と充実を図ることになる。具体的には、「明治26年農商務省達甲31号」（明治26年4月13日）で、各局と官房各課に統計主任を定めて各局課の主任を常時農商務省統計主任と連絡して調査事項・方法の打合せ会議の開催を行うこととし、さらに甲29号では、「地方長官

ニ通牒シ各地方庁の農商務統計ニ関スル主任ヲ定メ……統計事務ニ関スル必要ノ注意ハ本省統計主任ヨリ直接ニ地方庁ノ主任ヘ照会往復シ又地方庁主任ヨリ意見アルトキハ直接ニ之ヲ申報スルコトヲ得」る様にした。その結果6月12日付甲46号で「地方庁へ本省主管事務ノ統計調査ニ関スル現行ノ令達及告示ヲ報告シ爾後加除改廃等ノ節ハ其都度報告」⁸⁾することを要求し、地方で行われている統計調査方式をも把握出来る道を開いていった。

明治27年の農商務統計様式改正 この様な調査業務機構の改革を背景として、明治26年4月以降、「農商務統計様式」の改正を企画しそのための調査を始めることになる。調査の手続きは、各府県農商務主任に意見を求め、同時に、各府県で「農商務統計様式」を実際にどのような令達で行っているかの報告を参照して、様式草案を作成検討の上、志村源太郎書記官を大阪府の他5県に巡回させて各府県下の統計主任と打合せを行い、さらに内閣書記官室統計課と協議を終えた後内務省にも改正の要旨を連絡して確定している。前述の様に、明治27年改正で導入された「会社票」「工場票」による会社調査、工場調査すなわち個票調査方式による調査を導入した呉文聡の農商務省へ第一次勤務は、まさにこの改定作業開始の年である明治26年4月から、明治29年6月迄であった。

この改正によって「農商務統計調査」は、実査の過程をも規定する統計調査へと変容していくことになる。面目を一新した「農商務統計調査様式」が、内務省へ通知されることによって、明治26年内務省訓令6号（同年5月17日付）で「府県統計書様式統一ニ関スル訓令」廃止をもたらしたものと推定される。

改正の力点は「其調査ノ事項ハ我国ノ今日ニ欠クヘカラサル重要ノモノニシテ必スヤ毎年一回之カ調査ヲ為シ以テ其現況及其変遷ノ跡ヲ審ニスヘキモノモ取り繁雑ニシテ困難ヲ極ムルモノ或ハ調査ノ利益僅少ニシテ今日必要ナラサルモノハ悉ク之ヲ捨テ」とある。実際に廃止されたものは、「田畑自作地小作地概算表」の様に、毎回調査せずに数年に一度「現在調査」（センサス方式による静態調査を意味している）にゆだねるべきもの⁹⁾としたもので、これに属するものは農業生産構造関係のものが多い。また、「商賈種別市場種別等」の商業に関連したものは物価と賃金を除いて廃止されている。これは「商法会議所取引所等ヲシテ直接ニ本省ヘ調査報告セシムルモノ多キヲ以テナリ」という理由付のものに属するといえる。詳細に点検すると「食用及特用農産物表」では、明治16年の21品目から、明治19年改正16品目と減少してきたものから、明治22年改正は15品目と14品目その他特掲といった形に減少しており、調査対象が全般的に工業生産と農産物については輸出商品に移されてきたことを推定させる。

商業調査の廃止の背後には、明治25年の「海外輸出品ノ増減及沈滞ノ理由」の臨時調査に引き続く明治26年の「重要商品商況 附金融景況」調査があり、農商務省の関心が、内国商業の調査から輸出関連に移行したものと推測される。この商業調査を商法会議所（後の商工

会議所)にゆだねるとするのは、昭和初期に迄続く、日本の統計調査体系での内国商業軽視につながる方針である。

「農商務統計様式改正要旨」で「欧州各国ノ如キ多クハ近時毎五年ニ之〔現在調査〕ヲ執行シ」ているのに対し今回の改定様式に収録したものは「異動調査〔動態調査に相当〕ニ属スルモノニシテ毎年一回之レカ調査ヲ為スニアラサレハ以テ本邦農工商業ノ実況及其変遷ノ跡ヲ審ニスル能ハサルモノナリ」として、「現在調査ニ属スルモノハ茶畑桑畑段別及牛馬数ノ如キ異動調査ノ事項ト離ルヘカサル関係アルモノニシテ挙げタルニ過キス」と改正内容に言及した後「現在調査ハ精密ノ討査ヲ要シ労費尠カラシテ各庁現在ノ経費及人員ノ能ク弁スヘキニアラサルヲ以テ他日泰西諸国ニ行ハル、如キ調査ヲ実施スルノ機ヲ待ツ」と述べている。これは原政司の記す様に¹⁰⁾、翌明治28年にはスイス統計局省 Guillaume 万国統計協会報告委員から1900年(明治33年)に民勢調査に日本の参加をすすめて来るといった世界の状況勢を考慮に入れての動きであったと思われる。事実明治33年民勢調査実現不能になった後も農商務省は明治33年酒匂常明・美濃部 俊吉両書記官を主任として各局課より十余名の補助委員を集めて、膨大なセンサス調査を計画し明治34年から実施しようとしたが、実現を見なかった¹¹⁾。

いづれにしても、センサス調査と動態調査の組み合わせを最終的状況として計画されたこの明治27年の統計様式の改正は近代的統計調査の実態を備えてきたといえる。

調査報告基本単位の確定 近代的統計調査の実態を備えるようになったということの今一つの証左として調査報告基本単位の確定がある。「米麦ノ外ハ従来報告セシメシ郡市ノ区別ヲ省略シテ府県ノ総額ニ止メ」「地方庁調査ノ労ヲ軽減シ各担任者ヲシテ充分ニ調査事項ヲ講窮スルノ余裕アラシメ以テ其結果ノ精確ニシテ事実ヲ失ハサランコトヲ期」したのは決して、郡市毎の詳細な調査を必要とせず、推測で数値を集めて良いということではない。逆に「当局地方庁ニ於テハ此際深く意ヲ材料ノ蒐集鑑査ニ留メ可成的其勞力を分チ例ヘハ牛馬羊豚屠殺賃錢都邑物価会社工場ノ諸表ノ如キハ地方庁ニ於テ各材源ニ就キ直接ニ調査シ製造及産額諸表ノ如キ同業組合ノアルモノハ成ヘク之ニ依嘱シテ調査報告セシメ」という形で報告基本単위를明示し、さらに、「市町村ニ於テハ予メ名譽職員学校教員其他相当ノ地位名望ヲ有シ農工商業ノ実情ニ通曉スル者ノ中ヨリ統計調査委員ヲ囑託シ市町村長書記及組合等之レト協議シテ精確ノ実数ヲ得ルヲ期ス」として市町村単位の調査が望ましいことを明示している。もっとも、ここに示されている市町村の村は明治21年に創出された行政村であって、自然村ではないだけに統計調査の精度向上に対してどれだけ実質的効果があったかには疑問が残る。いづれにしても、かかる市町村単位の調査がどの程度実効をあげたかの吟味には、全県の総額しか記載されない「農商務統計表」ではなく、「府県勸業年報」等を調べなければならない。

3.5 農商務統計報告制度の分解

明治27年の「農商務統計報告制度」が、近い将来にセンサス調査の実施されることを念頭に置いて動態調査に徹したとすると、そのセンサス調査の実現不可能となった時点で、再編成されることを余儀なくされたといえる。第一は明治35年農商務省令26号「農会ニ於テ農事ニ関スル事項調査ノ件」（明治35年12月27日付）で、センサス調査で予定していた調査事項の中から農業構造データ、すなわち農家戸数や作付段別、自小作地段別などが、農会に農事調査として委託され、「農商務統計報告制度」から脱落していく¹²⁾、また逆に山林は明治37年の報告様式改定で復活していく。動態性の強化は、明治36年農商務省訓令15号で「農商務統計表」とは別立の米麦収穫予想・蚕児の景況収繭高予想の導入となる。この農業に関するセンサスは、昭和5年の「世界農業センサス」に至る迄実現せず、日本の農業統計弱点の一つとなる。また、商業関係の事項は、商工会議所に委託されたまま、これも昭和14年の「臨時国勢調査」迄センサスとしては成立しないことになる¹³⁾。僅かに、工場のセンサス調査が、明治42年に「工場統計報告規則」（明治42年農商務省訓令59号）として独立する。本稿の分析対象を、明治41年改正迄に留めたのは、「府県統計書」との対比での「勸業年報」の分析が不必要になるという側面と並んで、「農商務統計報告制度」が、センサス（静態）調査と動態調査とに明確に、少くとも、工場調査については分解していくという点をも考慮したためである。

農商務省の調査が、行政機構を通じての調査から、農会調査、商工会議所調査と分裂していったのは、センサス調査事項だけではない。特に、明治33年以降は全国26商業会議所に「賃銀統計調査」を依頼する形で、「農商務統計報告制度」から脱落する。物価統計も同様であり、商業会議所調査に変化してしまった。

もっとも、静態調査と動態調査の両面を含みながら、明治37年、明治41年の調査様式の両改正では、それなりの充実を示してくる。例えば、「食用及特用農産物表」の調査品目の増大と、明治37年新設の「果実表」の品目を合せると園藝・工藝作物といった、いわゆる商品化作物の増大という農業生産の変化の反映である。明治41年の「緑肥用作物」は、農業技術の変容を示している。また明治32年改正で導入された綿糸紡績の特掲（「綿糸紡績ノ一、二」）は、明治37年に「綿糸紡績」「絹糸紡績」「麻糸紡績」に拡大され、繊維工業発展の現実を写し出している。これらの調査の拡大は、その場その場の経済構造の変貌への対応であって、統計調査体系としての整合性というものは示されておらず、「農商務統計報告制度」としては、形式的にまた調査技法の点で拡大したにもかかわらず、体系性という点では、解体の道を歩きはじめたと総括することが出来る。

注

- (1) 「農明16様式」で、産業各分野に互って、「収益」概念で調査を試みたが、鉱業部門が脱落しているのは、当時鉱業関係は工部省の管轄であったためと推定される。政表掛の統計様式統一の試みである「工部省統計材料様式」（総理府統計局図書館所蔵稿本）では、官行、民行の鉱山について、それぞれ「収益」概念での調査を行うことになっているのは、この種の様式としては例外的であり、注目に値する。
- (2) 先に松田〔1978a〕で、『第二次勲業会統計部日誌』の記述を基礎に、水産通信事項中の、この43号「漁業収益表」を「地益表」と同一の「収益」概念による表であると推定したのは誤りであった。函館県の井深基の「水産ニ疎」との発言は、まさにこの43号表が「収益」概念を採用していないのを批判していたと読むべきであった。
- (3) 管理実験的手法に近い農業簿記の記帳法は、明治18年段階ですでに知られていた。例えば、駒場農学校助教澗常明が、明治18年9月15日付で青森県から「農業ニ用フル簿記法之儀」についての照会に対して、同年2月に福岡県の照会に対しても使用した農学校現業科で施行の耕種表甲乙は、それである。（『農務顛末』第6巻1140—1141ページ）
- (4) 相原・鮫島〔1971〕75—76ページ。
- (5) 日本統計研究所〔1960〕187ページ。もっとも、「通信様式による工場調査とは別系列の〔通信様式による……引用者補記〕ものである」と読むべきなのかもしれない。
- (6) 松田〔1978〕
- (7) 土屋喬雄教授の好意により、昭和55年夏に、所蔵本の全体を見せて頂いた際に、見ることが出来た。本稿本は農商務省の野紙に記入した同省保存用の最終稿であると思われる。
- (8) 『農商務省第十三回報告 明治二十六年』（明治27年刊）による。
- (9) 山林統計は、このとき全廃された。すでに、「官有山林原野事項報告書式相定ム」（明治24年農商務省訓令15号）や「官林事項報告書式相定ム」（明治24年農商務省訓令16号）で別途調査を行っていたものを、明治27年にそれぞれ改定されたことによると考えられる。然し明治32年改正で復活し農業センサスの実現不能となって、明治37年に一層の拡大を見る。
- (10) 原〔1968〕143—144ページ（原〔1980〕は改定版）参照。原資料は、最近総理府統計局編『総理府統計局百年史資料集成』第二巻人口上（昭和51年刊）に収録されている。
- (11) 原〔1968〕145—146ページ参照。
- (12) この農会調査との分裂は、前田正名の「興業意見」「農事調査」で示される農業政策に迄遡ることが出来る。原〔1968〕139—142, 147—166ページ、および相原・鮫島〔1971〕88—97ページ参照。
- (13) 松田〔1978〕103—106ページ参照。

4 「府県勸業年報」の刊行状況

4.1 農事通信者の設置

「府県統計書」と「府県勸業年報」との基本的差異を、前者が編纂統計書であるのに対し、後者は調査統計書即ち一次資料である点に求めたわれわれの立場からすると、後者の調査手続がどのようなものであるかを検討することが重要となる。「府県勸業年報」の基礎となった資料は、当初から府県内の通信員に依る数値であることが知られている。ただその通信員が、実査を行っての調査というよりは、二・三のきき取り程度の調査である可能性があるという点では、他の当時の表式調査と同様信頼性が低いものであるという批評をまぬがれないといっている。

明治10年1月に内務省は、農事通信者設置等の準備として、農事熟練者の氏名を各府県に問い合わせることを立案し、3月7日付で勸乙28号で「現業錬熟且老実ナル農業家」を選ぶことを府県に依頼している。明治期のいわゆる篤農・老農重視の農業政策の出発点ともなったものである¹⁾。

先に明治4年11月27日付県治条例で、「県庁ノ事務ハ庶務、聴訟、租税、出納ノ四課ニ區別シ」「租税課ハ管轄内ノ正租雑税ヲ徴収シ豊凶ヲ省檢シ、開墾、漕運、植藝、漁獵、山林、堤防、営繕、社倉等ヲ管理ス」ることとなっていた。しかし、明治7年3月に内務省に「全国農工商ノ諸業ヲ勸奨確實盛大ナラシムル事務ヲ掌管スル所」として勸業寮が置かれて以来、各府県ではそれに対応する勸業事項を主務とする者が定められ県内の勸業事業を行ってきた。明治8年11月には太政官達203号で県治條例は廃止され新に府県職制が定められ、そこでは「属史生ノ職務ヲ分テ」「庶務・勸業・租税・警保・学務、出納」の六課制をとるとして、勸業は第二課とされることになった。

各府県の勸業主務者は、この明治10年の農事通信の開始に先立って、8月の内国勸業博覧会のため在京中の所を招集され、農事通信実施についても協議したといわれている。即ち同年11月に農事通信仮規則（17則）を、さらに12月に追加の3則を各府県に通知して、翌明治11年1月から臨時報・月報・年報の三種類について府県委員から報告させる様にした。

内国勸業博覧会に集った府県勸業主務者達は、農事通信の実施の前に各府県の状況を取りまとめて一冊の書物を作成している。即ち明治10年内国勸業博覧会事務局から刊行された『明治十年府県勸業着手概況』である。この書物は、博覧会事務局長河瀬秀治の発案で「各地出ストコロノ物品ニ就テ其製造ノ方法使用ノ的途或ハ其盛衰沿革及ヒ勸業ノ景況等迭ニ耳目

第3表 府県通信件数及通信委員並勸農局農事月報配布高一覧表 (明治12年)

府 県	府 県 通 信			府 県 通 信 委 員		管内通信委員		月報配付高	
	臨時報	月報	年報	前年	本年	前 年	本 年	第3号	第4号
開 拓	3	—	—	—	8	—	—	11	11
青 岩	10	2	—	2	2	9	9	13	13
宮 手	15	—	—	1	1	—	—	3	3
秋 城	38	4	1	5	2	61	64	68	68
山 田	11	3	1	3	3	40	45	50	50
福 形	37	11	1	3	4	104	75	109	109
茨 島	55	7	—	4	3	42	28	47	47
栃 城	42	—	—	3	3	—	134	49	51
群 木	13	7	—	2	2	17	21	21	24
埼 馬	21	1	—	2	2	19	12	23	23
千 玉	9	1	—	2	2	—	—	4	4
東 葉	13	—	—	2	2	20	20	24	24
神 京	22	2	—	2	2	—	—	4	4
奈 川	61	6	1	1	2	444	50	54	54
新 瀧	7	3	—	4	3	28	28	34	34
石 川	6	14	—	2	2	203	203	207	207
山 梨	5	—	—	2	2	34	16	38	38
長 野	14	1	—	5	4	11	11	18	18
岐 阜	4	2	1	1	1	—	—	3	3
静 岡	19	—	—	3	3	—	319	326	326
愛 知	14	5	1	3	3	19	20	24	24
三 重	21	3	1	2	3	34	34	38	38
滋 賀	36	3	—	4	4	5	5	11	11
京 都	8	4	1	1	4	75	75	82	82
大 阪	41	3	—	2	3	6	6	10	10
堺	3	8	1	1	1	52	52	55	55
兵 庫	11	1	—	2	2	80	80	84	84
歌 山	20	—	—	2	3	116	116	120	120
和 根	40	15	—	3	3	18	48	27	27
岡 山	7	1	—	2	2	—	—	4	4
広 島	30	3	—	3	4	34	30	35	35
山 口	13	1	—	3	3	10	10	15	15
愛 媛	38	9	—	2	2	28	28	32	32
高 知	43	1	1	2	2	—	—	23	22
福 岡	43	1	1	2	9	20	40	23	22
長 崎	14	—	—	4	4	57	81	87	87
熊 本	2	—	—	2	2	—	—	4	4
大 分	9	2	1	3	3	—	21	5	5
鹿 児 島	5	—	—	—	—	—	—	2	3
計	799	125	12	92	108	1,586	1,710	1,768	1,773
前年比較増	680	91	12	—	16	—	124	272	295

(資料) 『勸農局第四回年報』なお松田〔1978〕69ページ参照。

及フトコロヲ以テ問訊酬答」して報告書を計画したが、そのなかで「勤業ノ現況ニ至リテハ地方官長ノ照考スルトコロアラン苟モ口述シテ筆記スル差違誤謬其体面ニ関ス故ニ吏員互ニ之ヲ手録シ交換ス而シテ各吏員理務ノ間謄写ニ堪サルヲ以テ我〔東京〕府員ニ依リ活版ニ附」した結果出来たものである²⁾。

報告自体は精粗さまざまである。京都の様に、報告書を期限内に作成出来ないという報告だけのものも含めて、37府県の報告が収録されている。内容は、主として明治9・10年頃の状況を示しているものと思われ、一部の府県は、工業概況ともいうべき数値が書き上げられている。これは「物産表」が明治8年で中絶し、9年から農作物統計に縮小した「農産表」になるだけに注目に値する。

「府県勤業年報」の前身ともいうべき『明治十年府県勤業着手概況』を皮切りに、農事通信の実施結果を取りまとめた年報書が、明治10年を対象として高知・大分県から刊行されて来る。ただ大部分の府県に於ては、明治11年以降を対象年次としていることは、各府県の農事通信委員の整備状況を反映していたものと推測される。

ちなみに、明治10年7月から明治11年6月にかけての府県通信委員と管内通信委員の任命状況と通信状況を『勸農局第四回年報』から摘録すると第3表の様になる。

この各府県の初期の「勤業年報」は文字通り年報であって、統計書ではない。各種の文章表現による概況報告を含んでおり、その間に統計表も掲載されているといった方が正確な描写である。この様な状況は、「農商務通信規則」が制定されて、統計調査の比重の高くなる迄続いていたとみて差支えない。農務局の『農務局第一次年報』（下篇）には「府県勤業事務摘要」と題して、各府県の「勤業年報」の記事の抜粋を載せている。ここに記されている「府県勤業年報」のすべてはまだ発見されていないけれども、これらの文章から未発見の分を含めて当時の「勤業年報」が、どの様な記事を中心として編纂されたものであるかが推定出来る。この様な文章表現を含んだ「府県勤業年報」の刊行は、当時の勸農局や府県の勤業関係の発行物と密接な関係があったものと推定される。

4.2 府県の「勤業月報」と「勤業年報」

中央の勸農局から、農事通信の成果として刊行された「農事月報」（明治15年6月から「農事報告」と改題）は、まさに各種の技術的事項と各府県からの通信員の報告事項を掲載したものであるとして刊行されていた。然しその各府県への配布部数は、第一号が1496部で、逐次1700～1800に増加したとはいえ、静岡県306部、石川県の207部、和歌山、山形の120、109部を除くと2～3部からせいぜい4～50部に過ぎなかった。県内への勤業知識の普及という

点からは、各府県で独自の月報類を刊行するのが早道であるとして、各府県から「勤業年報」に先駆けて刊行されることが多くあった。この全容は、まだ完全に明らかではないが、「勤業報（報告）・雑報・公報・要報・時報」あるいは、「農商工」を「勤業」の替りに用いるなど各種の標題を付しており、明治10年前後から24～25年迄刊行した府県が多く、20年代後半から急速に減少したものと思われる。

筆者の散見した限りでは、収録内容は、府県からの勤業関係の布達文と技術向上のための各種技術報告が主体であり、毎日の報告が有効なデータである気温表や物価表などの月次表が掲載されている他は、統計表は多くはない。それ程多くない統計表も、多くは郡単位の景況報告が主である。この様な文章体記事中心であったのは、「農事通信規則」も「農商務通信規則」も当初は、「概況報告」といった文章体の通信文を大量に含んだ、まさに「通信」であったことの反映であったと思われる。

然し府県の勤業課の管掌事項には、「概況報告」の他に、「農産表」を始めとして「物価表」などの各種の統計表もあった。それらを一部の府県では「勤業月報」「勤業雑報」などの附録として刊行することもあった。これは丁度『〔第1回〕農商務統計表』が当初農商務省の『農商工公報』の号外として刊行されたのに対比出来る。多くの場合は、勤農局または農商務省への報告文章と、年次統計表とを合せて、府県の人々へ知らせることも目的として、「府県勤業年報」の形で編集・刊行されることになったと推定される。

もっとも「府県勤業年報」は、勤農局や農商務省に義務付られて刊行したものではないだけに、その刊行状況は府県によって大幅に異っている。またその種類も「府県農商工統計表」などの各種の名称をとっていることもあって、現在では、この「府県勤業年報」の刊行状況の全容については、不明の点が多い。

これ迄のこの「府県勤業年報」の刊行状況の調査結果を要約すると、第3図が得られる。この図から第一に読み取ることの出来ることは、「農事通信制度」が軌道にのって、報告が集まったと推定される明治11年の事項に関して収録した府県のもので、最初の創刊の動きとしてあらわれ、次にその「農事通信規則」の改正が検討され、府県に各種の照会の行き出した明治14—15年を対象年次としたもので創刊する府県が増え、実際に「農商務通信規則」となって調査方式が示された明治16—17年にかけてを対象として創刊することはさき多くはない。これは、この規則が実質的には「農事通信規則」の延長上にあったことを想定させる。これに比較して、抜本的な改革に近い明治27年改正時を対象として創刊した府県、復刊した府県が散見することは、それぞれの改正のもたらした効果を測る目安となると思われる。

これに加えて注目すべきことは、明治10年代の初頭に刊行した府県であっても、いわゆる松方デフレ後の不況期から明治20年代にかけて刊行を中止する府県がみられること、東京近郊の栃木・埼玉・千葉・神奈川などの諸県は明治20年代になっても刊行された府県が少いこ

とである。これらが偶然的なことなのか、宮城・奈良・高知・宮崎など当時に於ても比較的産業開発が遅れていたと思われる諸府県の刊行状況の低さと同様、刊行経費の捻出が難しかったのか、勤業政策に対する関心の薄さから来るものであるのかは、この刊行状況からは今の時点では何等の積極的な結論を引き出すことは出来ない。

ただ年報書を刊行し得たかどうかではなく、明治16年の「農商務通信規則」の完全実施が可能であったか、農事通信委員から新しい勤業委員への任命の切替が順調に行われたかという事になると、われわれは若干その状況を知ることが出来るし、それによると問題はまた全然別箇の様相を呈して来る。

4.3 明治16年「農商務通信規則」制定の効果

「農事通信規則」から適用範囲を一躍拡大した「農商務通信規則」は、前述の様に、その調査様式の作成配布自体が各主務局同時に行うことが出来なただけでなく、その調査様式も極めて新しいものであった。別の機会に詳述した様に、明治17年10月28日に開催された「第二次勤業会統計部」は、まさにこの新しい調査様式が、各府県にどのように受けとられたかを検討するためのものであった。

冒頭の日下義雄農商務大書記官の「本省主管ノ統計ハ他省ニ比スレバ其調査頗ル困難ナルモノナリ比レマデ詳細ナル事項ニ涉ラザリシガ昨年通信規則ノ発布ヲ以テ較々其面ヲ革ムルニ至レリ然レドモ其様式タル或ハ細密ニ過ギタルノ恐ナキ能ハズ故ニ調査上ノ障碍及ヒ調査ヨリ起因スル所ノ弊害有ランカト想像ス」という問題の指摘は、調査様式設計者の内心の不安を如実に示していたといえる。

この心配が杞憂でなかったことは、この会議での議論に示されているだけでなく、明治16・17年の両年の報告について集計した資料である、『(第一次)農商務統計表』(明治18年刊)での集計可能であった府県の数の少さに明示されている。

明治16年5月16日付の勤業委員制への農事通信委員からの切替・改選(明治16年農商務省13号達「勤業諮問会並勤業委員設置條項」)を明治17年中に実施したのは、僅かに19県であり、管内通信委員が、農事通信仮規則時点の約1,900人を確保するのは、翌明治18年になってからである。明治17年に農商務通信規則を実施するには、調査報告担当者に不足していたといわざるを得ない。

この点に関して明治17年秋の勤業会統計部で問題となったのは、勤業委員制が、学務委員衛生委員の様に設置を強制する形では定められておらず、従って、その任命の経費の捻出が難しいということであった。通信員を置く経費がないという府県は、11県に及んでいる。その

第4表 第1回農商務統計表データ収録状況

(都道府県名)	地 益	物 価	工業動力 (蒸水人)	産(織 物)	賃 銭	漁 業 (海湖)
1 北海道	根室県	○				○
	札幌県	○	○ ○	○	○	○ ○
	函館県	○			○	
2 青森県	○				○	
3 岩手 "					○	
4 宮城 "	○ ○				○	○ ○
5 秋田 "	○		○ ○	○	○	○ ○
6 山形 "	○ ○				○	○
7 福島 "	○ ○				○	
8 茨城 "	○				○	○
9 栃木 "	○				○	○
10 群馬 "		○			○	
11 埼玉 "	○ ○				○	
12 千葉 "					○	○
13 東京都	○				○	○ ○
14 神奈川県	○				○	○ ○
15 新潟 "	○ ○				○	○ ○
16 富山 "	○		○ ○	○	○	○
17 石川 "		○			○	
18 福井 "	○ ○		○ ○		○	
19 山梨 "	○				○	
20 長野 "	○ ○		○ ○	○	○	○
21 岐阜 "	○ ○		○ ○	○	○	
22 静岡 "		○	○ ○ ○	○	○	
23 愛知 "	○ ○		○ ○ ○	○	○	○ ○

(都道府県名)	地 益	物 価	工業動力 (蒸水人)	産(織 物)	賃 銭	漁 業 (海湖)
24 三重県					○	
25 滋賀 "					○	○
26 京都府	○ ○		○ ○	○	○	
27 大阪 "	○ ○		○ ○ ○	○	○	○
28 兵庫県		○			○	
29 奈良 "						
30 和歌山 "		○ ○			○	
31 鳥取 "	○ ○			○	○	○ ○
32 島根 "		○		○	○	○ ○
33 岡山 "		○	○ ○ ○	○	○	○ ○
34 広島 "	○ ○				○	○ ○
35 山口 "	○ ○		○ ○ ○	○	○	○ ○
36 徳島 "					○	○
37 香川 "						
38 愛媛 "	○ ○				○	○
39 高知 "	○ ○		○	○	○	
40 福岡 "		○			○	
41 佐賀 "					○	○
42 長崎 "			○ ○	○	○	○
43 熊本 "		○ ○		○	○	
44 大分 "	○ ○				○	
45 宮崎 "		○			○	○
46 鹿児島 "	○				○	
47 沖縄 "					○	

ような脆弱な調査組織の基盤に立っているため、この時点で、山形、福井、山梨、山口、宮崎の諸県では調査出来ないと言明し、青森、福島、茨城、群馬、静岡、三重、滋賀、大阪、鳥取、愛媛、福岡、大分の諸県では着手直後も十分に状況を把握出来ないと言っている。

然しこれらの批判的発言をしている諸府県からも、明治17・18両年を対象とした「勸業年報」が刊行されている場合も多く、「農産表」様式に準拠するとか何等かの形での調査は続行している。従って、「農商務通信規則」による様式に従っての全面的調査は行なわれなかったとはいえ、明治8年の「物産表調」以来中止になっていた、農業以外の諸生産統計調査が復活したということが、この規則制定の最大の効果であると推定出来る。又この統計部会の効果は、明治19年の調査法改正を導き出したことにある。この点については、前章の調査表様式の検討で詳論したので、ここでは触れない。

いま、『〔第一回〕農商務統計表』に収録されているデータによって、どの府県が期日迄に新しい「農商務通信規則」でデータを送っているかを検討するために、主要項目の府県別一覧表を作成すると第4表の様になる。ここで、主要項目として、新しく導入された調査概念「地益」、「工場表」（蒸気、水車、人力等原動機関別）、それに「産物中織物」、また古くから別な形で調査されてきた「賃銭」と、農業と共に対比されるべき「漁民戸口」（海と湖沼）を採用した。これから判るように、古くからの調査がある賃銭については、ここで取り上げたすべての項目に解答をしていない奈良・香川の両県を除くと、全県で解答をしている。然し、新しい調査項目については、府県毎のバラつきが多くなっている。

ただこの表が、各府県の「農商務通信」の状況を完全に反映しているわけでもない。農商務省に調査報告のない奈良県は、この間「勸業年報」の刊行はないが、「勸業年報」の刊行がないからといって報告がないわけではない。例えば高知は、各項目の報告を送っている。報告のない香川も「勸業年報」を刊行している。したがって、「勸業年報」の蒐集解析は、欠損値の多い「農商務省統計表」を活用するうえにも不可欠である。一、二の例をあげると、千葉県は、「農商務統計表」には「地益表」を送っていないことになっている。しかし、同県の「勸業年報」を見ると、農家単位の経営・収益に関する調査結果が載っている。これは地益表を作成する手法としては、前章で述べた様に、本来個別農家単位でなければ測定が難しい表であることを考慮に入れるならば、より正当な方法である。他の諸府県の「地益表」の方が、どのような手法で測定したのか、問題が残るといえよう。また「工場表」をとってみると、当該年次の「勸業年報」には、工業は不振で一社あったものも閉鎖してしまはないという記載がある。この『〔第一回〕農商務統計表』所収の「工場表」が、工場名毎に属性を列挙したリスト型データであり、しかも報告府県に脱漏があることが判っているだけに、このような該当の工場が存在しないのか、報告漏なのかをこの「統計書」単独では、識別出来ない。

この様に府県別の「勸業年報」を再編集することによって、この明治16～17年の良かれ悪しかれ最も調査表様式の詳しい「農商務統計書」をより完全な形で復元することが出来る。

4.4 明治27年の通信規則改正迄

明治20年代初頭から明治30年代を対象とする期間が、各府県で最も活発に「勸業年報」を刊行した時期であることが出来る。これは、明治19年3月の様式改定で、各府県が実施しやすい調査規模に縮小されたからであるからかもしれない。一方明治17年後半以来の内務・大蔵・農商務・工部の各省間の権力闘争は、前述の様に大隈の大蔵の縮小の後には、内務省と農商務省との間での各府県の経済開発をどのような方式で行うかという山形有朋(内務省)対西郷従道・前田正名(農商務省)といった中央政府での争があったことが、結果的には各府県の実情調査に、両省が努力を重ねることになったにせよ、それは各府県の側でも経済の実情を把握する必要にせまられて調査を実施したためであったかもしれない。これらの点については、まだ十分明らかにすることが出来ない。

ただ農商務省内部では、明治18年1月26日前田正名による書記局の拡充による調査活動の活発化は、例えば「興業意見」調査の挫折に見られる様に、全面的に結実するものではない。しかし、前田正名一派の農商務省からの駆逐、その後の復権等々の動きの間に、農商務省の手による各種の全国調査が行われた。一つは明治21年に前田正名の提唱による「農事調査」であり、明治25～26年にその結果の抜粋が2巻本の『農事調査表』として刊行されたが、各府県でも刊行されたものもある。最近大橋 博 の努力によって、復刻刊行されつつある。いま一つは明治26年の「水産特別調査」(明治25年11月農商務省訓令33号)であり、全国集計の結果表は、明治27年に2巻本の『水産事項特別調査』として刊行されている。ただこれらは、「興業意見」と合せて別箇の検討が必要であるので、その存在のみを指摘しておくに留める。

「府県勸業年報」のこの時期における独自の統計書としての価値は、利用者によって見解は異なるであろうが、農林・水産については、上記の諸調査と組合せて分析しなければならぬことから考えて、工業生産および会社形態による産業組織の近代化に関する統計にあると思われる。まさに、この分野を中心として、明治27年の農商務通信規則の改正が行われた。すなわち 呉 文聡の手によって前述のように、「会社票」「工場票」という形で、個票調査が導入され、静態統計調査と動態統計調査という区分が明示的に導入されて調査様式は画期的に変って来る。

この工場票による新しい工場統計の編成は、農商務省の手によって明治29—33年数値について「全国工場統計〔表〕」の形で、明治32～36年にかけて刊行された以外は、明治35年の

『第19次農商務統計表』（明治37年刊）まで全面的には公表されていない。従って、この時期は各府県の数値を積みあげて全国集計を行って解析すべきであるという点で、まさに「府県勸業年報」の活用されるべき時期の一つであるといえる。

また会社票による調査についてみるならば、工場票にみられる様な特別集計報告書は公刊されず株式会社についてのみ、明治26年6月5日農商務省訓令13号に基づく調査結果が、「株式会社統計」として公刊されたに留る。これは、明治26年7月1日からの「商法施行條令」による商法実施に伴う株式会社の定款認下の行政事務に伴う業務として企画されたものであると推定される。特別な集計結果表の公表されたのは、明治26—29年数値に過ぎない。従って、会社票による全会社形態を含めての統計については、極めて粗い集計表しか「農商務統計表」に公表されていない以上は、工場票による統計以上に、各府県の「勸業年報」の持つ資料的価値は高いという過言ではない。

ただ、前章で詳述した様に、「府県統計書様式統一ニ関スル件」が、明治26年に廃止になるに伴って、各府県の「府県統計書」の勸業関係の部分は、一部には農商務通信規則の様式を採用する所もあらわれて来る。明治30年代に入ると、「府県統計書」の勸業編に吸収統合して、「勸業年報」は廃刊する府県も増加して来る。その様な意味では、「府県勸業年報」が独自の資料的価値を持つ場合は、府県によってまた時点によって異っている。

4.5 農商務省進達文書による「勸業年報」再構成の可能性

—— 結びにかえて ——

各府県の「勸業年報」が、全国的統計調査を復元調査の形で再構成するための基礎資料として重要であるというその価値が仮りに認められたとして、その様な役割を果しうるには、全府県・全年次について資料が集積される必要がある。先に言及した様に、我々の調査の範囲内では、まだ刊行されたか否かの状況が不明な県・時点が数多く存在している。また第3図で示した様に刊行されたことが明らかで所在の不明のものもある。これらのすべてについて追跡が必要であることは当然として、刊行されていない時点をどのようにして補充するかが検討されなければならない。

これ迄「勸業年報」としては、認められていなかった統計書で、実質は、「農商務通信規則」に準拠した特定の調査表の集計報告書であるといった小冊子類の存在が意味を生じる。これらは、本来「勸業年報」と一括して利用されるべき種類のものであるといえる。ただこれ迄体系的な調査がなされていなかったため全容が定かでなかった。いま各種の目録類で散見したものを例示的にまとめてみると次のようなものがある。

- 『青森県管内海嘯被害概況表』(明治29年刊)
- 『宮城県水産一覽表』(明治20年刊)
- 『秋田県蚕糸統計 自明治29年至31年』
- 『山形県職業統計書 明治20年1月調』
- 『福島県農産物統計表 明治12年』
- 『福島県代価十一万円以上之物価統計表 明治17年』
- 『千葉県水産統計表 明治24年』
- 『長野県勸業統計捷覽 明治23年』
- 『岐阜県蚕業統計 明治21年』
- 『鳥取県生産力貨物輸出入調査及農事統計表 明治21年』
- 『鳥取県農事統計表 明治21年』
- 『島根県米麦作表 明治31年』(同「明治32年」もある)
- 『高知県輸出入物品統計表』(明治32年以前刊で刊年不明)
- 『福岡県筑後国郡別勸業統計表 明治16年』
- 『福岡県筑前国郡別勸業統計表 明治16年』
- 『福岡県豊前国郡別勸業統計表 明治16年』
- 『福岡県累年比較物産統計 自明治13年至明治18年』
- 『長崎県管下農事春季報告』(明治14年刊)

所在不明で刊行されたことのみ明らかなものもあるし、前述の府県の「勸業月報」類の附録・号外等の形で刊行されたものもある。従って月報類の調査が進行すると、将来さらに増加する可能性がある。

いづれにしても、これらの小冊子類をすべて累積したとしても、「府県勸業年報」の欠落部分のすべてを埋めることは出来ない。また「府県勸業年報」自体が、収録調査表を見ると精粗さまざまであり、完全に「農商務通信規則」の様式に従って作成されたものともいわれない。この様に考えると、「農商務通信規則」に従って行われた各府県の農商務省進達原稿に遡ることが必要となって来る。

農商務省自体に届けられた進達の集積は、火災・戦災・組織変更がたび重なった現在では保存を期待することは出来ない。求めるとしたならば、各府県の控原稿以外にはない。府県によっては、火災・戦災・人災を免れて「勸業課関係簿冊」といった綴りのなかに今日でも保存しており利用することが可能である。

これらの簿冊類の保存状況は、府県によって様々である。これ迄の調査の範囲内でも、次の様な種類がある。すなわち

- (1) 未刊の「勸業年報」の完全原稿保存：例えば、秋田県は、明治28・29両年について

は刊行せず、明治30年数値と一緒に第18回として刊行している。しかし、そこに収録されている明治28・29両年については全県計であり郡別統計は省略されている。しかし今回発見の未刊稿本は、この両年次について、ほぼ全項目について、郡別数値迄得られるものであり、未刊の稿本とみなすことが出来る。

(2) 農商務省進達控保存：埼玉県はこれ迄明治31年迄は刊本はないものと推定されていた。然し進達原稿は比較的良く保存されており、例えば、刊本のない年次について会社票・工場票の個票データが利用可能である。

(3) 県原稿はなく郡原稿の保存：県全体の総括した進達原稿は保存されていないが、郡役所の進達原稿の控が保存されている場合がある。例えば三重県である。しかし郡役所の原稿は郡役所の閉鎖に伴って県庁に移管された場合に残っているのものであって、それが全郡に互って、すべての年次について残っていると期待することは難しい。

この他に、これ迄日本経済史家によって報告されている例では、村の旧家などに、村の進達原稿の控が残っていることがある。然し村単位の資料は何等かの形で、郡単位に迄集計されなければ、統計としての利用価値は低いといわざるを得ない。

文書資料による未公開の「勤業年報」の再現を含めて、農商務通信による調査の復元を行うには、明治期の行政文書の探求という新たな次元の作業を呼び出したといえる。この府県行政資料探索の旅は、まさにこれ迄経済史家の開拓してきた方法である。かかる手法による資料の蓄積は、これからは統計資料の探索者にも課せられた課題である。問題は、統計資料としての行政文書は、部分的・断片的ではなく、まとまった形での集積がなされなければ、その役割を発揮仕難いことである。従って、そのような資料の発掘と蒐集とは、個々の人々や単一の組織で実現することは出来ない事業であり、必然的に多くの人々の協業と分業とが必要な事業である。本書が、まさにかかる目的を持った事業への大方の博雅の子の参加勧誘の辞として読まれるならば、これに過ることはない。

(1980年7月6日脱稿)

注

(1) これらの篤農・老農と呼ばれる人々の調査が極めて精力的に行われたことは、明治13年1月に種苗交換の組織網を作るために府県に問合せて農商務省農務局が編纂した『府県老農名簿』(明治15年5月調査、同年刊)は、159ページにもなっている。

(2) 本書は土屋〔1940〕〔第〕一〔巻〕に復刻されている。ただ奥付頁を欠くので、土屋喬雄の解題のまま明治10年刊と記したけれども、各府県報告の日附の大部分が同年11月であり、最も遅いのが11月30日付である。従って、印刷公刊は、明治11年に入るのである可能性がある。

引用文献目録

書誌・文献目録

細谷新治〔1976/78/79/74/80〕、『明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵編』上の一，二，三，下，補遺，一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター（統計資料シリーズ，4，8，11，14）。

経済資料協議会（編）〔1979 a, b / 80〕『日本経済統計資料総合目録』農林業編，鉱工業・エネルギー産業編，財政・金融・経営・商業・貿易・運輸編，同朋舎。

著書・論文

相原茂・鮫島龍行（編）〔1971〕、『統計日本経済——経済発展を通してみた日本統計史』筑摩書房（経済学全集，28巻）。

江見康一・松田芳郎〔1975〕，「調査機関・調査資料」『体系経済学辞典 改訂新版』（東洋経済新報社）所載。

原政司〔1968〕『農業統計発達史』農林省統計調査部。

——〔1980〕『農業統計発達史』日本経済評論社。

松田芳郎〔1964〕，「北海道工業生産の成長測定試論」『商学討究』（新）15-3。

——〔1976〕「明治中期のいわゆる「勸業」統計の制度と精度」『経済研究』27-3。

——〔1978〕『データの理論——統計調査のデータ構造の歴史的展開』岩波書店（一橋大学経済研究叢書 30）。

——〔1978a〕「明治初期の「勸業」統計の夜明け——「府県統計書」と「勸業年報」」『統計』29-11

——〔1980〕「資料から統計をつくる」『経済セミナー』304。

日本統計研究所（編）〔1960〕『日本統計発達史』東京大学出版会。

西川俊作〔1979〕「長州・山口県の産業発展」新保博・安場保吉（編）『近代移行期の日本経済』（日本経済新聞社）（数量経済史論集 2）所載。

資料集等

農林省統計課（編）〔1932〕『明治二年以降農林省統計関係法規輯覧』

農林省統計調査部（編）〔1959〕『農林水産統計調査関係法規要綱輯覧』（農林水産統計調査史編輯資料（編ノ24））

土屋喬雄（編）〔1940〕『現代日本工業史資料』（労働文化社）

（松田芳郎）

第二部

「府県統計書様式」と
「農商務通信規則」各様式との
比較対照表

第2部では、明治16年に定められた農商務省の「農商務通信規則」に示された統計様式が、明治19年、22年、27年、32年、37年、41年の6回の改正を経て変遷していくさまをたどり、さらに、これらと、内務省の定めた「府県統計書様式」中の対応する項目の表様式との比較を行なう⁽¹⁾。ただここでは、訓令本文や通信事項、概況報告等は含まず、別冊様式等、訓令本文とは別に告示されたもののみを解析の対象としている。本文そのものは「法令全書」を始めとして、その後の複製本もあり入手も容易であるし、本書の目的が調査様式に集約されている調査方法の検討にあるので割愛した。

第2部は次の3つの部分から成る。

1. 調査項目変遷一覧表

調査項目の変遷を示すと同時に、本書における各表の掲載頁を掲げている。調査項目自体の分類と配列は年次によって異なっているが、本書は、調査の主題ごとの通年比較を目的とするので、便宜的に「農業1」「農業2」等の仮番号を付して配列し直してある。原配列は「3. 調査項目一覧」によって知ることができる。(2. (5)回参照)

2. 調査表様式変遷一覧表

1.に示した仮番号による配列に基づき、さらにデータの細部とそのデータ構造についても比較対照することができるように、表様式そのものを掲げた。この際、「農業1」「農業2」等の仮番号ごとに、1頁または見開き2頁に収めることを原則とした。それぞれの表様式について注は、調査用語が操作概念としてどのように定義されているかを知る上に重要なので、頁の右端にまとめて掲載してある。表様式の年次は「府県」「農16」等の略称(後述)によって示したが、同じ年次に2つ以上の表様式がある場合は「農16 a, b…」等とした。

表及び注の複製にあたっては、次の諸点を除きできるだけ原形をとどめるよう配慮した。

- (1) 縦組を横組に改めた。
- (2) 明らかな誤字・誤植を正したほか、当用漢字字体のあるものはこれを用い、漢数字は適宜アラビア数字に改めた。
- (3) 注の改行は1字アキによって示した。
- (4) 編者が補った注記は〔 〕に入れて示し、原書に用いてある〔 〕は[]を用いて区別した。
- (5) スペースの関係で表全体を掲載できないものは次のように処理した。
 - (イ) 他の年次と同一の場合、〔□□に同じ〕という形で省略した。
 - (ロ) 別に「品目一覧表」等の形でまとめて掲載した場合がある。これは、調査対象自体がどのように変化したかの詳細を示す上で重要であり、「1. 調査項目変遷一覧表」と合せて活用されたい。
 - (ハ) いくつかの品目について、同一の下位区分が繰り返される場合、編注をつけて省略するか、次のようにした。

2歳以上	売	
	屠	
	斃	
当 歳	売	
	屠	
	斃	

2歳以上	売	
	屠	
	斃	
当 歳	売/屠/斃	

3. 調査項目一覧

「府県統計書様式」及び「農商務統計様式」の各年次の目次をそのまま掲載して、全体の構成を示した。各項の末尾に、本書における掲載頁を記し、索引の役割を持たせた。

「府県統計書様式」及び各年次の「農商務統計様式」の根拠法と本書で用いた底本は次の通りである。

○府県統計書様式(略称府県または府)

明治17年内務省乙第36号達(明治17年9月3日)底本:『府県統計書様式』(総理府統計局所蔵本のマイクロフィルム複製本)

○農商務統計様式

- a. 農商務通信規則附録表式（明治16年）(略称**農16**)⁽³⁾
- a₁ 農事通信事項表式 明治17年山形県丙第101号（明治17年4月18日）底本：農林省農林経済局統計調査部編『昭和20年8月以前農林水産統計調査関係法規輯覧』（農林水産統計調査史編集資料（編ノ5））昭和33年
 - a₂ 工業通信事項及附録様式 明治17年佐賀県乙第91号達（明治17年6月18日）底本：農林省大臣官房統計課編『明治2年以降農林省統計関係法規輯覧』昭和7年
 - a₃ 商事通信事項及附録様式 明治17年佐賀県乙第119号達（明治17年7月10日）底本：前掲書 a₂
 - a₄ 山林通信事項 明治17年埼玉県乙第15号達（明治18年1月26日）底本：埼玉県立図書館所蔵本
- b. 農商務通信事項様式（明治19年）(略称**農19**) 明治19年農商務省令第1号（明治19年3月5日）底本：『農商務通信事項様式 明治19年3月改正』（総理府統計局所蔵本のマイクロフィルム複製本）
- c. 農工商通信事項（明治22年）(略称**農22**) 底本：『農商務通信事項統計様式』（総理府統計局所蔵本のマイクロフィルム複製本）
- d. 農商務統計様式（明治27年）(略称**農27**) 明治27年農商務省訓令第14号（明治27年3月30日）底本：前掲書 a₂、以下 g まで同様。
- e. 農商務統計様式（明治32年）(略称**農32**) 明治32年農商務省訓令第34号（明治32年7月4日）
- f. 農商務統計様式（明治37年）(略称**農37**) 明治37年農商務省訓令第11号（明治37年9月30日）
- g. 農商務統計様式（明治41年）(略称**農41**) 明治41年農商務省訓令第33号（明治41年12月7日）

注

- (1) ここでは表様式全般にわたる大改正のみをとりあげ、個々の表様式についての改正には言及していない。明治41年改正までにとどめたのは、第1部でも触れたように、明治41年以降の改正は「工場統計調査」等の比較で検討されるべきであり、「府県統計書」と「勸業年報」との比較という本書の主題を越えるからに他ならない。
- (2) 割愛したものは次の通りである。府県（本文） **農16**・農業（本文）工業（本文）商業（本文、通信事項、第11項）山林（本文） **農19**（概況報告部） **農27**（本文、質疑応答） **農32**（本文） **農37**（本文） **農41**（本文）
- (3) 明治16年農商務省達第21号（明治16年12月28日）により農商務通信規則が定められたが、「本文ニ関スル通信事項ハ更ニ主務局ヨリ通牒スヘシ」と記載されている通信事項は発見されていない。そのため、従来この通信事項及表式に言及する時は通信規則に基づいて各府県単位で定めた通信事項が利用されており、ここでもそれにならった。

1. 調査項目変遷一覧表

	府県統計書様式 明治17年	農商務通信規則附録様式 明治16年	農商務通信事項様式 明治19年	農商務通信事項統計様式 明治22年
農業 1	第12 寒暖	第1号 気候表		
農業 2	第37 農家	第10号 農氏戸口表		
農業 3	第38 農業者	第11号 自作小作人表		
農業 4	第39 耕地ノ作付及不作付段別	第2号 耕作地表		
農業 5	第40 自作及小作地ノ段別	第3号 自作地小作地表	田畑自作地小作地概算表	田畑自作地小作地概算表
農業 6		第5号 荒地表 第6号 荒地年期表 第7号 荒地起返表 第8号 新規開墾地表		
農業 7		第19号 地益表		
農業 8	第41 米ノ収穫高及植付段別	第13号 稲米産額表 第1表 同 第2表	米穀作付段別概算表 米穀収穫石高概算表	米穀作付段別及収穫石高概算表
農業 9	第44 大麦、小麦、裸麦ノ収穫高及播種段別	第14号 麦産額表	麦作付段別概算表 麦収穫石高概算表	麦作付段別及収穫石高概算表
農業 10	第45 粟、黍、稗ノ収穫高及播種段別 第46 蕎麦、蜀黍、大豆ノ収穫高及播種段別 第47 小豆、蚕豆、豌豆ノ収穫高及播種段別 第48 藍、菜種、蘭ノ収穫高及播種段別 第49 甘蔗、蘆粟、烟草ノ収穫高及播種段別 第50 甘藷、馬鈴薯、蘿蔔ノ収穫高及播種段別 第51 綿、大麻、苧麻ノ収穫高及播種段別	第15号 粟、黍、稗、大豆、小豆、蕎麦、蜀黍、蚕豆、豌豆、甘藷、馬鈴薯、蘿蔔、実綿、大麻、苧麻、藍葉、菜種、甘蔗、蘆粟、葉煙草、蘭、産額表	大豆、粟、稗、産額概算表 黍、蜀黍、蕎麦、産額概算表 玉蜀黍、甘藷、馬鈴薯、産額概算表 実綿、大麻、苧麻、産額概算表 葉烟草、藍葉、甘蔗、産額概算表	大豆粟稗 産額概算表 黍蜀黍蕎麦 産額概算表 甘藷馬鈴薯 産額概算表 実綿大麻苧麻菜種 産額概算表 葉烟草藍葉甘蔗 産額概算表
農業 11	第43 米ノ被害段別	第4号 被害田圃表 第1表 第2表	夏成物 被害耕地概算表 秋成物 被害耕地概算表	
農業 12		第17号 米、麦、概況表 第18号 綿、菜種、煙草、大豆、甘蔗、蘆粟、概況表 第24号 養蚕概況表 第25号 製茶概況表		
農業 13		第27号 蜜蜂表		
農業 14	第52 桑園 第54 茶園ノ段別	第22号 桑圃表 第20号 茶園表		桑畑段別概算表 茶畑段別概算表
農業 15	第53養蚕家及繭糸ノ産額	第23号 養蚕表	繭産額概算表	繭産額概算表
農業 16	(第53養蚕家及繭糸ノ産額)	(第23号 養蚕表)	蚕糸蚕卵紙真綿 産額概算表	生糸産額概算表 屑糸、真綿、蚕卵紙、産額概算表
農業 17	第55 製茶家及製茶ノ産額	第21号 製茶産額表	製茶産額概算表	製茶産額概算表
農業 18		第16号 楮皮、雁皮、結香、生蠟、漆汁、産額表	生蠟、漆汁産額概算表	生蠟、漆汁産額概算表
農業 19		第26号 製糖表	製糖産額概算表	製糖産額概算表
農業 20				
農業 21				
農業 22				

農商務統計様式 明治27年	農商務統計様式 明治32年	農商務統計様式 明治37年	農商務統計様式 明治41年	掲載頁
				61
				62
				63
				64
				65
				66
				67
米	米	第1 米	第1 米	68.69
麦	麦	第2 麦	第2 麦	70.71
食用及特用農産物	食用及特用農産物	第3 食用及特用農産物	第3 食用及特用農産物	72.73
				74
				75
				75
桑畑茶畑段別	桑畑及茶畑段別	第5 桑畑及茶畑	第6 桑畑及茶畑	76.77
春蚕 夏秋蚕	春蚕 夏秋蚕	第6 春蚕 第7 夏蚕 第8 秋蚕	第7 春蚕 第8 夏蚕 第9 秋蚕	78.79
蚕糸真綿及蚕卵紙	蚕紙類及真綿蚕種	第9 蚕糸類及真綿	第10 蚕糸類及真綿	80.81
茶	茶	第10 茶	第11 茶 〔第67 磚茶指定特別調査〕	82.83
菜種油及生蠟 漆汁	〔工産物雜類〕 漆汁	第27 木蠟 第25 漆液	第31 木臘 第29 漆液	84.85
砂糖	砂糖	〔第63 精製糖指定 特別調査ノ2〕	〔第68 精製糖指定 特別調査ノ2〕	86
		第4 果実	第4 果実	87
			第5 苗木	87
			第12 緑肥用作物ノ1, 同2	87

	府県統計書様式 明治17年	農商務通信規則附録様式 明治16年	農商務通信事項様式 明治19年	農商務通信事項統計様式 明治22年
牧畜 1	第59 牛 第60 産牛及屠斃牛 第64 馬 第65 産馬及斃馬	第28号 牛頭数表 第 1 表 何郡養牛表 第 2 表 同上減耗表 第29号 馬頭数表 第 1 表 何郡畜馬表 第 2 表 同上減耗表	牛数表 馬数表	牛数表 馬数表
牧畜 2		第30号 羊頭数表 第31号 豚頭数表	豚数表	豚数表
牧畜 3				
牧畜 4	第71 屠殺ノ牛豚 〔第60 産牛及屠斃牛〕 〔第65 産馬及斃馬〕	〔第28号 牛頭数表 第 2 表〕 〔第29号 馬頭数表 第 2 表〕	屠牛表	屠殺牛馬表
牧畜 5	第70 疫牛馬	第32号 牛馬羊豚伝染病表		
牧畜 6	第62 牛市場ノ売買頭数 第63 牛ノ相場 及金高 第66 馬市場ノ売買頭数 第67 馬ノ相場 及金高			
牧畜 7	第68 牧場 第69 牧場ノ増減	第 9 号 牧場表		牧場表
牧畜 8	第61 牛乳搾高			
山林 1	第72 官林ノ箇所及段別 第77 民林ノ段別及山番人		民有山林概計表	
山林 2		第 1 号 殖林表		
山林 3				
山林 4	第74 官林ノ伐木及損害 第79 民林ノ伐木及損害	第 2 号 伐木表 第 4 号 山林被害表		
山林 5				
山林 6		第 3 号 山林増減表		
山林 7				
水産業 1	第82 漁浦	第37号 漁場表		
水産業 2	第83 漁戸及漁人	第12号 漁民戸口表		
水産業 3	第84 漁船	第38号 漁船表		
水産業 4		第33号 鯨漁表 第34号 鰻、鯡漁表 第35号 鯉、烏賊、鱈漁表 第36号 鮭鱒漁表〔第41号〕	(海産物産額概算表)	水産製造物産額価額概算表(4) 苔藻類
水産業 5	第85 海産	第41号 乾魚、塩魚、鰹節、鰯、乾鮑、海鮓、鯡、鯨、鰯、塩引鮭鱒、塩鱈、昆布、石花菜、和布、鹿尾菜、海羅産出表 第42号 乾鰻、搾滓、魚油産出表	乾鰻搾滓魚油産額概算表 海産物産額概算表	水産製造物産額価額概算表 (1) 乾物類 (2) 乾物類 (3) 塩物類 (5) 雜類
水産業 6				
水産業 7		第39号 鯉、鮭、鱒、鱈養殖表 第40号 牡蛎、海鼠、海苔養殖表		
水産業 8				
水産業 9		第43号 漁業収益表		漁獲金額概算表
水産業 10	第94 塩田ノ段別営業人及 第95 製塩及価額 工数	第44号 塩田、塩浜段別表 第45号 塩産出表	食塩産額概算表	食塩産額概産表

農商務統計様式 明治27年	農商務統計様式 明治32年	農商務統計様式 明治37年	農商務統計様式 明治41年	掲載頁
牛馬	牛馬	第11 家畜	第13 家畜	88~91
	羊豚	(第11 家畜)	(第13 家畜)	92,93
		第12 家禽	第14 家禽	93
牛馬羊豚屠数	屠殺	第15 屠殺	第17 屠殺	94
				95
		第14 家畜市場	第16 家畜市場	96
				97
		第13 牛乳	第15 牛乳	97
		第54 公有社寺私有林 野所有別	第57 公有社寺有私有 林所有別	98
	森林植栽	第58 公有社寺私有林 植栽	第62 公有社寺有私有 林野植栽	99
		第56 公有社寺私有林 開墾	第60 公有社寺有私有 林開墾	99
	森林伐採ノ1 同 2	第59 公有社寺私有林 伐採ノ1,同2	第63 公有社寺有私有林伐 採ノ1,同2	100,101
		第55 保安林箇所面積 種類別ノ1,同2 (第58 公有社寺私有林 植栽)	第58 保安林箇所面積 種類別ノ1,同2 第59 保安林編入解除 箇所面積	102
		第60 林産物雜類	第64 林産物雜類	103
				103
				104
				105
新造漁船 廃用漁船 難破海船	漁船ノ1 漁船ノ2 難破漁船	第47 漁船	第51 漁船	106,107
		第48 難破漁船	第52 難破漁船	
漁獲物	漁獲物	第49 漁獲物	第53 漁獲物	108,109, 111
水産製造物	水産製造物	第50 水産製造物	第54 水産製造物	109,110, 111
	遠洋漁業	第53 遠洋漁業ノ1,同2	第56 遠洋漁業ノ1,同2	112,113
	水産養殖	第52 水産養殖	第55 水産養殖	114
新製漁網				115
				115
食塩	塩	第51 塩		116,117

	府県統計書様式 明治17年	農商務通信規則附録様式 明治16年	農商務通信事項様式 明治19年	農商務通信事項統計様式 明治22年
商業 1	第117 著名港津ノ輸出物品	第 1 表 商品輸出入表		
商業 2	第118 著名港津ノ輸入物品			
商業 3	第119 著名港津出入ノ船舶	第 2 表 港灣及河岸場船舶 出入表	水運貨錢品別表 水運貨錢平均表	
商業 4	第120 海運ノ貨錢	第16表 水運貨錢表 (第16表) 陸運貨錢表		
商業 5	第125 卸売商 第126 仲買商 第127 小売商 第128 雜商	第12表 商人營業區別		商賈種別
商業 6	第129 市場ノ問屋及仲買 第130 市場ノ売買金高	第13表 諸市場		諸市場
商業 7		第 3 表 商品聚散		
商業 8	第150 重ナル物品ノ相場			
商業 9		第 5 表 外国貿易品相庭		
商業10	第151 日用品ノ平均相場	第 6 表 常用品相庭		
商業11		第 4 表 都邑物価表	都邑物価	都邑物価
商業12		第15表 商人録		
商業13		第14表 商家雇人給料		
商業14	第 148 市街職人及雇人ノ 第 149 郡村職人ノ賃錢 及雇人ノ賃錢	第26号ノ 1, 2, 3 職工賃銀 第14表 商家備人給料	農工及諸雇賃錢	農工及諸雇賃錢
商業15		第27号ノ 1, 2 職工人員		
会社 1	第 124 商業諸会社	第 7, 8 表 諸会社 第 9 表 貯金会社 第10表 水運会社 第11表 陸運会社	農商諸会社表 水運会社表	農商諸会社表(1)(2)
工業 1	第 98 工場 第 99 工場ノ製品及代価	第 1 号ノ 1~4 蒸気機 関ヲ用フル工場 第 2 号ノ 1~3 水車ヲ 用フル工場 第 3 号ノ 1, 2 蒸気機関 及水車等ヲ用ヒサル工場	工業諸会社及諸製造所表	工業会社及製造所表(1)(2)
工業 2	第 97 製作及製造品 第100 度量衡ノ製作高 第101 酒類ノ醸造	第 4 号ノ 1, 2 製糸織物業 第 4 号ノ 3 製糸 第 4 号ノ 4~6 織物 第 5 号 編物 第 6 号 莫大小 第 7 号 畳表 第 8 号 紙類 第 9 号ノ 1~3 金属器 第10号 金玉器 第11号 陶器 第12号 磁器 第13号 瓦類 第14号 七宝器 第15号 漆器 第16号 角甲牙器及袋物 第17号ノ 1~3 醸造物 第18号ノ 1, 2 油類 第19号ノ 1, 2 化学上製品 第20号 製革及革具 第21号 罐詰 第22号 機械 第23号 船舶 第24号 車 第25号 活字版類	織物産額(1)(2) 畳表類産額 紙類産額 陶器及磁器産額概価 油類産額 製革産額	綿糸産額概算表 織物産額概算表(1)(2) 畳表吳産額概算表 麦稈産額概算表 西洋紙及摺附木産額 製紙産額概算表 概算表 陶磁器価額概算表 油類産額概算表 製革産額概算表

農商務統計様式 明治27年	農商務統計様式 明治32年	農商務統計様式 明治37年	農商務統計様式 明治41年	掲載頁
				118
				119
				120,121
				121
				122
				123
				123
				124
				124
				125
物価				126,127
				127
				127
賃銭				128,129
〔会社表〕	〔会社表〕	第16 会社	第18 会社	130～133
〔工場表〕	〔工場表〕	第45 工場	第49 工場	134～137
織物	綿糸紡績ノ 1, 2 織物	第17 綿糸(絹糸)(麻糸) 紡績ノ 1, 2 第18 織物ノ 1, 2, 3	第19 綿糸紡績ノ 1, 2 第20 絹糸紡績ノ 1, 2 第21 麻糸紡績ノ 1, 2 第22 織物ノ 1, 2, 3	
畳表莫産類	畳表莫産及莞蓆	第19 莫大小 第23 畳表莫産及莞蓆	第23 莫大小 第27 畳表莫産及莞蓆	
摺附木 和紙		第39 麦稈及経木真田 第36 燐寸 第31 和紙	第43 麦稈及経木真田 第41 燐寸 第35 和紙	
青銅器銅器 陶磁器	陶磁器	第32 西洋紙ノ 1, 2 第20 陶磁器	第36 西洋紙ノ 1, 2 第24 陶磁器	
漆器		第21 煉瓦及瓦	第25 煉瓦及瓦	138～149
〔菜種油及生蠟〕		第22 漆器 第26 油類 〔第27 木蠟〕 第37 製革 第35 罐詰	第26 漆器 第30 油類 第31 木蠟 第42 製革 第40 罐詰	
	〔次頁に続く〕			

	農商務統計様式 明治32年	農商務統計様式 明治37年	農商務統計様式 明治41年	掲載頁
工業 2 (続き)		第24 工業用薬品 第25 漆液 第28 製藍 第29 薄荷 第30 石鹼 第33 機械製麦粉 第34 寒天 第38 人造肥料 第40 時計 第41 玻璃製品 第42 刷子 第43 釦 第44 工産物雑類	第28 工業用薬品 第29 漆液 第32 製藍 第33 薄荷 第34 石鹼 第37 機械製麦粉 第39 寒天 第38 澱粉 第44 時計 第45 玻璃製品 第46 刷子 第47 釦 第48 工産物雑類	138 ~ 149
工業 3		第61 織物指定特別調査 第62 染物指定特別調査 第63 精製糖指定特別 調査 / 1, 2	第65 織物指定特別調査 第66 染物指定特別調査 第67 磚茶指定特別調査 第68 精製糖指定特別 調査 / 1, 2	154,155
工業 4		第46 石炭消費高	第50 石炭消費高	155

2. 調査表様式変遷一覧表

農業 1

府県 第12 寒暖

測地	海面ヨリノ高さ	年次	平均	最高		最低	
				度	月 日	度	月 日
		十何 十何 十何 十何					

府 寒暖ノ度ハ本府県并地理局測候所及郡役所ニ於テ測リタル者ヲ記ス可シ其度ハ摂氏ヲ用フヘシト雖モ暫ク華氏ヲ用フルモ妨ケナシ尤モ其用ヒタル器名ヲ表尾ニ附記スヘシ]平均トハ一ケ年ノ平均ヲ云フ観測ノ時刻及度数ハ表尾ニ附記スルヲ要ス 但測器ノ備ナキ地方ハ之ヲ欠クモ妨ケナシ

農16 第1号 気候表 報道期毎月10日
明治何年何月何日

何府県何国何郡何地調査

月	日	華氏或ハ 摂氏	温度	風	向	晴	雨
		正午	度				
		正午	度				
平	均						

農16 測候器械ノ設ケアレハ各別ニ一欄ヲ設ケテ風力雨量気圧ヲ掲クヘシ 測候所アル地ハ其測候表ヲ用フヘシ

農19・22・27・32・37・41 (該当する表なし)

農業 2

府県 第37 農家

郡 区	戸 数			一戸ニ付テノ耕作地		
	総 数	専 業	兼 業	総 数	田	畑
何年合計						
何 年						
何 年						
何 年						

府 本表ヨリ製茶家及製茶ノ産額ト題セル表(米ノ播種及収穫時期ト製茶家ノ数ヲ除キ)マテハ農事通信手続ニ依リ農商務省ヘ報告スル所ノ事実ヲ記入スヘシ本表及桑園并茶園ノ反別ト題セル表ノ累年比較ハ毎5年ニ調査セシ事実ヲ排列シテ記入スヘシ

農16 第10号 農民戸口表 報道期毎5年6月15日

郡 名	専 業			兼 業				
	戸 数	男	女	計	戸 数	男	女	計
総 計								

農19・22・27・32・37・41 (該当する表なし)

農業 3

府県 第38 農業者

1月1日現在

郡 区	農 業 者				自 作 及 小 作 人				
	総 数	専 業 男	専 業 女	兼 業 男	兼 業 女	総 数	自 作	自 作 兼 小 作	小 作
何年合計									
何 年									
何 年									
何 年									

農16 第11号 自作小作人表 報道期毎5年6月15日

郡 名	自 作 主	自作兼小作主	小 作 主	合 計
総 計				
備 考				

農16 自作主トハ各自ノ所有田圃ヲ耕作スルモノ自作兼小作主トハ所有田圃ヲ耕作シ傍ラ他人ノ小作ヲ兼ルモノ小作主トハ田圃ヲ所有セスシテ他人ノ小作ヲナスモノヲ云フ

農19・22・27・32・37・41 [該当する表なし]

農業 4

府県 第39 耕地ノ作付及不作付段別

郡 区	作 付			不 作 付		
	総 数	田	畑	総 数	田	畑
合 計						
何 年						
何 年						
何 年						
何 年						

農16 第2号 耕作地表 報道期毎年3月15日

郡 名	作 付 段 別			不 作 付 反 別		
	田	圃	合 計	田	圃	合 計
	町	町	町	町	町	町
総 計						
備 考						

農16 田作付段別ハ野中ヲ縦テニ区画シニ毛作以上ニ係ル分ヲ朱記シ圃作段別ハ一毛作ニ毛作ニ拘ラス現ニ作付セン分ヲ掲ケ不作付段別ハ其事故ヲ備考欄内ニ詳記スヘシ

農19・22・27・32・37・41 (該当する表なし)

農業 5

府県 第40 自作及小作地ノ段別

何月現在

郡 区	自 作			小 作		
	総 数	田	畑	総 数	田	畑
合 計						
何 年						
何 年						
何 年						

農16 第3号 自作地小作地表 報道期毎年3月15日

郡 名	自 作 地			小 作 地			合 計	
	田	圃	計	田	圃	計	田	圃
	町	町	町	町	町	町	町	町
総 計								
備 考								

農19 何府県田畑自作地小作地概算表 毎5年調 報道期翌年4月

郡区名	自 作 地 段 別			小 作 地 段 別			合 計 段 別		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
	段	段	段	段	段	段	段	段	段
総 計									
備 考									

農19 1 本表一郡区毎ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計數ハ四捨五入ノ法ヲ用ヒ段位ニ止ムベシ

農22 庁府県田畑自作地小作地概算表 毎5年12月31日調 報道期翌年4月

郡区名	自 作 地 段 別			小 作 地 段 別			合 計 段 別		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
	段	段	段	段	段	段	段	段	段
総 計									
備 考									

農22 1 本表一郡区毎ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計數ハ四捨五入ノ法ヲ用フベシ以下之ニ準フ

農27・32・37・41 (該当する表なし)

農業 6

府県 (該当する表なし)

農16 a 第5号 荒地表 報道期毎年3月15日

郡名	荒地		前年比較		変地	前年比較	
			増	減		増	減
	田	町	町	町	町	町	町
	圃						
	田						
	圃						
総計	田						
	圃						
備考							

農16 a 変地ノ欄内ニハ田圃ノ道路家屋敷等ニ変更セシ段別ヲ掲クヘシ 荒地変地トモ其事由ヲ備考欄内ニ詳記スヘシ

b 第6号 荒地年表 報道期毎年3月15日

郡名	一年期		二年期ヨリ十年期マテ		継年期		合計	
	田	圃	田	圃	田	圃	田	圃
	町	町	町	町	町	町	町	町
総計								
備考								

c 第7号 荒地起返表 報道期毎年3月15日

郡名	起返		前年比較		年期明	前年比較	
			増	減		増	減
	田	町	町	町	町	町	町
	圃						
	田						
	圃						
総計	田						
	圃						
備考							

d 第8号 新規開墾地表 報道期毎年3月15日

郡名	開墾許可段別		内				訳	
			既墾地		未墾地		年期明	
	田	圃	田	圃	田	圃	田	圃
	町	町	町	町	町	町	町	町
総計								
備考								

農16 d 但シ民有地ハ(開墾許可段別)ノ一畝ヲ省キ別表ト為スヘシ

農19・22・27・32・37・41 (該当する表なし)

農業 8

府県 第41 米ノ収穫高及植付段別

郡 区	粳 米			陸 稻			糯 米		
	收	穫	段 別	收	穫	段 別	收	穫	段 別
合 計									
何 年									
何 年									
何 年									

農16 a 不作付ノ事故及ヒ
収穫増減ノ理由等ハ備考欄
内ニ記スヘシ

農16 a 第13号 稲米産額表 報道期毎年3月15日 第1表

何 郡	田 町	内 訳							
		作 付 段 別				不 作 付 段 別			
		前 年 比 較		収 穫	前 年 比 較		老 段 歩 収 穫	老 石 価	
町	町	増	減		石	増			減
早 町									
中 町									
晚 町									
計									
糯 米									
粳糯総計									
備考									

農16 b 前年ニ対スル増減
理由ハ備考欄内ニ記スヘシ

農19 a b 右米麦作付段別
収穫石高概算表ハ明治13年
1月大蔵省乙第4号達ニ拠
り年々調整シタル例ニ倣ヒ
各本表ノ通り調整スルモノ
トス 1 本表作付段別
増減科目ノ内「本作戻り
増」トハ稲麦作セシ植地ニ
中間他ノ植物ヲ播種シ本年
ニ至リ復旧セシモノ「便宜
作付増」トハ畦畔ヲ廢セシ
地及ヒ天水不定場其他作毛
ノ都合等総テ農事ノ便宜ニ
依リ作付セシモノ「有害無
作付減」トハ虫害鳥獸害塩
気金属ノ噴気或ハ旱湿早燥
等ノ障害地ニシテ作付シ能
ハサルモノ「他種作付減」
トハ収益ノ本作ニ優ルカ又
ハ栽培上ノ都合等ニ依リ菜
蔬等ヲ播種シ本作ノ減シタ
ルモノ「事故アリ無作付減」
トハ手余り苗不足其他専ラ
人事ノ支障ニ関スル類及ヒ
著シキ災害ナク自ラ水路破
損等ニ依リ作付シ能ハサル
モノヲ云フ 又収穫石高増
減科目ノ内「障碍地出来栄」
トハ湧潮及ヒ金属ノ噴気或
ハ山陰木陰等常ニ障害アル
ノ地ニシテ本年幸ヒ増収
セシモノ又「同上出来劣」
トハ右障碍ニ因リ減収セシ
モノ「事故アリ出来劣減」
トハ人事ニ関スル支障ヲ以
テ播種季節後レ或ハ培養不
完全ヨリ生セシモノ「作付
増」「作付減」トハ植地ノ
増減ニヨリ生シタルモノヲ
云フ 1 本表一郡区ニ纏
メ計算スルノ際ニ当リ其計
数ハ四捨五入ノ法ヲ用ヒ段
別ハ段位ニ止メ石高ハ石位
ニ止ムベシ

b (第13号) 第2表

何 郡	作付段別	前 年 比 較		収 穫	前 年 比 較		老 段 歩 収 穫	老 石 価
		増	減		増	減		
陸 米	町			石	石	石	石	石
陸 糯 米								
総 計								
備考								

農19 a 何府県米穀作付段別概算表 明治何年分 報道期翌年1月

郡区名	平年作付段別	平年ヨリ増段別		平年ヨリ減段別		増減差引	内 訳		
		科 目	段 別	科 目	段 別		作付段別	種類	段別
何 区 郡	、 、 、	新 段 別 入	、 、 段	地 種 変 換	、 段	}	}	早 稻	、 段
		地 種 變 換	、 、 、	荒 地 成 成	、 、 、			中 稻	、 、
		荒 地 起 返	、 、 、	天 災 無 作	、 、 、			晚 稻	、 、
		他 作 地 作 付	、 、 、	有 害 無 作	、 、 、			糯 米	、 、
		本 作 戻 付	、 、 、	他 種 作 付	、 、 、			陸 稻	、 、
合 計							合 計	、 、	
総 計									
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ								

b 何府県米穀収穫石高概算表 明治何年分 報道期翌年1月

郡区名	平年収穫石高	平年ヨリ増収穫高		平年ヨリ減収穫高		増減差引	内 訳		
		科 目	石 高	科 目	石 高		作付段別	種類	石 高
何 区 郡	、 、 、	気 候 本 順	、 石	氣 候 不 順	、 石	}	}	早 稻	、 石
		早 燥 地 出 来 栄	、 、	旱 水 風 雨 雹	、 、 、			中 稻	、 、
		湿 地 出 来 栄	、 、	障 碍 地 出 来 劣	、 、 、			晚 稻	、 、
		障 碍 地 出 来 栄	、 、	障 碍 地 出 来 劣	、 、 、			糯 米	、 、
		培 養 適 良	、 、	障 碍 地 出 来 劣	、 、 、			陸 稻	、 、
植 地 作 付 増 合 計							合 計	、 、	
総 計									
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ								

農22 庁府県米穀作付段別及収穫石高概算表 明治何年分 報告期翌年1月

郡区名	種類	本年作付段別				本年収穫高				一段歩収穫高					
		稈	糯	米	陸	計	稈	糯	米	陸	計	石	石	石	
	稈 糯 米 陸 計														
	稈 糯 米 陸 計														
総計	稈 糯 米 陸 計														
備考															

農22 1 本表一郡区ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計數ハ四捨五入ノ法ヲ用フベシ以下此例ニ準フ但一段歩収穫高計數ハ單位以下三位ノ分数ヲ存スルヲ例トス

農27 米 (調査毎年 報告期翌年1月) 明治何年分

国	郡市	作付段別				収穫高				一段歩二付収穫高				
		稈	糯	米	陸	計	稈	糯	米	陸	計	石	石	石
何	何市	町反	町反	町反	町反									
	何郡													
国	計													
何	何郡													
何	何郡													
国	計													
	合計													

農27 1 前年ニ対スル増減ノ事由ヲ記載スヘシ以下此例ニ準ス 1 一段歩収穫高計數ハ單位以下三位ヲ存スルヲ例トス

農32 米 (調査毎年 報告期翌年1月限) 明治何年

国	郡市	作付段別				収穫高				一段歩収穫高				
		稈	糯	米	陸	計	稈	糯	米	陸	計	石	石	石
何	何市	段	段	段	段									
	何郡													
国	計													
何	何郡													
何	何郡													
国	計													
	合計													

農32 1 苗代段別ハ本表ニ記入スヘカラス 1 前年若クハ平年ニ対スル増減理由ヲ記スヘシ以下諸表之ニ準ス 1 事実ナキモノハ「一」又事実未詳ノトキハ「未詳」ノ二字ヲ附記スヘシ以下之ニ同シ 1 一段歩収穫高ノ計數ハ單位以下三位ヲ存スルモノトス

農37 第1 米 (報告期翌年1月限) 明治何年

国	郡市	作付段別				収穫高				一段歩収穫高				
		稈	糯	米	陸	計	稈	糯	米	陸	計	石	石	石
何	何市	反	反	反	反									
	何郡													
国	計													
何	何郡													
何	何郡													
国	計													
	合計													

農37 (注意) 1 苗代跡地ト雖モ作付シタルモノハ本表作付段別ニ記入スヘシ 1 病害虫害水害等ニ依リ収穫皆無ノ地ト雖モ作付セシモノハ總テ其段別ヲ調査スヘシ 1 一段歩収穫高ハ單位以下三位即チ合マテ算出スヘシ 1 前年若クハ平年(平年トハ最近七箇年中ニ於テ最豊最凶ノ二箇年ヲ除キ残り五箇年ヲ平均シタルモノナリ)ニ対シ増減ノ理由アラハ之ヲ記スヘシ

農41 第1 米 (農37に同じ)

農業 9

府県 第44 大麦、小麦、裸麦ノ収穫高及播種段別

郡 区	大 麦			小 麦			裸 麦		
	収 穫 段 別	収 穫 段 別	収 穫 段 別	収 穫 段 別	収 穫 段 別	収 穫 段 別	収 穫 段 別	収 穫 段 別	
合 計									
何 年									
何 年									
何 年									
何 年									

農 16 第14号 麦産額表 報道期毎年3月15日

郡 名	品 名	作付段別	前年比較		収 穫	前年比較		老段歩収穫	老石価
			増	減		増	減		
		町	町	町	石	石	石	石	円
総 計									
備 考									

農16 大、小、裸麦ノ三種ニ
區別シ前年ニ対スル増減理
由ハ備考欄ニ記スベシ

農19a 何府県麦作付段別概算表 明治何年分 報道期其年7月

郡区名	平年作付段別	平年ヨリ増段別			平年ヨリ減段別			増減差引	内 訳
		科 目	段 別	科 目	段 別	科 目	段 別		
何区郡	段	新地荒地他本便合	段別交換起戻作付計	、段	地 種 變 換 荒 地 天 災 有 害 他 種 事 故	、段	無 作 付 無 作 付 無 作 付 無 作 付	、段	大 麦 裸 麦 小 麦 合 計
總 計									
備 考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ								

農19ab (注は68頁農19a
bに同じ)

b 何府県麦収穫石高概算表 明治何年分 報道期其年7月

郡区名	平年収穫石高	平年ヨリ増収穫石高		平年ヨリ減収穫石高		増減差引	内 訳
		科 目	石 高	科 目	石 高		
何区郡	石	気 候 本 順	、石	氣 候 不 順	、石	、石	大 麦 裸 麦 小 麦 合 計
		早 燥 地 出 来 栄	、	風 雨 雪 霜 害 害	、		
		湿 地 出 来 栄	、	障 碍 地 出 来 劣	、		
		障 碍 地 出 来 栄	、	虫 害 病 害 害	、		
		培 養 適 良	、	鳥 害 獸 害 害	、		
		植 地 作 付 増	、	事 故 ア リ 出 来 劣	、		
		合 計	、	植 地 無 作 付 減	、		
總 計							
備 考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ						

農22 庁府県麦作付段別及収穫石高概算表 明治何年分 報道期其年7月

郡区名	種類	畑		一段歩収穫高	田		一段歩収穫高	合 計	
		本年作付段別	本 年 収穫高		本年作付段別	本 年 収穫高		田畑作付段別	田 畑 収穫高
	大麦 裸麦 小麦 計	段	石	石	段	石	石	段	石
總 計	大麦 裸麦 小麦 計								
備 考									

農27 麦 (調査毎年 報告期其年8月) 明治何年分

国	郡市	作付段別				収穫高				一段歩ニ付収穫高		
		大麦 町反	裸麦 町反	小麦 町反	計 町反	大麦 石	裸麦 石	小麦 石	計 石	大麦 石	裸麦 石	小麦 石
何国	何市	田畑										
	何郡	田畑										
	計	田畑										
何国	何郡	田畑										
	何郡	田畑										
	計	田畑										
合計	田畑											

農32 麦 (調査毎年 報告期其年8月限) 明治何年

国	郡市	作付段別				収穫高				一段歩収穫高		
		大麦 段	裸麦 段	小麦 段	計 段	大麦 石	裸麦 石	小麦 石	計 石	大麦 石	裸麦 石	小麦 石
何国	何市	田畑										
	何郡	田畑										
	計	田畑										
何国	何郡	田畑										
	何郡	田畑										
	計	田畑										
合計	田畑											

農37 第2 麦 (報告期其年8月限) 明治何年

国	郡市	作付段別				収穫高				一段歩収穫高		
		大麦 反	裸麦 反	小麦 反	計 反	大麦 石	裸麦 石	小麦 石	計 石	大麦 石	裸麦 石	小麦 石
何国	何市	田畑										
	何郡	田畑										
	計	田畑										
何国	何郡	田畑										
	何郡	田畑										
	計	田畑										
合計	田畑											

農37 (注意) 1 一段歩収穫高ハ単位以下三位即チ合マテ算出スヘシ 1 前年若クハ平年(平年トハ最近7箇年中ニ於テ最豊最凶ノ2箇年ヲ除キ残り5箇年ヲ平均シタルモノナリ)ニ対シ増減ノ理由アラハ之ヲ記スヘシ

農41 第2 麦 (農37に同じ)

農業 12

府県 [該当する表なし]

農16 a 第17号 米、麦、概況表 報道期米ハ毎年11月15日 麦ハ6月15日

郡名	作付段別	壹段歩見積産額	前年ニ対スル歩合
	町	石	円
総計		平均	
備考			

農16 a 発生後ノ景況及ヒ豊凶ノ原因等ハ備考欄内ニ記スヘシ以下同シ

b 第18号 綿、菜種、煙草、大豆、甘蔗、蘆粟、概況表

報道期綿、大豆ハ毎年11月15日菜種ハ6月15日煙草蘆粟ハ10月15日甘蔗ハ12月15日

郡名	作付段別	前年ニ対スル増減	壹段歩実綿見積産額
	町	町	
総計			平均
備考			

c 第24号 養蠶概況表 報道期春夏蠶ハ毎年8月15日 秋殖ハ10月15日

郡名	養蠶家ノ数	原紙掃立枚数	繭見積産額	前年ニ対スル増減	蠶卵紙見積産額	桑葉一貫目価	養蠶婦賃銭
						円	円
総計							
備考							

農16 c 蠶見発生後ノ景況、成繭豊凶ノ見込及ヒ桑葉ノ概況等ハ備考欄内ニ記スヘシ

d 第25号 製茶概況表 報道期毎年7月15日

郡名	製茶見積額	前年ニ対スル増減	壹段歩生葉産額	生葉壹貫目価
				円
総計				
備考				

農16 d 茶樹発芽後ノ景況製額増減ノ原因等ハ備考欄内ニ記スヘシ

農19・22・27・32・37・41 [該当する表なし]

農業 13

府県 [該当する表なし]

農16 第27号 蜜蜂表 報道期毎年3月15日

郡名	蜂		蜜		蠟	
	量	価	1貫目価	量	価	1貫目価
	円	円	円	円	円	円
総計						
備考						

農19・22・27・32・37・41 [該当する表なし]

農業 14

府県 a 第52 桑園

郡 区	総 数		根 刈		刈 桑		立 木	
	株 数	段 別	株 数	段 別	株 数	段 別	株 数	段 別
何年合計								
何年								
何年								
何年								

b 第54 茶園ノ段別

郡 区	総 数			園 圃 ノ 時 付 年 別					
	総数	園圃	自生地	從初年 至三年	四 年	從五年 至六年	從七年 至八年	從九年 至十年	十一年 以 上
何年合計									
何年									
何年									
何年									

農16a 第22号 桑園表 報道期毎5年6月15日

郡 名	種 別	段 別	採 葉 額		一 貫 目 価		株 数
			採葉額	一段歩採葉額	一貫目価	株 数	
	根 刈	町	円	円	円		
	刈 桑						
	立 木						
総 計							
備 考							

農16a 園圃ノ周囲或ハ園内等ニ栽培セシモノニシテ段別ヲ得難キモノハ株数ヲ記載スヘシ 根刈ハ根際ヨリ刈ルモノ刈桑ハ地面ヨリ1尺以上ノ処ニテ刈ルモノヲ云フ

b 第20号 茶園表 報道期毎5年6月15日

郡名	年 数	段別	採葉額	老段歩 採葉額	老貫目価	見積段別	採葉額	老段歩 採葉額	老貫目価
	四 年								
	從五年 至六年								
	從七年 至八年								
	從九年 至十年								
	十 年 以 上								
総 計									
備 考									

農16b 茶園ハ新開旧地ニ拘ラス時付初年ヨリ起算スヘシ 園圃ノ周囲或ハ園内等ニ茶樹ヲ栽培シ其間ニ他ノ作物ヲナスモノハ茶畦ノ長サヲ測リ畦間6尺ノ割合ヲ以テ段別ニ改算スヘシ但シ段別ヲ求メ難キモノハ段別野巾ヲ区別シテ株数ヲ記スヘシ 自生ノ茶樹アル地ニ於テ刈圃焼圃ニテ茶圃トセシモノハ其茶樹ノ発生自然粗密アレハ樹ノ大小ニ応シ株数ヲ以テ(大ハ1歩ニ付4株乃至6株小ハ8株乃至10株)見積段別ヲ定ムヘシ

農19 (該当する表なし)

農22a 庁府県桑畑段別概算表 毎年12月31日調 報道期翌年4月

郡 区 名	桑 畑 段 別	見 積 段 別
	段	段
総 計		
備 考		

農22a 1 立木桑并園圃ノ周囲又ハ邸地等ニ栽培セル桑樹ハ株数ヲ以テ近傍桑畑ノ株数ニ比準シ段別ニ改算シテ見積欄内ニ記入スヘシ

b 庁府県茶畑段別概算表 毎5年12月31日調 報道期翌年4月

郡 区 名	茶 畑 段 別	見 積 段 別
	段	段
総 計		
備 考		

農22b 1 見積欄内ニハ園圃ノ周囲又ハ邸地等ニ栽培セル茶樹ノ株数(株蒔ナレハ)若クハ列数(畦蒔ナレハ)ヲ以テ近傍茶畑ノ株数列数ニ比準シ段別ニ改算シテ記入スベシ

農27 桑畑茶畑段別 (調査毎年 報告期其年8月) 明治何年6月30日現在

	段 別	見 積 段 別
桑 畑	町反	町反
茶 畑		

農27 1 見積段別ノ欄ハ桑畑茶畑以外ニ散在セル桑茶ノ株数ヲ近傍桑茶畑ニ比準シ段別ヲ見積リ記入スヘシ

農32 桑畑及茶畑段別 (調査毎年6月末日現在 報告期其年8月限) 明治何年6月末日現在

	段 別	見 積 段 別	計
桑 畑	段	段	段
茶 畑			

農32 1 見積段別ノ欄ニハ桑茶畑以外ニ散在セル桑茶ノ株数ヲ近傍桑茶畑ニ比準シ段別ヲ見積リテ記入スヘシ

農37 第5 桑畑及茶畑 (報告期其年8月限) 明治何年6月末日現在

	段 別	見 積 段 別	計
桑 畑	反	反	反
茶 畑			

農37 (注意) 1見積段別ノ欄ニハ桑畑及茶畑以外ニ散在セル桑茶ノ株数ヲ附近ノ桑畑茶畑ニ準シ段別ヲ見積リテ記スヘシ

農41 第6 桑畑及茶畑 (農38に同じ)

農業 15

府県 第53 養蚕家及繭糸ノ産額

郡区	養蚕家ノ数	産 額											
		繭	玉繭	屑繭	出殻繭	生糸	熨斗糸	玉糸	生皮糸	真綿	蚕卵紙		
合計													
何年													
何年													
何年													

農16 第23号 養蚕表 報道期毎年3月15日

郡名	種別	産 額		価		老石数	価
		円		円		円	
総計							
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ						

農16 種別ハ繭、玉繭、屑繭、出殻繭、生糸、熨斗糸、玉糸、生皮糸、真綿ノ9種トス 但天蚕糸産出アル地方ハ此式ニ準シ附記スヘシ

農19 何府県繭産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	春 蚕					夏 蚕					合 計				
	繭	玉繭	屑繭	出殻繭	計	繭	玉繭	屑繭	出殻繭	計	繭	玉繭	屑繭	出殻繭	計
	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
総計															
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ														

農19 1 秋蚕繭天蚕繭ノ産出アル地方ハ本表ニ準シ別表ニ記スベシ 1 本表一郡区ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計数ハ四捨五入ノ法ヲ用ヒ石位ニ止ムヘシ

農22 庁府県繭産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	春 蚕					夏 蚕					合 計				
	繭	玉繭	屑繭	出殻繭	計	繭	玉繭	屑繭	出殻繭	計	繭	玉繭	屑繭	出殻繭	計
	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
総計															
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ														

農22 1 秋蚕繭天産繭ノ産出アル地方ハ本表ニ準シ別表ニ記スベシ

農27a 春蚕 (調査毎年 報告期其年8月限) 明治何年分

飼養戸数	戸	
繭		
玉出屑	繭	石
計		

農27a 1 天蚕柞蚕ハ本表ニ記入スヘカラズ

b 夏秋蚕 (調査毎年 報告期其年11月限) 明治何年分

繭	夏 蚕		秋 蚕	
	繭	石	繭	石
玉出屑	繭		繭	
計				

農32a 春蚕 (調査毎年 報告期其年8月限) 明治何年

飼養戸数			
掃立枚数			
	数	量	一石ニ付価額
繭		石	円
玉繭			
出殻繭			
屑繭			
計			

b 夏秋蚕 (調査毎年 報告期其年11月限) 明治何年

	夏 蚕		秋 蚕			
飼養戸数						
掃立枚数						
	数	量	一石ニ付価額	数	量	一石ニ付価額
繭		石	円		石	円
玉繭						
出殻繭						
屑繭						
計						

農37a 第6 春蚕 (報告期其年8月限) 明治何年

飼養戸数			
掃立枚数			
	数	量	一石ニ付価格
繭		石	円
玉繭			
出殻繭			
屑繭			
計			

b 第7 夏蚕 (報告期其年11月限) 明治何年

飼養戸数			
掃立枚数			
	数	量	一石ニ付価格
繭		石	円
玉繭			
出殻繭			
屑繭			
計			

c 第8 秋蚕 (報告期其年11月限) 明治何年

飼養戸数			
掃立枚数			
	数	量	一石ニ付価格
繭		石	円
玉繭			
出殻繭			
屑繭			
計			

農41abc 第7 春蚕, 第8 夏蚕, 第9 秋蚕 (農37に同じ)

農32a 1 天蚕柞蚕ハ本表ニ準シ別表トナスヘシ 1 飼養戸数ノ欄ニハ其盛期ノ戸数ヲ記入スヘシ 1 価額ハ生産者ヨリ製糸家若クハ仲買人等ニ売渡ス相場ニテ記載スヘシ以下諸表ノ価額モ亦之ニ準ス 1 備考ニハ其概況(氣候ノ適否、飼養ノ経過、桑葉ノ過不足)ヲ記スヘシ

農32b 1 備考ハ春蚕ニ同シ

農37a (注意) 1 飼養戸数ハ其盛期ノ戸数ヲ記スヘシ 1 柞製ノ蚕種ハ百蛾ヲ以テ1枚ニ換算スヘシ 1 備考ニハ其概況(氣候ノ適否、飼養ノ経過、桑葉ノ過不足等)ヲ記スヘシ 1 天蚕柞蚕ハ本表ニ準シ別表トナスヘシ

農37b (注意) 1 春蚕ニ同シ

農37c (注意) 1 春蚕ニ同シ

農業 16

府県 第53 養蚕家及繭糸ノ産額〔78頁府県の再掲〕

郡区	養蚕家 ノ数	産 額									
		繭	玉繭	屑繭	出殻繭	生糸	熨斗糸	玉糸	生皮糸	真綿	蚕卵紙
合計											
何年											
何年											
何年											

農16 〔注は78頁参照〕

農16 第23号 養蚕表 報道期毎年3月15日〔78頁農16の再掲〕

郡名	種別	産 額	価	老石 巻数	価
		円	円		円
総計					
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ				

農19 1 本表ハ其地産出ノ繭ト他ヨリ買入レタル繭トヲ論セス其郡区内ニ於テ製シタル者ヲ表出スベシ但繭ニテ他ヘ売シタル者ハ表出スベカラズ 1 本表一郡区ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計数ハ四捨五入ノ法ヲ用ヒ貫位ニ止ムベシ但蚕卵紙ハ枚数ヲ以テ之レヲ掲クベシ

農19 何府県蚕糸蚕卵紙真綿産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	生 糸 及 真 綿					蚕 卵 紙
	生 糸	熨 斗 糸	屑 糸	真 綿	合 計	
	貫	貫	貫	貫	貫	枚
総計						
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ					

農22a 1 本表ハ其地産出ノ繭ト他ヨリ買入タル繭トヲ論セス其郡区内ニ於テ製シタルモノヲ表出スベシ

農22b 1 本表ハ其地産出ノ繭ト他ヨリ買入レタル繭トヲ論セス其郡区内ニ於テ製シタル者ヲ表出スベシ

農22a 庁府県生糸産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	捻 造							合 計
	器 械	坐 繰	折返シ造	提 造	島田造	欽炮造	其 他	
	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫
総計								
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ							

農27 1 蚕卵紙製造枚数ハ其年ニ製造センモノヲ記入スベシ 1 蚕卵紙製造戸数ハ其年5月31日製糸戸数ハ其年6月30日ノ現在ノ数ヲ記入スベシ

農32 1 製糸戸数ハ其年7月末日現在又蚕種製造戸数ハ其年6月末日現在ヲ記入スベシ(指定ノ月日ニ季節ニ達セサルトキハ盛期ノ数ヲ記入スベシ) 1 蚕種製造枚数ハ其年中ニ製造センモノヲ掲クヘシ 1 備考トシテ其年製糸ノ概況(繭解舒ノ良否品質ノ如何等)ヲ記載スベシ

b 庁府県屑糸真綿蚕卵紙産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	熨斗糸	玉 糸	生皮 苧		合 計	真 綿	蚕 卵 紙
			其 他	屑 物			
	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫
総計							
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ						

農27 蚕糸真綿及蚕卵紙 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

製糸戸数	製造所	所
	自 宅	
生 糸	器械	貫
	其 他	
製 斗 糸		貫
玉 屑 糸 及 屑	糸物綿	貫
真 蚕 卵 紙 製 造 戸 数	造 戸 数	貫
蚕 卵 紙 製 造 枚 数	造 枚 数	貫

農32 蚕糸類及真綿蚕種 (調査毎年 報告期翌年2月限) 明治何年

製糸戸数	製造所	数 量	一 貫 目 ニ 付 価 額
	自 宅		
計			
生 糸	器 械	数 量	一 貫 目 ニ 付 価 額
	坐 繰		
計			
製 斗 糸 及 屑	糸物綿	百 匁 ニ 付 価 格	銭
玉 屑 糸 及 屑	造 戸 数		
真 蚕 卵 紙 製 造 戸 数	造 枚 数		
蚕 卵 紙 製 造 枚 数	造 枚 数		

農37 (注意) 1製糸戸数ハ其年7月末日現在ヲ記スヘシ但指定ノ月日ニ季節ヲ過キ若クハ達セサルトキハ盛期ノ数ヲ記スヘシ 1製糸ノ概況即チ繭質ノ良否解舒ノ如何等ヲ記スヘシ 1器械製糸場ニシテ座繰ヲ兼ネ又ハ座繰製糸場ニシテ玉糸ヲ兼ヌル如キモノハ戸数ハ之ヲ主ナル部ニ算入シ其旨ヲ備考ニ記シ製糸ハ器械座繰玉糸ノ3種ニ分チ各其部ニ算入スヘシ 1製糸戸数ハ製造場ト自宅トヲ問ハス総テ製糸ニ従事スル場所ヲ謂フ 11人ニテ数箇ノ場所ヲ有スルモノアラハ各別ニ之ヲ数フヘシ 1屑糸トハ生皮芋及製斗糸ヲ並称シタルモノナリ 1生皮芋トハ繰糸ニ際シ繭ヲ煮テ緒(イトグチ)ヲ求ムル為メニ手繰リタル繭ノ上皮ノ屑糸ヲ云ヒ座繰製糸ノ際手繰リタル屑糸ヲ座繰生皮芋、器械製糸ノ際手繰リタル屑糸ヲ器械生皮芋、座繰及器械ノ両生皮芋ヲ製斗糸ニ引延ス際ニ生シタル屑糸ヲ平生皮芋ト云フ 1製斗糸トハ繰糸ニ際シ手繰リタル屑糸ヲ懇切ニ纏(ワク)ニ捲キ取リタルモノ又ハ生皮芋ヲ更ニ引延シタルモノヲ云ヒ繰糸ノ緒ヲ小纏ニ纏付ケタルモノヲ並製斗糸、繰糸ノ緒ヲ1口毎ニ長ク引延シタルモノヲ長製斗糸、並製斗糸ヲ細ク引延シ精選シテ小纏ニ纏付ケタルモノヲ細製斗糸ト云フ 1屑物トハ揚リ繭、蛹肌又練綿ノ総称ナリ

農37 第9 蚕糸類及真綿 (報告期翌年2月限) 明治何年

製糸戸数	10人繰未滿	器 械	座 繰	玉 糸			
	10人繰以上50人繰未滿						
	50人繰以上100人繰未滿						
	100人繰以上						
計							
		数量	一貫ニ付価格	数量	一貫ニ付価格	数量	一貫ニ付価格
		貫	円	貫	円	貫	円
生 糸	製 斗 糸 及 屑						
屑 糸	生 皮 芋 物						
真 綿		製 造 戸 数	数 量	百 匁 ニ 付 価 格			銭

農41 第10 蚕糸類及真綿 (報告期翌年2月限) 明治何年

製糸戸数	10人繰未滿	器 械	座 繰	玉 糸						
	10人繰以上50人繰未滿									
	50人繰以上100人繰未滿									
	100人繰以上									
計										
		数 量	一貫ニ付価格	数 量	一貫ニ付価格	数 量	一貫ニ付価格			
		自1月至5月	自6月至12月	計	自1月至5月	自6月至12月	計	自1月至5月	自6月至12月	計
		貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫
生 糸	製 斗 糸 及 屑									
屑 糸	生 皮 芋 物									
真 綿		製 造 戸 数	数 量	百 匁 ニ 付 価 格						銭

農41 (注は農37に同じ)

農業17

府県 第55 製茶家及製茶ノ産額

郡 区	製茶家ノ数	産 額								
		碾 茶	玉 露 製	煎 茶	番 茶	日 乾	釜 熬	黒 口	紅 茶	烏 龍 茶
合 計										
何 年										
何 年										
何 年										

農16 第21号 製茶産額表 報道期毎年3月15日

郡 名	種 別	産 額	価 値	売 買 目 価
			円	円
総 計				
備 考				

農16 種別ハ碾茶、玉露製、煎茶、番茶、日乾、釜熬、黒口、紅茶、烏龍茶ノ9種トス

農19 何府県製茶産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	碾 茶 貫	玉 露 貫	煎 茶 貫	番 茶 貫	釜 熬 貫	紅 茶 貫	烏 龍 貫	合 計 貫
総 計								
備 考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ							

農19 1 本表1郡区ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計數ハ四捨五入ノ法ヲ用ヒ貫位ニ止ムベシ

農22 庁府県製茶産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年四月

郡区名	碾 茶 貫	玉 露 貫	煎 茶 貫	番 茶 貫	釜 熬 貫	紅 茶 貫	烏 龍 貫	合 計 貫
総 計								
備 考								

農27 1 製造戸數ハ其年5月31日ノ現在數ヲ記入スヘシ

農32 1 製造戸數ハ其年5月末日現在ヲ記入スヘシ(指定ノ月日ニ季節ニ達セサルトキハ盛期ノ數ヲ記入スヘシ) 1 焙炉ヲ装置シテ多量ニ製造スルモノハ自家用ト雖モ調査スヘシ

農27 茶 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

製造戸数	戸
玉露	貫
煎茶(黒口釜熬ヲ含ム)	
紅茶	
烏龍茶	
番茶	
計	

農32 茶 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年

製造戸数	数量	1貫目ニ付価額
玉露	貫	円
煎茶(黒口釜熬ヲ含ム)		
紅茶		
烏龍茶		
番茶		
計		

農37 第10 茶 (報告期其年11月限) 明治何年

製造戸数	数量	1貫ニ付価格
玉露	貫	銭
煎茶(黒口釜熬ヲ含ム)		
紅茶		
烏龍茶		
番茶		
計		

農41a 第11 茶 (報告期其年11月限) 明治何年

製造戸数	数量	1貫ニ付価格
玉露	貫	銭
煎茶(黒口釜熬ヲ含ム)		
紅茶		
烏龍茶		
番茶		
計		
煎茶	粉	
紅茶	粉	
烏龍茶	粉	
計		

b 第67 煎茶指定特別調査 (報告期翌年3月限) 明治何年

製造場名	数量	価額
	斤	円
計		

農37 (注意) 1 製造戸数ハ其年5月末日現在ヲ記スヘシ但シ指定ノ月日ニ季節ヲ過キ若クハ達セサルトキハ盛期ノ数ヲ記スヘシ
 1 玉露トハ覆ヲ掛ケタル茶葉ヲ揉捻乾製シタルモノ
 1 煎茶トハ覆ヲ掛ケタル普通ノ茶畑ヨリ収メタル茶葉ヲ以テ揉捻乾製シタルモノ
 1 紅茶トハ普通ノ茶葉ヲ醗酵シ揉捻乾製シタルモノ
 1 烏龍茶トハ生葉ヲ攪拌シテ放香ノ手續ヲ經タル後釜熬揉捻乾製シタルモノ
 1 番茶トハ以上各目ノ下ニ入ルヘカラサル劣等ノ製茶ヲ謂フ

農41a (注意) 1 製造戸数ハ其年5月末日現在ヲ記ス可シ但シ指定ノ月日ニ季節ヲ過キ若クハ達セサルトキハ盛期ノ数ヲ記スヘシ
 1 玉露トハ覆ヲ掛ケタル畑ヨリ収メタル茶葉ヲ熱シ之ヲ揉捻乾燥シテ製シタルモノ
 1 煎茶トハ普通ノ畑ヨリ収メタル茶葉ヲ熱シ之ヲ揉捻乾燥シテ製シタルモノ
 1 紅茶トハ普通ノ茶葉ヲ揉捻シ醗酵セシメ乾燥シテ製シタルモノ
 1 烏龍茶トハ普通ノ茶葉ヲ攪拌シテ放香ノ手續ヲ經タル後釜熬揉捻乾燥シテ製シタルモノ
 1 番茶トハ本表各目ニ属セサル劣等ノ製茶ヲ謂フ
 1 本表各目外ノ製茶(碾茶ノ類)アラハ其数量及1貫ニ付テノ価格ヲ掲記スヘシ

農41b 右ハ兵庫、長崎、福岡、熊本ノ4県ニ限り調査報告スヘキモノトス(注意) 1 煎茶トハ粉茶ヲ蒸シ之ヲ圧搾シ乾燥シテ製シタルモノナリ

農業 18

府県 (該当する表なし)

農16 第16号 楮皮、雁皮、結香、生蠟、漆汁、産額表 報道期毎年3月15日

部 名	品 目	産 額	前 年 比 較		老 貫 目 価
			増	減	
名					
備 考					

農19 何府県生蠟、漆汁産額概算表 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡 区 名	生 蠟	漆 汁
	貫	貫
総 計		
備 考		

農19-1 本表一郡区ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計数ハ四捨五入ノ法ヲ用ヒ貫位ニ止ムベシ

農22 庁府県生蠟漆汁産額概算表 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡 区 名	生 蠟	漆 汁
	貫	貫
総 計		
備 考		

農27a 菜種油及生蠟 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

	菜	種	油	生	蠟
製造戸数	戸			戸	
製造数量	石			貫	
同 価 額	円			円	

農27a 1 製造戸数ハ其年
末日ノ現在数ヲ記入スヘシ

b 漆汁 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

漆 樹 数	本
製 造 戸 数	戸
正 味 (シャウミ)(幹搔)	貫
瀬 湿 (セシメ)(枝搔)	貫
雑 液	貫

農27b 1 漆樹ハ成木ノ上
漆汁ヲ採ルモノノミヲ調査
スヘシ 1 漆樹数及製造戸
数ハ其年8月31日現在数ヲ
記入スヘシ

農32a 工産物雑類 (調査毎年 報告期翌年4月限) 明治何年 (145頁参照)

	数 量	価 額	製造戸数	職 工			備 考
				男	女	計	
油類 菜種油 (以下略)	石	円					
計							
生 蠟	貫						
晒 蠟 (以下略)							

農32a (注は143頁農32f
参照)

b 漆汁 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年

漆 樹 数	
製 造 戸 数	
	数 量 1貫目ニ付価格
正 味 (幹 搔)	貫 円
瀬 湿 (枝 搔)	
雑 液	

農32b 1 漆樹数及製造戸
数ハ其年8月末日現在ヲ記
入スヘシ 1 漆樹ハ漆汁
ヲ採リ得ルモノノミヲ記入
スヘシ

農37a 第27 木蠟 (報告期翌年4月限) 明治何年

	数 量	価 額	製造戸数	職 工		
				男	女	計
生 蠟	貫	円				
晒 蠟						

農37a (注意) 1 製造
戸数ハ其年12月末日現在、
職工ハ平常使用スル1日平
均数ヲ記スヘシ 1 生蠟
ト晒蠟トヲ製造スルモノハ
製造戸数及職工ハ主ナル一
方ニ記入シ数量及価額ハ之
ヲ區別シテ記入スヘシ

b 第25 漆液 (報告期翌年3月限) 明治何年

製 造 戸 数	
	数 量 1貫ニ付価格
正 味 (幹 搔)	貫 銭
瀬 湿 (枝 搔)	
雑 液	

農37b (注意) 1 製造
戸数ハ其年8月末日現在
ヲ記スヘシ 1 本表ハ問
屋即チ製造所カ搔取人若ク
ハ仲買人ヨリ買取リタルモ
ノ悉皆ヲ調査スヘシ 1
搔取人自身カ製造スル場合
ニ於テモ之ヲ調査スヘシ
1 問屋間相互ノ取引ニ係
ルモノハ調査スヘカラス

農41 第31 木蠟、第29 漆液 (農37a bに同じ)

農業19

府県 (該当する表なし)

農16 第26号 製糖表 報道期毎年3月15日

郡名	種別	産額		価		老貫目価
		円		円		円
総計						
備考						

農16 蔗糖、蘆粟ニ区別シ又白下、二度押、二半、三盆、黒糖、蜜ノ6種ニ別ツ甜菜糖糖糖ノ産出アル地方ハ之ヲ附記スヘシ

農19 何府県製糖産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	白下	二度押	二半	三盆	黒糖	蜜	合計
	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫
総計							
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ						

農19 1 他ノ地方ヨリ粗製品ヲ買入レ更ニ之ヲ精製シタル者ハ掲載スルノ限リニアラス 蘆粟甜菜等ノ製糖アル地方ハ本表ニ準シ別表ニ記スベシ 1 本表1郡区ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計数ハ四捨五入ノ法ヲ用ヒ貫位ニ止ムベシ

農22 庁府県製糖産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	白下	二度押	二半	三盆	氷糖	棒糖	黒糖	糖蜜
	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫
総計								
備考								

農22 各種其地産出ノ総額ヲ掲クルモノトス 白下糖ハ精製糖ノ原料ニ充テタル量モ記入スベシ 蘆粟甜菜等ノ製糖アル地方ハ本表ニ準シ別表ニ記入スベシ

農27 砂糖 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

製造戸数	戸
搾車	個
白下	貫
赤砂糖	貫
白砂糖	貫
黒砂糖	貫
糖蜜	貫

農27 1 白下ハ製糖ノ原料ニ充テタル量モ合記スヘシ 1 洋式搾車アルトキハ別ニ之ヲ記スヘシ 1 製造戸数及搾車数ハ其年末ノ現在数ヲ記入スヘシ

農32 砂糖 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年

製造戸数	戸
搾車	個
	数量
	1貫目ニ付価額
白下	貫
白砂糖	貫
赤砂糖	貫
黒砂糖	貫
糖蜜	貫

農32 1 製造戸数及搾車数ハ其年12月末日現在ヲ記入スヘシ 1 白下ニハ製糖ノ原料ニ充テタル量ヲモ合算スヘシ 1 洋式搾車アルトキハ別ニ之ヲ記スヘシ

農37 [第63] 精製糖指定特別調査ノ2 (154頁参照)

製造場名	出 来 高							
	一 種		二 種		三 種		四 種	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額
	斤	円	斤	円	斤	円	斤	円
計								

農37 (注は154頁参照)

農41 [第68] 精製糖指定特別調査ノ2 (農37に同じ)

農業 20

府県、農16・19・22・27・32 (該当する表なし)

農37 第4 果実 (報告期翌年2月限) 明治何年

樹	数	収	穫	高	
				石	貫
梅	[以下別掲]				

農37 (注意) 1 樹数ハ
實際ニ果実ノ收穫アルモノ
ミヲ調査スヘシ

農41 第4 果実 (報告期翌年2月限) 明治何年

樹	数	収	穫	高	
				石	貫
梅	[以下別掲]				

農41 (注意) 1 樹数ハ
實際ニ結実ノ年齢ニ達シ
タルモノノミヲ調査スヘシ
1 生柿ニハ甘柿、樽柿、
湯通ノ類ヲ合算スヘシ 1
夏橙ハ前年秋・季ヨリ其年
夏季ニ至ル迄ニ收穫シタル
モノヲ1箇年分トシテ調査
スヘシ

表頭品目名一覧 (「梅」以外のもの。收穫高は単位「貫」)

農37 桃 梨 柿(食用) 苹果 葡萄 蜜柑(温州、紀州ノ類) 其他柑橘類

農41 桃 桜桃 梨(日本梨 西洋梨) 柿(生柿 干柿) 苹果 榲桲(マルメロ) 枇杷
葡萄 栗 無花果 蜜柑(温州紀州ノ類) ネーブル、オレンジ 夏橙 其ノ他柑橘類

農業 21 (農41にのみあるもの)

農41 第5 苗木 (報告期其年8月限) 自明治何年7月至同何年6月 1箇年

苗木	団體ノ配付若クハ 私下ニ係ルモノ	無償	有償		個人ノ販売ニ係ルモノ		備考
			数量	価額	数量	価額	
桃 梨 枇杷 柿 葡萄 其他 計	本	本	円	本	円		
桑 苗木 計	生木出他 (シログシ)						

農41 (注意) 1 本表苗木
ハ公共団體及其他ノ団體
又ハ個人ニ於テ仕立テタル
モノヲ無償若クハ有償ニテ
配付シタルモノニ就キ調査
スヘシ
1 苗木ノ価額ハ生産者ヨリ
販売シタルトキノ価額ニ
就キ調査スヘシ

農業 22 (農41にのみあるもの)

農41 a 第12 緑肥用作物ノ1 (春期ニ播種スルモノ) (報告期其年9月限) 明治何年

作物	付反別			收穫高			1反歩收穫高		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	平均
青 刈 大豆	反	反	反	貫	貫	貫	貫	貫	貫
紫 雲 英 苜蓿 蚕豆及豌豆 其他 計									

b (第12) 緑肥用作物ノ2 (秋期ニ播種スルモノ)

作物	付反別			收穫高			1反歩收穫高		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	平均
紫 雲 英 苜蓿 蚕豆及豌豆 其他 計	反	反	反	貫	貫	貫	貫	貫	貫

牧畜 1

府県 a 第59 牛

郡 区	総 数			内 国 種			外 国 種			雑 種		
	総数	牝	牡	総数	牝	牡	総数	牝	牡	総数	牝	牡
合 計												
何 年												
何 年												
何 年												

府 a 本表ハ毎年農商務省へ報告スル所ノモノヲ記入スヘシ」雑種ノ欄ハ1回ヨリ5回マテノ雑種及改良種退却雑種等ヲ合記スヘシ

b 第60 産牛及屠斃牛

郡 区	生 産				屠 殺			斃 死		
	総数	内国種	外国種	雑種	総数	牝	牡	総数	牝	牡
合 計										
何 年										
何 年										
何 年										

府 b 本表ハ1週年間ニ生産、屠殺、斃死セシ頭数ヲ記入スヘシ 但生産牝牡ノ別ヲ要セス

農16 a 第28号 牛頭数表 報道期毎年3月15日 第1表 何部養牛表

種 別	年 齡	力 用		農 用		繁 殖 用		乳 計		合 計
		牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	
内 種	2歳以上 当 歳									
合 計										
雑 種	1 回	2歳以上 当 歳								
	2 回	2歳以上 当 歳								
	3 回	2歳以上 当 歳								
	4 回	2歳以上 当 歳								
	5 回	2歳以上 当 歳								
種	改良種	2歳以上 当 歳								
	和洋雑種	2歳以上 当 歳								
	退却雑種	2歳以上 当 歳								
計	2歳以上 当 歳									
合 計										
外 種	純粹洋種	2歳以上 当 歳								
	洋 種	2歳以上 当 歳								
計	2歳以上 当 歳									
合 計										
前 年 比 較	增 減									

農16 a 内国種ノ牝ニ純粹洋種ノ牡ヲ配シテ得タルモノヲ1回雑種トシ1回雑種ノ牝ニ洋種ノ牡ヲ配シテ得タルモノヲ2回雑種トシ3回4回5回之ニ準フ6回ニ至リタルヲ改良種ト云フ 牝牡洋種ニシテ例ヘハ短角種ノ牝ニ「デボン」種ノ牡ヲ配シテ得タルモノノ類ハ「デボン」種何回雑種ト云ヒ内国種ノ牝ニ血統ノ正確ナラサル洋種ノ牡ヲ配シテ得タルモノハ単ニ和洋何回雑種ト称ス 1回雑種ノ牝ニ内国種ノ牡ヲ配シ又ハ2回雑種ノ牡ヲ配シテ得タルモノノ類ハ退却雑種ト云フ種類ノ正確ナラサル洋種牝牡ヨリ得タルハ洋種ト云フ力用トハ特ニ物貨、運搬或ハ乗料車用等ニ役スルヲ云ヒ農用トハ専ラ耕作ニ役スルヲ云ヒ力用、農用相兼ルモノハ其重ナル方ニ從フヘシ 繁殖用トハ繁殖ヲ図ル為ニ使役ニ供セスシテ飼養スルモノヲ云フ 乳用トハ特ニ搾乳ノ為ニ飼養スルモノヲ云フ 牧場ニ放養スル畜類ハ1場毎ニ製表スヘシ

農16b 第2表 同上 減耗表

種別	種別 年齢	種別	力用			農用			繁殖用			乳用	計		合計
			牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計		牝	牡	
内種	2歳以上	売屠													
		斃													
種当	歳	売屠													
		斃													
計		売屠													
		斃													
合計															
〔以下農16aに準ず〕															
総計															
前年比較	増	売屠													
		斃													
	減	売屠													
		斃													

農19 何府県牛数表 毎年12月31日調 報道期翌年4月

郡区名	種別	種別 年齢	運搬用			農用			繁殖用			乳用	小計		合計
			牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計		牝	牡	
何郡	内種	2歳以上													
		当歳													
〔以下農16aに準ず〕															
郡	合計	2歳以上													
		当歳													
総計															
備考		前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ													

農19 〔農16aの注に同じ。ただし「力用」とある所は「運搬用」となる〕

農22 庁府県牛数表 毎年12月31日調 報道期翌年4月

郡区名	種別	年齢	運搬用			農用			繁殖用			乳用	合計		
			牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計				
	内種	2歳以上													
		当歳													
	雑種	2歳以上													
		当歳													
	外種	2歳以上													
		当歳													
合計		2歳以上													
総	内種	2歳以上													
		当歳													
	雑種	2歳以上													
		当歳													
計	外種	2歳以上													
		当歳													
合計		2歳以上													
備考															

農22 運搬用トハ特ニ物貨運搬或ハ乗料車用等ニ役スルヲ云ヒ農用トハ専ラ耕作ニ役スルヲ云ヒ運搬用農用相兼ルモノハ其重モナル方ニ従フベシ 繁殖用トハ繁殖ヲ図ル為メニ使役ニ供セズシテ飼養スルモノヲ云フ 乳用トハ特ニ搾乳ノ為メニ飼養スルモノヲ云フ 庁用牛馬ハ此様式ニ準ヒ別表ト為スベシ

〔農27以下は91頁〕

農 27 牛馬 (調査毎年 報告期翌年 3 月限) 明治何年分

		年 末 現 数			上ノ内乳用	出 産	斃 死
		牝 頭	牡 頭	計 頭			
牛	内種						
	雜種						
	外種						
	計						
馬	内種						
	雜種						
	外種						
	計						

農 27 1 其年中ニ出産シテ死亡シタルモノハ出産ノ欄ト斃死ノ欄ト双方ニ記入スヘシ 1 庁用牛馬ハ此様式ニ依リ別表ト為シテ報告スヘシ

農 32 牛馬 (調査毎年12月末日現在 報告期翌年 3 月限) 明治何年12月末日現在

		頭 数			上ノ内乳用	年 内 出 産			年 内 斃 死		
		牝 頭	牡 頭	計 頭		牝 頭	牡 頭	計 頭	牝 頭	牡 頭	計 頭
牛	内種										
	雜種										
	外種										
	計										
馬	内種										
	雜種										
	外種										
	計										

農 32 1 本表中ニハ中央官庁用ノモノノ外総テ合算スヘシ 1 其年中ニ出産シテ死亡シタルモノハ出産ノ欄ト斃死ノ欄トノ双方ニ記入スヘシ 1 獣疫ニテ死セシモノト雖モ撲殺セシモノノ外ハ総テ斃死欄ニ記入スヘシ

農 37 第11 家畜 (報告期翌年 3 月) 明治何年12月末日現在

		頭 数			年 内 出 産			年 内 斃 死		
		牝 頭	牡 頭	計 頭	牝 頭	牡 頭	計 頭	牝 頭	牡 頭	計 頭
牛	内種									
	雜種									
	外種									
	計									
馬	内種									
	雜種									
	外種									
	計									
豚	内種									
	雜種									
	計									
縮山	羊									
	羊									

農 37 (注意) 1 本表中ニハ中央官庁所有外ノモノハ総テ之ヲ合算スヘシ 1 其年中ニ出産シテ死亡シタルモノハ出産ノ欄ト斃死ノ欄トノ双方ニ記入スヘシ 1 獣疫ニテ死セシモノト雖モ撲殺セシモノノ外ハ総テ斃死欄ニ記入スヘシ

農 41 第13 家畜 (農 37 に同じ)

牧畜 2

府県 (該当する表なし)

農 16 a 第 30 号 羊頭数表 報道期毎年 3 月 15 日 何郡養羊表

種別	年 齡	現 存			種別	年 齡	減 耗		
		牝	牡	計			牝	牡	計
純粋 洋種	2 歳以上				純粋 洋種	2 歳以上	売 屠 斃		
	当 歳					当 歳	売 屠 斃		
洋種	2 歳以上				洋種	2 歳以上	売 屠 斃		
	当 歳					当 歳	売 屠 斃		
雜種	2 歳以上				雜種	2 歳以上	売 屠 斃		
	当 歳					当 歳	売 屠 斃		
計	2 歳以上				計		売 屠 斃		
	当 歳								
総 計					総 計				
前年 比較	年 增				前年 比較	年 增	売 屠 斃		
	減					減	売 屠 斃		
剪 毛		量斤率百六十目			代 価		平均 1 頭剪毛		同代価
		斤			円		斤		円

b 第 31 号 豚頭数表 報道期毎年 3 月 15 日 何郡養豚表

種別	年 齡	現 存			種別	年 齡	減 耗		
		牝	牡	計			牝	牡	計
内 種	2 歳以上				内 種	2 歳以上	売 屠 斃		
	当 歳					当 歳	売 屠 斃		
計					計		売 屠 斃		
合 計					合 計				
外 種	2 歳以上				外 種	2 歳以上	売 屠 斃		
	当 歳					当 歳	売 屠 斃		
計					計		売 屠 斃		
合 計					合 計				
雜 種	2 歳以上				雜 種	2 歳以上	売 屠 斃		
	当 歳					当 歳	売 屠 斃		
計					計		売 屠 斃		
合 計					合 計				
前年 比較	年 增				前年 比較	年 增	売 屠 斃		
	減					減	売 屠 斃		

農 19 何府県豚数表 毎 5 年調 報道期翌年 4 月

郡 区 名	牝	牡	合 計
総 計			
備 考			

農 22 庁府県豚数表 毎5年12月31日調 報道期翌年4月

郡区名	牝	牡	合計
総計			
備考			

農 27 (該当する表なし)

農 32 羊豚 (調査期毎年12月末日現在 報告期翌年3月限) 明治何年12月末日現在

		牝	牡	計
緬山豚	羊			
	種			
	種			
	種			
	内雑外計			

農 37 第11 家畜

(表全体は91頁に掲げる)

	頭数	年内出産			年内斃死		
		牝	牡	計	牝	牡	計
〔一部略〕							
豚	内種						
	雑種						
	外種						
	計						
緬山	羊						

農 37 (注は91頁参照)

農 41 第13 家畜

(農 37 に同じ)

牧畜 3

府県 農 16・19・22・27・32

(該当する表なし)

農 37 第12 家禽 (報告期其年8月限) 明治何年6月末日現在

	飼養戸数				家禽			産卵	
	十羽未満	十羽以上五十羽未満	五十羽以上百羽未満	百羽以上	成禽	雛	価額	箇数	価額
鶏					羽	羽	円		円
鶯									

農 37 (注意) 1 産卵数ハ前年7月ヨリ其年6月ニ至ル1箇年間ニ就テ調査スヘシ 1 雛ハ鶏ニ在テハ孵化後3箇月未満鶯ニ在テハ同シク2箇月未満ノモノヲ記入スヘシ 1 飼養ノ概況ヲ記入スヘシ

農 41 第14 家禽 (農 37 に同じ)

牧畜 4

府県 a 第71 屠殺ノ牛豚

屠場	年次	牛			豚		
		頭数	斤数	百斤ノ平均相場	頭数	斤数	百斤ノ平均相場
某地屠場	十何						
	十何						
	十何						
	十何						
	十何						

府 本表百斤ノ平均相場ハ屠場ヨリ小売商ヘ売渡スモノ即チ筋骨ヲ去ラサルモノノ価格ヲ記入スヘシ

b 第60 産牛及屠斃牛〔88頁府県 b をみよ〕

c 第65 産馬及斃馬〔90頁府県 b をみよ〕

農 16 a 第28号 牛頭数表 第2表 同上減耗表〔89頁農16 b をみよ〕

b 第29号 馬頭数表 第2表

農 19 何府県屠牛表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

屠牛場	牝			牡			合計	
	当歳	2歳以上	計	当歳	2歳以上	計	当歳	2歳以上
何郡何地								
総計								
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スヘシ							

農 22 斤府県屠殺牛馬表 毎1ケ年間 報道期翌年4月

郡区名	屠 牛 調			屠 馬		
	牝	牡	計	牝	牡	計
総計						
備考						

農 22 本表ハ食用ノ為ニ屠リタルモノノミヲ掲クヘシ

農 27 牛馬羊豚屠数 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

屠場数	頭 数			斤 量			価 額		
	計			計			計		
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計
成牛	頭	頭	頭	斤	斤	斤	円	円	円
犢									
馬									
羊									
豚									

農 27 1 斤量ハ内臓及毛皮ヲ除キタルモノヲ掲ケ且検査済食用ニ適スルモノタルヘシ 1 1斤ハ百二十匁ヲ以テ数フヘシ

農 32 屠殺 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年

屠場数	頭 数			斤 量			価 額			一頭ニ付平均斤量		百斤ニ付平均価額	
	計			計			計			牝 牡		牝 牡	
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	斤	斤	円	円
成牛	頭	頭	頭	斤	斤	斤	円	円	円	斤	斤	円	円
犢													
馬													
羊													
豚													

農 32 1 斤量ハ内臓及毛皮ヲ除キタルモノヲ掲ケ且検査済食用ニ適スルモノタルヘシ 1 成牛トハ2歳以上犢トハ当歳ノモノヲ云フ 1 1斤ハ百六十匁ヲ以テ計算スヘシ

農 37 第15 屠殺 (報告期翌年3月限) 明治何年

屠場数	頭 数			斤 量			価 額			一頭ニ付斤量		百斤ニ付価額	
	計			計			計			牝 牡		牝 牡	
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	斤	斤	円	円
成牛				斤	斤	斤	円	円	円	斤	斤	円	円
犢													
馬													
豚													
緬羊													
山羊													

農 37 (注意) 1 斤量トハ内臓及毛皮ヲ除キタルモノヲ掲ケ且検査済食用ニ適スルモノタルヘシ 1 成牛トハ2歳以上犢トハ当歳ノモノヲ云フ

農 41 第17 屠殺〔農 37に同じ〕

牧畜 5

府県 第70 疫牛馬

郡区	牛						馬					
	総数		当歳		2歳以上		総数		当歳		2歳以上	
	斃死	撲殺	斃死	撲殺	斃死	撲殺	斃死	撲殺	斃死	撲殺	斃死	撲殺
合計												
何年												
何年												
何年												
何年												

府 本表ノ撲殺ハ伝染予防
ノ為メ撲殺セン頭数ヲ記入
スベシ

農 16 第32号 牛馬羊豚伝染病表 報道期毎年3月15日

種別	年齢	斃死			撲殺			合計	賠償金	
		牝	牡	計	牝	牡	計			
内種	2歳以上									
	当歳									
合計										
雑種	1回	2歳以上								
		当歳								
	2回	2歳以上								
		当歳								
	3回	2歳以上								
		当歳								
	4回	2歳以上								
		当歳								
	5回	2歳以上								
		当歳								
改良種	2歳以上									
	当歳									
和洋雑種	2歳以上									
	当歳									
退却雑種	2歳以上									
	当歳									
計	2歳以上									
	当歳									
合計										
外種	純粹洋種	2歳以上								
		当歳								
種	洋種	2歳以上								
		当歳								
計		2歳以上								
		当歳								
合計										
総計										
前年比較		増								
		減								

農 19・22・27・32・37・41 (該当する表なし)

牧畜 6

府県 a 第63 牛ノ相場

市場名及産地	年 齢	牝					牡				
		何年									
某 市 場	3 歳未満 3 歳以上 5 歳以上										
某 国 種											

府 a 3 歳未満 3 歳以上 5 歳以上ノ年齢別ニ從ヒ開市中實際売買セシ所ノ平均 1 頭当リノ価格ヲ記入スヘシ

b 第62 牛市場ノ売買頭数及金高

市場名	所属地名	季節	頭 数					金 高				
			何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年
		春 秋 合計										

府 b 開市ノ日 2 日以上ニ互ルモノハ月日ノ欄内ニ自何月何日至今何月何日ト書シ若シ春秋二季ノ外ニ尚ホ開市ノ日アラハ其欄ヲ増画スベシ

c 第67 馬ノ相場

市場名及産地	年 齢	牝					牡				
		何年									
某 市 場	当 歳 2 歳以上 3 歳以上										
某 国 種											

府 c 本表ノ記入方ハ牛ノ相場ト題セル表ニ同シ

d 第66 馬市場ノ売買頭数及金高

市場名	所属地名	季節	頭 数					金 高				
			何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	
		春 秋 合計										

府 d 本表ノ記入方ハ牛市場ノ売買頭数及金高ト題セル表ニ同シ

農 16・19・22・27・32 (該当する表なし)

農 37 第 14 家畜市場

	常設市場	定期及臨時市場	出 場 頭 数		販 売 頭 数		販 売 価 額	
			牝	牡	牝	牡	円	円
牛								
馬								

農 37 (注意) 1 常設市場ハ箇所数ヲ記入シ定期及臨時市場ハ日数ニ拘ラス年内開会ノ度数ヲ記スヘシ

1 牛及馬ヲ兼ヌル市場ハ其主ナル一方ニ記入シ頭数価額ハ之ヲ区別シ相当欄内ニ記入スヘシ

農 41 第 16 家畜市場 (農 37 に同じ)

牧畜 7

府県 a 第68 牧 場 12月31日現在

場名	所属地名	飼養家畜種類	創設年月日	資本金	牧場段別	役 夫
某場(官) (私)						

b 第69 牧場ノ増減

場名及種類	年次	年 末 / 現 在				増			減				
		総数	場内飼養	他へ貸附		総数	買入	生産	其他	総数	斃死	売却	其他
某場ノ牧牛	十何												
	十何												
	十何												
	十何												
	十何												
某場ノ牧馬	十何												
	十何												
	十何												
	十何												
	十何												

府 a 本表飼養家畜ノ種類トアル欄ニハ例ヘハ牛ナレハ某国某種ノ牛ト記スヘシ」牛馬羊豚ヲ併セ飼養スル場所アラハ牛ノ記載例ニ倣ヒ併記スベシ

農16 第9号 牧場表 報道期毎年3月15日

郡 名	地 名	牧 場 称	段 別	持 主	
				官	民
			町		
総 計					
備 考					

農19 (該当する表なし)

農22 庁府県牧場表 毎5年12月31日調 報道期翌年4月

郡 区 名	牧 場		種 別	内 種		雑 種		外 種		合 計	
	箇 所	段 別		牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡
		段	牛								
			馬								
			羊								
			豚								
総 計			牛								
			馬								
			羊								
			豚								
備 考											

農22 表中牛馬ハ前ノ牛数馬数表に算入シタルモノヲ再掲スルモノトス

農27・32・37・41 (該当する表なし)

牧畜 8

府県 第61 牛乳搾高

場 名	所属地名	乳 牛 搾 乳 高									
		何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年
合 計											

府 本表ハ一週年間ニ搾乳セシ頭数及乳汁量ヲ記入スヘシ」乳汁ノ数量ハ合位ニ止ムヘシ」東京ノ如キ搾乳場許多アル府県ハ場名ヲ郡区ト改メ所属地名ノ欄ヲ删除シ郡区別ニ為スヘシ

農16・19・22・27・32 (該当する表なし)

農37 第13 牛 乳 (報告期翌年3月限) 明治何年

搾 乳 場 数	乳 用 牛 頭 数		搾 乳 高	価 額
	満 2 歳 以 上	満 2 歳 未 満		
			石	円

農37 (注意) 1 搾乳場数及乳用牛頭数ハ其年12月末日現在ヲ記スヘシ 1 業務ノ概況ヲ記スヘシ 1 搾乳ハ一箇年中ノ搾乳高ヲ記スヘシ

農41 第15 牛乳 (農37に同じ)

山林 1

府県 a 第72 官林ノ箇所及段別

何月現在

郡 区	箇 所				段 別					
	総 数	用材林	薪炭林	禁伐林	員外林及 林位未定	総 数	用材林	薪炭林	禁伐林	員外林及 林位未定
合 計										
何 年										
何 年										
何 年										
何 年										

府 a 本表及次表ハ官林ノ
総体ノ事実ヲ掲載スルモノ
ナレハ著名官林ノ反別及木
数ト題セル表ノ反別及木数
ト重複スヘキモノトス

b 第77 民林ノ段別及山番人

何月現在

郡 区	総 段 別	森 林			草 山	山 番 人 ノ 数
		総 数	山	平 地		
合 計						
何 年						
何 年						
何 年						
何 年						

府 b 本表ノ草山トハ喬木
ナキ山ヲ云フ故ニ柴草山又
ハ藪稜山等ノ名称ニ係ラス
喬木ナキ山ハ総テ此欄ニ合
記スヘシ山番人ノ数ハ人民
一己又ハ組合ニテ雇フ処ノ
12月31日現在人員ヲ記入シ
其調査月日ヲ表尾ニ附記ス
ヘシ

農 16 [該当する表なし]

農 19 何府県民有山林概計表 明治何年調 報道期毎 5ケ年

郡 区 名	地 目	科 目	箇 所	反 別	地 価	立 木
合 計						

農 19 1 本表ハ其年 6月
30日ノ現数ヲ掲クルモノト
ス 1 地目ハ林、山林、
竹藪ノ類地券台帳ニ載スル
所ノ目ヲ記別スルモノトス
1 箇所ハ地券台帳一筆ヲ
1ケ所ト計算スルモノトス
1 立木ハ目通り凡ソ 5寸
回り以上ノモノヲ記載スル
モノトス 1 竹藪ハ其地
目及箇所反別地価ノミヲ掲
クルモノトス 1 木竹雑
生ノ林ハ其ノ養護ノ目的ニ
ヨリ竹藪又ハ林ト區別スル
モノトス 1 17年 2月太
政官第 3号布達ニ係ル森林
停止林ハ本表ノ式ニ倣ヒ別
表ニ調製スルモノトス

農 22・27・32 [該当する表なし]

農 37 第54 公有社寺私有林野所有別 (報告期其年 5月限) 明治何年 3月末日現在

公 有	府 県 有 郡 有 市 町 村 有 其他ノ団体有 計	森 林		原 野	
		箇 所	面 積	箇 所	面 積
			反		反
			反		反
社 寺 有					
私 有					

農 41 第57 公有社寺有私有林所有別 (報告期其年 5月限) 明治何年 3月末日現在

公 有	道 庁 府 県 有 郡 有 市 町 村 有 其他ノ団体有 計	営林方法既定		営林方法未定		計	
		箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
			段		段		段
社 寺 有							
私 有							

山林 2

府県 (該当する表なし)

農16 第1号 明治何年何国何郡殖林表

地目 \ 科目	反	別	木種	植付及挿付本数	播種数量
合計					
備考					

農19・22・27 (該当する表なし)

農32 森林植栽 (国有林及御料林部分林ヲ除ク) (調査毎年 報告期翌年4月) 明治何年

	面積	数量	植栽費
扁柏(ヒノキ)	段	本	円
〔以下別掲〕			
計			

農37 第58 公有社寺私有林植栽 (報告期翌年4月限) 明治何年

	面積	数量	経費
扁柏(ヒノキ)	反	本	円
〔以下別掲〕			
計			

農41 第62 公有社寺私有林野植栽 (報告期翌年4月限) 明治何年

	公 有			社 寺 有			私 有			計		
	面積	数量	経費	面積	数量	経費	面積	数量	経費	面積	数量	経費
扁柏(ヒノキ)	段	本	円	段	本	円	段	本	円	段	本	円
〔以下別掲〕												
計												

表頭の品種一覧 (「扁柏(ヒノキ)」以外のもの。ルビはその初出の箇所掲げる)

- 農32 羅漢柏(ヒバ) 杉 松 樟 榿(カシ) 栗 櫟(クヌキ) 何々
- 農37 羅漢柏 杉 松 落葉松 樟(クス) 榿 栗 櫟(ケヤキ) 櫟 其他
- 農41 羅漢柏 杉 松 落葉松 榿(モミ) 桐(ツガ) 樟 榿 栗 櫟 榿 棋(サハラ) 其他

山林 3

府県、農16・19・22・27・32 (該当する表なし)

農37 第56 公有社寺私有林開墾 (報告期翌年3月限) 明治何年

	耕地		宅地		焼畑切替畑		其他地目変換		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
公有		反		反		反		反		反
社寺										
私有										
計										

農41 第60 公有社寺私有林開墾 (報告期翌年3月限) 明治何年

	耕地		宅地		焼畑切替畑		其他形質変更		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
公有		段		段		段		段		段
社寺										
私有										
計										

農16 1 本表ハ森林地及山野平原其他樹林トナスヘキ地ニ播植シタルモノヲ記載ス 1 地目及反別ノ欄ヘハ該地ノ名称ト地積トヲ掲ク (以下各表倣之)

1 木種ノ欄ヘハ松杉檜等其木種毎ニ之ヲ掲ク (以下各表倣之) 1 表中ノ事項ニ付説明ヲ要シ及参考ニ備フヘキ事由アラハ之ヲ備考欄内ニ記載スヘシ (以下各表倣之)

農32 1 何々トアル欄ニハ其地方ノ重要ナル樹木ヲ記スヘシ次表モ亦之ニ同シ 1 補植ハ面積ノ欄ヲ天然下種ハ数量ノ欄ヲ省キ其他ハ本表ニ準シ別表トナスヘシ

農37 (注意) 1 補植ハ面積ノ欄ヲ天然下種ハ数量ノ欄ヲ省キ其他ハ本表ニ準シ別表トナスヘシ 1 経費トハ苗木代及植込人足賃等ヲ云フ自ラ仕立タル苗木ヲ植栽スル場合ニ於テモ亦同シ

農41 [注は農37に同じ]

山林4

府県 a 第79 民林ノ伐木及損害

郡 区	伐 採			損 害					
	総 数	用 材	薪炭材	総 数	盗 伐	焼 木	枯 損	風 折	其 他
合 計									
何 年									
何 年									
何 年									

b 第74 官林ノ伐木及損害

郡 区	伐 採			損 害					
	総 数	用 材	薪炭材	総 数	盗 伐	焼 木	枯 損	風 折	其 他
合 計									
何 年									
何 年									
何 年									

府 b 伐採ノ数ハ官用ト払下ケトヲ問ハス一週年間ニ伐採セシ総数ヲ記入スヘシ

農16 a 第2号 明治何年何国何郡伐木表

地 目	科 目	反 別	伐 法	木 種	用 材		薪 炭 材	
					本 数	尺 数	本 数	数 量
合 計								
備 考								

農16 a 1 伐法ノ欄ヘハ全伐輪伐抜伐等ノ区別ヲ掲ク 1 用材ハ伐用シタル原木数及尺ノ数ヲ掲ク但目通尺回未滿ノモノハ尺ノラ掲クルニ及ハス 1 薪炭材ハ其原木ノ概数及数量ヲ掲ク但棚束貫等ノ字ヲ数量ノ上ヘ記入シテ之レヲ明別スヘシ

b 第4号 明治何年何国何郡山林被害表

災 名	科 目	箇 所	反 別	木 数	竹 数
備 考					

農16 b 1 災名ノ欄ヘハ風折雪折虫害崩潰火災等ノ類ヲ掲ク 1 木竹数ノ欄ヘハ被害ノ木竹概数ヲ掲クヘシ 1 風折雪折等其地積ヲ知得シ難キモノハ被害ノ木竹数ノミヲ掲クヘシ

農19・22・27 [該当する表なし]

農32 a 森林伐採ノ1 (国有林御料林及部分林ヲ除ク) (木)

(調査毎年。報告期翌年4月限) 明治何年

樹 種	目 通 周 圍 級	用 材						薪 炭 材		
		木 数						価 額	棚	価 額
		1尺未滿	1尺以上	2尺以上	3尺以上	4尺以上	5尺以上			
針 葉 樹	扁 柏							円		円
	羅 漢 杉 松									
	其 他									
闊 葉 樹	樟 榿 栗 樺									
	其 他									
	計									
雜 木										
合 計										

農32 a 1 雜木トハ主ニ薪炭材トナスヘキ混濘ノ樹木ヲ謂フ 1 1棚トハ108立方尺(6,6,3)トス然レトモ民林所有者ヨリ報告セシムルニハ其地方慣習ノ棚又ハ束ヲ以テシ之ヲ改算シテ表ニ掲クルヲ便トス 1 価額ハ凡テ山元相場ヲ以テ計算スヘシ

農32b 森林伐採ノ2 (竹)

	数 量		価 額	
		束		円
苦竹 (マダケ)				
淡竹 (ハチク)				
江南竹 (マウソウ)				
何 々				
計				

農32b 1 一束ノ縄ノ
 (仮令ヘハ三尺縄ノ四尺縄
 ノ如シ)ヲ備考ニ記スヘ
 シ

農37a 第59 公有社寺私有林伐採ノ1 (木) (報告期翌年4月限) 明治何年

	用 材		薪 炭 材	
	材 積	価 額	材 積	価 額
扁 柏 (ヒノキ)	尺ノ	円	棚	円
羅漢柏 (ヒバ)				
杉				
松				
縦 (モミ)				
梅 (ツガ)				
樟 (クス)				
榿 (カシ)				
栗 (ケヤキ)				
樺 (クヌギ)				
其 他				
計				

b 〔第59〕 公有社寺私有林伐採ノ2 (竹)

	数 量		価 額	
		束		円
苦竹 (マダケ)				
淡竹 (ハチク)				
江南竹 (マウソウ)				
其 他				
計				

農37b (注意) I 第57号
 表ヲ参照スヘシ

c 第57 公有社寺私有林被害 (報告期翌年3月限) 明治何年

		用 材			薪 材			竹			価額計
		面積	材積	価額	面積	材積	価額	面積	材積	価額	
風 害	反		尺ノ	円	反	棚	円	反	束	円	円
盗 伐											
火 災											
其 他											
計											

農37 (注意) I 価額ハ凡
 テ山元相場ヲ以テ計算スヘ
 シ 1 用材薪材及竹ノ材
 積計算ハ左記ノ方法ニ依ル
 ヘシ (以下測定方法につ
 いて詳細な図示がされてい
 るが、ここでは省略する)

農41a 第63 公有社寺私有林伐採ノ1 (木) (報告期翌年4月限) 明治何年

	用 材		薪 炭 材	
	材 積	価 額	材 積	価 額
扁 柏 (ヒノキ)	尺ノ	円	棚	円
羅漢柏 (ヒバ)				
杉				
落葉松				
縦 (モミ)				
梅 (ツガ)				
樟 (クス)				
榿 (カシ)				
栗 (ケヤキ)				
樺 (クヌギ)				
榎 (サハラ)				
其 他				
計				

b 第63 公有社寺私有林伐採ノ2 (竹) (農37bに同じ)

c 第61 公有社寺私有林被害 (農37cに同じ)

山林 5

府県, 農16・19・22・27・32 (該当する表なし)

農37 a 第55 保安林箇所面積種類ノ1 (報告期其年5月限) 明治何年3月末日現在

	森				林			
	公有		社寺		私有		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
土砂打止林		反		反		反		反
飛砂防止林								
水害防備林								
防風林								
潮害防備林								
類雪防止林								
墜石防止林								
水源涵養林								
計								

b 保安林箇所面積種類ノ2

	標準森				林			
	公有		社寺		私有		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
土砂打止林		反		反		反		反
〔以下表頭の項目は農37 a に同じ〕								
計								

c 第58 公有社寺私有林植栽 (99頁参照)

農41 a 第58 保安林箇所面積種類ノ1 (報告期其年5月限) 明治何年3月末日現在

	森				林							
	御料		国有部分		公有		社寺有		私有		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
土砂打止林	制限禁伐	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段
〔以下表頭の項目は農37 a に同じ。ただし「目標林」は「航行目標林」,「衛生林」は「公衆衛生林」となる〕												

b 保安林箇所面積種類ノ2

	標準森				林							
	御料		国有部分		公有		社寺有		私有		計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
土砂打止林	制限禁伐	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段	段
飛砂防止林	制限禁伐											
水害防備林	制限禁伐											
防風林	制限禁伐											
潮害防備林	制限禁伐											
類雪防止林	制限禁伐											
墜石防止林	制限禁伐											
水源涵養林	制限禁伐											
計	制限禁伐											

c 第59 保安林編入解除箇所面積 (報告期其年5月限) 自明治何年4月1箇年 至同何年3月1箇年

	編入		解除		従来保安林調査済	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
御料		段		段		段
国有部分						
公有						
社寺有						
私						
計						

農19 (注意) 1 編入、解除ハ当該年度中決定ニ係ルモノヲ記入シ従来保安林調査済ハ森林法施行手続第28条ニ依リ調査ヲ了シ施行法要領通達済ニシテ当初ヨリ当該年度末日ニ至ル迄ノ総数ヲ記シ尚調査未済ノ箇所面積ハ傍ニ朱書スヘシ

水産業 1

府県 第82 漁 浦

何年調

漁 浦	所属郡区	漁 場 名	採 捕 ノ 水 産 名

府 表中漁場名ノ欄へハ各
其漁浦ヨリ従来魚類海草等
ヲ採捕スル所ノ河海等ノ名
ヲ記入スヘシ採捕ノ水産名
ハ其採捕スル所ノ魚類海草
等ノ重ナルモノノ名ヲ記入
スヘシ

農16 第37号 漁場表 報道期毎年3月15日

郡 名	地 名	沿 岸 漁 場 長 延			
		海	河	湖 沼 等	
		町	町	町	
総 計					

農19・22・27・32・37・41 [該当する表なし]

水産業 2

府県 第83 漁戸及漁人

1月1日現在

漁 浦 戸 数	漁 人					
	総 数	専 業		兼 業		
		男	女	男	女	
何年合計						
何 年						
何 年						
何 年						

府 本表ハ農事通信手続ニ
ヨリ農商務省ヘ報告スル所
ノ事実ヲ記入スヘシ

農16 第12号 漁民戸口表 報道期毎5年6月15日

郡 名	専 業				兼 業			
	戸 数	男	女	計	戸 数	男	女	計
総 計								

農16 河海湖沼等ヲ区別シ
此様式ニ準ヒ各一表トナス
ヘシ

農19・22・27・32・37・41 (該当する表なし)

水産業 3

府県 第84 漁船

12月31日現在

漁 浦	総 数	鯨 船	地 引 網 用 船	網 船	何 々	何 々	何 々	何 々
合 計								
何 年								
何 年								
何 年								

府 本表鯨船、地引網用船、網船等ノ目ヲ掲ケシハ只其一例ヲ示シタルマテナレハ地方ニ依リ其所用ノ異ナルモノハ其異ナルニ從ヒ類別シテ掲載スヘシ

農16 第38号 漁船表 報道期毎年3月15日

郡 名	漁 船								合 計
	三 間 以 下		三 間 以 上		四 間 以 上		五 間 以 上		
	海	河其他	海	河其他	海	河其他	海	河其他	
總 計									

農19・22 (該当する表なし)

農27 a 1 本表ハ其年内竣工ノモノヲ掲記スヘシ

1 浜浦トハ浜浦等ノ如ク数町村又ハ数郡数国ニ互ルモ漁業上一区域ヲナスモノヲ云フ 1 郡名地名ノ欄ニハ府県ヨリ進達スルトキ浜浦所在ノ郡及漁町村ノ名ヲ雜記スルモノトス但地名数多キトキハ沿岸ニ付キ某地ヨリ某地ニ至ルト書スルモ妨ケナシ 1 郡名地名ヲ本表ニ記載シタルトキハ他表ニ於テ省略スルモ可ナリ 1 西洋形船ハ船種及大サヲ區別シ本表ニ準シテ別紙ニ調製スヘシ

農27 a 新造漁船 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

浜浦湖川名	浜 浦 所 属 郡 名	地 名	五間以上		五間以下		三間以下		計	
			船数	概価	船数	概価	船数	概価	船数	概価
				円		円		円		円
計										

農27 b 1 廃用漁船トハ漁業用ニ堪ヘスシテ使用ヲ廢シタルモノヲ云フ但難破船ヲ加フヘカラス 1 平均船齡ハ其欄ニ記入スル各船ノ年齡ヲ合計シ船ノ総数ヲ以テ除シタルモノヲ掲ケヘシ 1 計ノ欄ニ記入スル平均船齡ハ該欄ニ記入スル各船ノ年齡ヲ合計シ船ノ総数ヲ以テ除シタルモノナリ 故ニ上ノ三欄ニ記載シタル平均船齡ヲ平均スヘカラス 1 西洋形船ハ船種及大サヲ區別シ本表ニ準シテ別紙ニ調製スヘシ

b 廃用漁船 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

浜浦湖川名	浜浦所 属郡名	地名	五間以上		五間以下		三間以下		計	
			船数	平均船齡	船数	平均船齡	船数	平均船齡	船数	平均船齡
計										

c 難破漁船 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

遭難ノ場所	月 日	遭難ノ種類	船数	乗組総員	乗 組 員 中			
					死 亡	負 傷	死生不明	計
		破 壊						
		漂 流						
		行 先 不 明						
計								

農27 c 1 本表ハ船籍所在府県ヨリ報告スヘシ

農32 a 漁船ノ1 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年

浜浦湖川名	同所属郡名	五 間 以 上				五 間 未 満			
		現在数	年内新造 船数	年内廃用 概価	平均船齡	現在数	年内新造 船数	年内廃用 概価	平均船齡
				円	年月			円	年月
計									

b 漁船ノ2

浜浦湖川名	同所属郡名	三 間 未 満				計			
		現在数	年内新造 船数	年内廃用 概価	平均船齡	現在数	年内新造 船数	年内廃用 概価	平均船齡
				円	年月			円	年月
計									

c 難破漁船 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年

遭難ノ場所	月 日	遭難ノ種類	船 数	乗組総員	乗 組 員 中			
					死亡	負傷	死生不明	計
		破 壊						
		漂 行 先 不明 覆 他						
計								

農32 ab 1 現在数ノ欄ニハ其年12月末日現在ノモノヲ記スヘシ 1 新造ノ欄ニハ其年内竣工ノモノヲ記スヘシ 1 廃用漁船トハ漁用ニ堪ヘシテ使用ヲ廃シタルモノヲ云フ但シ難破船ヲ加フヘカラス 1 廃用漁船ノ平均船齡ハ其欄ニ記入スル各船ノ年齢ヲ合計シ船ノ総数ヲ以テ除シタルモノヲ掲クヘシ 又計ノ欄ニ記入スル平均船齡ハ該欄ニ記入スル各船ノ年齢ヲ合計シ船ノ総数ヲ以テ除シタルモノヲ掲クヘシ上ノ3欄ニ記載シタル平均船齡ヲ平均スヘカラス

農32c 1 本表ハ船籍所在府県ヨリ報告スヘシ

農37 a 第47 漁船 (報告期翌年3月限) 明治何年

	三 間 未 満 三間以上五間未満 五 間 以 上	新 造		廃 用 船 数	現 在 船 数
		船 数	概 価		
日本形船			円		
西洋形船	帆 汽 船				
計					

農37 a (注意) 1 現在船数ノ欄ニハ其年12月末日現在ノ船数ヲ記スヘシ 1 新造ノ欄ニハ其年内竣工ノモノヲ記スヘシ 1 廃用漁船トハ漁用ニ堪ヘシテ使用ヲ廃シタルモノヲ云フ但シ難破船ヲ加フヘカラス

b 第48 難破漁船 (報告期翌年3月限) 明治何年

遭難ノ場所	月 日	遭難ノ種類	船 数	乗組総員	乗 組 員 中			
					死亡	負傷	死生不明	計
		破 壊						
		漂 行 先 不明 覆 他						
計								

農37 b (注意) 1 本表ハ船籍所在府県ヨリ報告スヘシ 1 暴風雨海嘯等アリテ遭難船多カリシ場合ニハ之ヲ備考ニ記入スヘシ 1 西洋形漁船ノ難破アル場合ニハ本表ニ準シ別表ト為シテ報告スヘシ

農41 a 第51 漁船 (報告期翌年3月限) 明治何年

	三 間 未 満 三間以上五間未満 五 間 以 上	新 造		廃 用 船 数	現 在 船 数
		船 数	概 価		
日本形船			円		
西洋形船	帆 汽 船 補助機関ヲ有スルモノ 補助機関ヲ有セサルモノ				
計					

農41 a (注意) 1 現在船数ノ欄ニハ其年12月末日現在ノ船数ヲ記スヘシ 1 新造ノ欄ニハ其年内竣工ノモノヲ記スヘシ 1 廃用漁船トハ漁用ニ堪ヘシテ使用ヲ廃シタルモノヲ云フ但シ難破船ヲ加フヘカラス

b 第52 難破漁船 (農37 bに同じ)

水産業 4

府県 第85 海産〔 頁府県を見よ〕

農16a 第33号 鯨漁表 報道期毎年3月15日

郡名	漁場箇所数	人員	漁船	網	銛	捕獲数	価
							円
総計							

b 第34号 鯷、鯡漁表 報道期毎年3月15日

郡名	漁場		人員	漁船	網		計	漁獲高	価
	浦	村			種名	数			
					数				
総計									

農16b 漁獲高鯷ハ尾数、鯡ハ石数ヲ挙クヘシ

c 第35号 鯉、烏賊、鱈漁表 報道期毎年3月15日

郡名	人員	漁船	釣具	網	漁獲高	価
						円
総計						

農16c 漁獲高烏賊ハ同数其他ハ尾数ヲ挙クヘシ

d 第36号 鮭鱒漁表 報道期毎年3月15日

郡名	漁場		人員	漁船	網		計	魚叉釣	罾	漁獲高	価
	付				種名	数					
										尾	円
					数						
総計											

e 第41号 乾魚、塩魚、…昆布、石花菜、和布、鹿尾菜、海蘿産出表〔 頁農16aを見よ〕

農19 何府県海産物産額概算表

〔表式は 農19bをみよ。品目に「石花菜」が含まれている〕

農22 庁府県水産製造物産額価額概算表(4) 苔藻類 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	昆布		海苔		荒布		和布		海蘿		鹿尾菜		鹿角菜		石花菜		其他苔藻類	
	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円
総計																		

農27 漁獲物 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

練	浜 浦 湖 川 名		浜 浦 湖 川 名		計	
	郡 名		郡 名		数量	
	地 名		地 名		価額	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
	貫	円	貫	円	貫	円
(以下略 品目一覧表参照)						
価額計						

農27 1 何々トアル欄へハ各地方ニ於ケル重要ナル漁獲物ヲ掲記スヘキ例ヲ示スモノナリ 1 其他トアル欄へハ本表列記外ノ鹹水淡水産物ノ価額ヲ掲記スヘシ 1 本表ハ何方ニテ漁獵セシラ問ハス所属漁民ノ捕獲シタルモノヲ悉皆掲載スルモノトス

農32 漁獲物 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

	浜 浦 湖 川 名		浜 浦 湖 川 名		計	
	所 属 郡 名		所 属 郡 名			
	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額
鯨	貫	円	貫	円	貫	円
(以下略 品目一覧表参照)						
計						

農32 1 本表ハ何方ニテ漁獲セシヲ問ハス所屬漁民ノ捕獲シタルモノヲ悉皆記スルモノトス 1 何々トアル欄ニハ各地方ニ於ケル重要ナル漁獲物ヲ列記シ右側ニ仮名ヲ附スヘシ次表モ亦之ニ同シ 1 其他ノ欄ニハ本表列記外ノ鹹水淡水産物ノ価額ヲ記スヘシ

農37 第49 漁獲物 (報告期翌年3月限) 明治何年

		数 量	価 額	主要ナル漁場名
魚類	鯨	貫	円	
魚類	真 鯧			
(以下別掲)				
合	計			

農37 (注意) 1 本表ハ遠洋漁業ヲ除キ漁獲ノ総額ヲ調査スルモノトス故ニ水産養殖ノ収穫高モ本表計数中ニ合算スヘシ 1 漁獲物トハ水揚シタル生鮮ノママ若クハ僅ニ素乾等ノ加工ヲ為シタルママ消費スルモノ及製造原料ニ供スルモノヲ云フ 1 介類ハ殻付ノ儘計算スヘシ 1 何方ニテ漁獲セシヲ問ハス其府県所屬漁民ノ捕獲シタルモノハ総テ之ヲ調査スヘシ 1 昆布及石花菜ハ採取ノ儘ノモノ及其水分ヲ除却スル為メ乾燥シタルモノヲ調査スヘシ 1 海蘿ハ漉海蘿ノ原料タルモノヲ調査スヘシ

農41 第53 漁獲物 (報告期翌年3月限) 明治何年

		数 量	価 額	主要ナル漁場名
魚類	鯨	貫	円	
魚類	真 鯧			
(以下別掲)				
合	計			

農41 (注は農37に同じ)

水産業 5

府県 第85 海産

郡	区	乾鮑	乾鰓	乾魚	鰯	鱧鱈	海參	石花菜	乾鯧	何々	何々
合	計										
何	年										
何	年										
何	年										

府 本表ハ明治10年内務省乙第72号達ニヨリ調査セル特有農産中海産ニ係ルモノヲ記載シ尚ホ其他ニ多量ニ干鮓セル海産アラハ記載スルヲ要ス

農16a 第41号 乾魚、塩魚、鰹節、鰯、乾鮑、海參、鯨、鯧、塩引鮓、塩鯧、昆布、石花菜、和布、鹿尾菜、海蘿産出表 報道期毎年3月15日

郡 名	種 別	産 額	価	売 貫 目 価
		円	円	
総 計				
備 考				

b 第42号 乾鯧、搾滓、魚油産出表 報道期毎年3月15日 (表式は農16aに同じ)

農16b 魚油ハ樽(何石何斗入)乾鯧、搾滓ハ貫目ヲ用フヘシ

農19a 何府県乾鰹搾滓魚油産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	乾 鰹		搾 滓			魚 油				
	鰹	鰹	鰹	鮓	合計	鯨	海 豚	鯷	鮓	合計
	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫
総 計										
備 考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ									

農19a 1 本表一郡区ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計數ハ四捨五入ノ法ヲ用ヒ貫位ニ止ムベシ

b 何府県海産物産額概算表 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	塩 物							乾 物				乾鰹	貝柱	(以下別掲)	
	鯨	鰹	鯖	鱒	鮓	鱈	鮓	鯨	鰹	田作	鱈				
	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫		
総 計															
備 考															

農19b (農19a に同じ)

農22a 庁府県水産製造物産額価額概算表(1)乾物類 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	鯨 節		鮓 節		其他節類		乾鰹 (ホイシ)		田 作		乾 鰹		(以下別掲)	
	貫	円	貫	円	円		貫	円	貫	円	貫	円	貫	円
総 計														

b 庁府県水産製造物産額価額概算表(2)乾物類 (鰹ほか)

c 同(3)塩物類 (鮓ほか)

(いずれも農22a に準じる)

d 同(5)雑類 (寒天ほか)

農27 水産製造物 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

	浜 浦 湖 川 名		浜 浦 湖 川 名		計			
	郡 名		郡 名					
	地 名		地 名					
	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額
錫	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円
〔以下別掲〕								
価額計								

農27 1 何々トアル欄へハ各地方主要ノ水産物ヲ掲載スヘシ 1 其他トアル欄へ本表列記外ノ水産製造物ノ価額ヲ掲記スヘシ

農32 水産製造物 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年

	浜 浦 湖 川 名		浜 浦 湖 川 名		計			
	所 属 郡 名		所 属 郡 名					
	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	金 額	数 量	金 額
錫	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円
〔以下別掲〕								
計	—		—					

農37 第50 水産製造物 (報告期翌年3月限) 明治何年

食 料	乾 製	節 類	鯨 節	鮓 節	数 量		価 額	
					貫	円	貫	円
〔以下略 品目一覽表参照〕								
合 計								

農37 (注意) 1 水産製造物トハ漁獲中生鮮ノママ若クハ僅ニ素乾等ヲ為シタルママ消費シタルモノヲ除キ加工ヲ為シタル物ヲ云ヒ他ヨリ原料ヲ仕入レテ製造スルモノノミナラス漁夫自ラ製造スルモノヲモ包含ス

農41 第54 水産製造物 (報告期翌年3月限) 明治何年

食 料	乾 製	節 類	鯨 節	鮓 節	数 量		価 額	
					貫	円	貫	円
〔以下略 品目一覽表参照〕								
合 計								

農41 (注は農37に同じ)

水産業 6

府県, 農 16・19・22・27 (該当する表なし)

農 32 遠洋漁業 (調査自毎年7月至翌年6月1箇年 報告期翌年9月限)
自明治何年7月至同何年6月 1箇年

漁獲種類	場所	季節	日本形船		西洋形帆船			西洋形汽船			漁獲物 価額 円
			船数	乗組員	船数	噸数	乗組員	船数	噸数	乗組員	
				人			人			人	
計											

農 32 1 遠洋漁業トハ房州沖ヨリ北海道方面或ハ露領沿海、朝鮮沿海、台湾沿海ノ如キ遠隔海面ノ漁獲ヲ謂フ 1 場所ノ欄ニハ漁獲ニ従事セシ海面ヲ記スヘシ

農 37a 第53 遠洋漁業ノ 1 (報告期翌年3月限) 明治何年

漁獲種類	日本形船	西洋形帆船			汽船			漁獲物 価額 円
		船数	乗組員数	船数	噸数	乗組員数	船数	
鯨								
鯨								
鯨								
鯨								
鯨								
鯨								
鯨								
鯨								
計								

農 37a (注意) 1 本表ニハ次表ニ掲クル韓国沿海薩哈噠島、露領沿海州ニ於ケル漁業ヲ除ク 1 漁船数ハ各漁獲種類ノ最盛期ニ於ケル現在数ヲ掲クヘシ次表亦同シ 1 其府県所属漁民ノ捕獲シタルモノハ総テ之ヲ調査スヘシ次表亦同シ

b (第53) 遠洋漁業ノ 2

漁獲場所	漁獲種類	日本形船		西洋形帆船			汽船			漁獲物 価額 円
		船数	乗組員数	船数	噸数	乗組員数	船数	噸数	乗組員数	
韓国沿海	鯧									
	鯧									
	鯧									
	鯧									
	鯧									
	鯧									
	鯧									
	計									
薩哈噠島	鯧									
	計									
露領沿海州	鯧									
	計									
合	計									

農 37b (注意) 1 本表漁獲物価額ハ其年内ニ帰著シタル漁船ニ就キ調査スヘシ

農41a 第56 遠洋漁業ノ1 (報告期翌年3月限) 明治何年

漁 獵 種 類	日 本 形 船		西 洋 形 帆 船		汽 船			漁獲物 価 額
	船数	乗組員数	船数	噸数	乗組員数	船数	噸数	
獵虎、獵豚獸獵								円
捕鯨								
鯨 釣								
鯨 網								
鯨 流 網								
鯨 釣								
鯨 釣								
鯨 釣								
鯨 網								
巾 著 網								
ト □ - ル								
計								

農41a (注意) 1 本表ニハ次表ニ掲クル韓国沿海、関東州沿海、露領沿海州ニ於ケル漁業ヲ除ク 1 漁船数ハ各漁種種類ノ最盛期ニ於ケル現在数ヲ掲クヘシ次表亦同シ 1 其府県所属漁民ノ捕獲シタルモノハ総テ之ヲ調査スヘシ次表亦同シ

b 遠洋漁業ノ2

漁 獵 場 所	漁 獵 種 類	日 本 形 船		西 洋 形 帆 船		汽 船			漁獲物 価 額
		船数	乗組員数	船数	噸数	乗組員数	船数	噸数	
韓 国 沿 海	鯨 網								円
	鯨 繩								
	鯨 流 網								
	鯨 釣								
	鯨 釣								
	鯨 網								
	打 瀬 網								
	手 線 網								
	潜 水 器 網								
	ア ン コ 網								
明 太 魚 刺 網									
其 他									
計									
関 東 州 沿 海	鯨 網								
	鯨 釣								
	石 首 魚 網								
	鯨 流 網								
	鯨 釣								
	太 刀 魚 網								
打 瀬 網									
手 線 網									
潜 水 器 他									
計									
露 領 沿 海 州 (露 領 薩 哈 爾 江 含 ム)	鯨 網								
	鯨 網								
其 他									
計									
合 計									

農41b (注意) 1 本表漁獲物価額ハ其年内ニ帰著シタル漁船ニ就キ調査スヘシ

水産業 7

府県 (該当する表なし)

農16a 第39号 鯉、鮭、鱒、鰻養殖表 報道期毎年3月15日

郡名	種別	池段別	販売数	全価	売買目価
		町	✓	円	円
総計					
備考					

b 第40号 牡蛎、海鼠、海苔養殖表 報道期毎年3月15日

郡名	種別	海面段別	数称	販売数	全価	単位ノ価
		町			円	円
総計						
備考						

農19・22・27 (該当する表なし)

農32 水産養殖 (調査毎年 報告期翌年4月限) 明治何年

	養殖場数	同面積	収穫高		備考
			数量	価額	
鯉		坪	貫	円	
鮫					
牡蛎					
その他					
計					

農37 第52 水産養殖 (報告期翌年3月限) 明治何年

	養殖場数	養殖場面積	収穫高	
			数量	価額
公有水面	鯉 (以下別掲)	坪	貫	円
私有水面	(別掲)			
合計	計			

農41 第55 水産養殖 (報告期翌年3月限) 明治何年

	養殖場数	養殖場面積	収穫高	
			数量	価額
公有水面	鯉 (以下別掲)	坪	貫	円
私有水面	(別掲)			
合計	計			

表頭の項目一覧 (ルビはその初出にのみ掲げる)

- 農37 公有水面 鯉 鮫 鰻 鰻(ボラ) 牡蛎 灰介 鯉(アゲマキ) 海苔 其他
 私有水面 鯉 鮫 鰻 鰻 其他
- 農41 公有水面 鯉 鱒(鯉(アメノウラ)ヲ含ム) 鮫 鰻 鰻 牡蛎 灰介 鯉 鯛
 海苔 其他
 私有水面 鯉(稲田 池沼 其他) 鱒(鯉ヲ含ム) 鮫 鰻 鰻 其他

農16b 牡蛎ハ石、海鼠ハ貫、海苔ハ帖ヲ以テ算スヘシ

農32 1 箇所及坪数ハ其年12月末日現在ヲ記スヘシ
 1 牡蛎ハ貝付ノ儘計算スヘシ 1 何々欄ニハ其地方ノ重要水産養殖物ヲ記スヘシ 1 備考欄ニハ各種ニ就キ其年中ノ概況ヲ記スヘシ

農37 (注意) 1 養殖場数及養殖場面積ハ其年12月末日現在ヲ記スヘシ 1 2種以上ヲ混養スルモノハ養殖場数及面積ヲ主ナル一方ニ記入シ収穫高ハ之ヲ區別シ相当欄ニ記入スヘシ養殖種類外ノ収穫物アルモ記載スルヲ要セス 1 公有水面ノ養殖場ハ漁業法ノ免許ニ依ルモノヲ調査ス但シ免許ヲ受ケサル養殖場アレハ之ヲ區別シ備考ニ記スヘシ 1 介類ハ殻付ノママ計算スヘシ 1 養殖場ニ於ケル収穫高ハ漁獲物表ニ加算スヘシ

農41 (注は農37に同じ)

水産業 8

府県, 農 19・22 (該当する表なし)

農 27 新製漁網 (調査毎年 報告期翌年 3 月限) 明治何年分

浜 浦 湖 川 名	郡 名	地 名	漁網種別	網 数	価 額
			曳網 { } 繰網 { } 網 { }		円
計					

農 27 1 本表ハ其年内ニ製作又ハ購入シテ使用ニ供シタル漁網ヲ掲クヘシ製造シテ販売スルモノハ記入ニ及ハス 1 本表網ノ種別ノ欄ヘハ曳網類(地曳網等ノ別ヲ細記スヘシ以下各做之)繰網類敷網類巻網類刺網類建網及雑網ニ類別シテ列記スヘシ

農 32・37・41 (該当する表なし)

水産業 9

府県 (該当する表なし)

農 16 第 43 号 漁業収益表 報道期毎年 3 月 15 日

郡 名	漁介種別 苔藻	数 称	海			漁介種別 苔藻	数 称	河 湖 沼		
			捕獲数	価 円	単位/価 円			捕獲数	価 円	単位/価 円
総 計										
備 考										

農 19 (該当する表なし)

農 22 庁府県漁獲金額概算表 毎 5 年 1 ケ年間調 報道期翌年 4 月

郡 区 名	鹹 水 産 物			淡 水 産 物		
	捕 獲	金 額	単 位	捕 獲	金 額	単 位
			円			円
総 計						

農 27・32・37・41 (該当する表なし)

水産業10

府県a 第94 塩田ノ段別営業人及工数

浜名	所属郡区	塩田段別	営業人	工数		
				総数	男	女
合計						
何年						
何年						
何年						
何年						

府a 塩畑、塩浜ノ称ヲ帯フルモノモ本表ニ記載スヘシ但表尾ニ某地ハ塩畑、某地ハ塩浜ナル旨ヲ附記スヘシ

b 第95 製塩及価額

浜名	製塩					発売老石ノ平均価額				
	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年
合計										

農16a 第44号 塩田、塩浜段別表 報道期毎年3月15日

郡名	塩田				塩浜			
	段別	地価	老段歩地価	地価	段別	地価	老段歩地価	地価
	町	円	円		町	円	円	
総計								
備考								

b 第45号 塩産出表 報道期毎年3月15日

郡名	塩産額		価	老段歩産額	老石価	竈数	工数			焚物量			
	田	石					円	石	円	男	女	計	薪
	田	石	円	石	円								
	浜												
	田												
	浜												
総計	田												
	浜												
備考													

農19 何府県食塩産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡名	食塩産額	塩田段別	竈数
		石	段
総計			
備考	前年ニ対スル増減ノ事由ヲ陳述スベシ		

農19 1 本表一郡区毎ニ纏メ計算スルノ際ニ当リ其計数ハ四捨五入ノ法ヲ用ヒ産額ハ石位ニ止メ段別ハ段位ニ止ムベシ

農22 庁府県食塩産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡 区 名	塩田段別	食塩産額	塩浜其他食塩産額	食塩合計	価 額	産 数
	段	石	石	石	円	
総 計						
備 考						

農27 食塩 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年分

浜 浦 名	浜浦所属郡名	塩田段別	塩田食塩産出高	塩浜其他食塩産出高	食塩産額計	同上価額	産 数
		段	石	石	石	円	
計							

農32 塩 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年

浜 浦 名	浜浦所属郡名	塩田段別	塩田産出高	塩浜其他産出高	産額計	一石ニ付平均価額	産 数
		段	石	石	石	銭	
計							

農37 第51 塩 (報告期翌年3月限) 明治何年

産地(市町村名)	塩田段別	産数	製 造 高			一石ニ付価格	石炭消費高
			塩田	塩浜其他	計		
	反		石	石	石	銭	斤
計							

農37 (注意) 1 町村名ヲ掲クルトキハ必ス郡名ヲ冠スヘシ 1 海浜ノ干潟ニ堤防ヲ設ケ其内部ニ於テ採塩ヲ為スモノ(入レ浜 Dyked Ground)ヲ塩田欄内ニ記入シ瀕海ノ陸上ニ堤防ヲ設ケ海水ヲ撒布シ採塩ヲ為スモノ(揚ケ浜 Up-land Ground)ヲ塩浜欄内ニ記入スヘシ

農41 (該当する表なし)

商業 1

府県 a 第 117 著名港津ノ輸出物品

品名	元 価					数 量				
	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年
米酒 釓何々	某	港				石				
	円	"	"	"	"	"	"	"	"	"
実線茶 綿綿何々	某	津				斤				
	円	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	某	津								

府 a 本表ハ上表ニ掲載セシ港津ニ就キ一種ニシテ一年間輸出原価一万円以上ニ達スル物品ノ原価及数量ヲ記入スヘシ

b 第 118 著名港津ノ輸入物品

品名	元 価					数 量				
	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年
石食 炭塩何々	某	港				斤				
	円	"	"	"	"	"	"	"	"	"
種石 油油何々	某	津				石				
	円	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	某	津								

府 b 本表ハ上表ノ例ニ依リ輸入原価一万円以上ニ達スルモノヲ記入スヘシ

農 16 第 1 表 明治 年 月 ※ 商品輸出入表 (+ 国郡)

※ノ所ハ港湾或ハ河岸場ノ名称ヲ掲クヘシ + 港湾河岸場所在ノ地名

商 品	輸 出		輸 入		輸出仕向先	輸入仕出元
	輸 量	輸 価	輸 量	輸 価		
1 米……………石		円		円		
2 大麦……………"						
3 小麦……………"						
(以下別掲)						
計……………						

商品名一覧 (農 16)

- 4 大豆(石) 5 小豆(石) 6 食塩(石) 7 醤油(石) 8 味噌(石) 9 味噌(貫) 10 酢(石)
 11 清酒(石) 12 茶(貫) 13 白砂糖{和産 洋産}(貫) 14 赤砂糖{和産 洋産}(貫) 15 嚙節(貫)
 16 葉烟草(貫) 17 刻烟草(貫) 18 呉服(反) 19 太物(反) 20 麻布(反) 21 洋反物{生金巾 晒金巾 染金巾 綿襦子(以上反) 羅紗 縮緬 呉呂 絹 呉呂 毛襦子(以上碼)}
 22 生糸(貫) 23 屑糸(貫) 24 木綿糸{和産 洋産}(貫) 25 繰綿{和産 洋産}(貫) 26 麻苧(貫)
 27 藍玉(貫) 28 林木{檜(尺) 杉(尺) 松(尺)}(以上本) 杉板 松板(以上枚) 杉丸太 松丸太(以上本)
 29 瓦(枚) 30 丁銅(貫) 31 荒銅(貫) 32 熟鉄{和産 洋産}(貫) 33 鉄塊{和産 洋産}(貫) 34 鉄釘{和産 洋産}(貫) 35 畳表(枚) 36 水油(石)
 37 石炭油(函) 38 薪(貫) 39 炭(貫) 40 石炭(貫) 41 紙{和産(束) 洋産(連(リム))} 42 肥物{干鰯 榨粕 鯪肥物類 種粕}(貫) 43 糠(貫)

農 19・22・27・32・37・41 [該当する表なし]

商業 2

府県 第 119 著名港津出入ノ船舶

港 津	年次	出						入					
		蒸 汽		西 洋 形 風 帆 船		日 本 形 50 石 以 上		蒸 汽		西 洋 形 風 帆 船		日 本 形 50 石 以 上	
		船 数	噸 数	船 数	噸 数	船 数	石 数	船 数	噸 数	船 数	噸 数	船 数	石 数
某 港	十何												
	十何												
	十何												
	十何												
	〃												
某 津	〃												
	〃												
	〃												
	〃												
	〃												

農 16 第 2 表 明治 年 月 港湾及河岸場船舶出入表 府県 調査シタル者ノ姓名
 ※ノ欄内へ港湾或ハ河岸場ノ名称ヲ一々明記スヘシ

船 船	※		※		※		※		※	
	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入
	艘 数	噸 数	艘 数	噸 数	艘 数	噸 数	艘 数	噸 数	艘 数	噸 数
蒸 汽 船	千噸以上……………									
	千噸未滿五百噸以上									
	五百噸未滿百噸以上									
	百噸未滿五十噸以上									
	五十噸未滿……………									
計……………										
西 洋 形 船	(同上)									
	計……………									
日 本 形 船	千石以上……………									
	千石未滿五百石以上									
	五百石未滿百石以上									
	百石未滿五十石以上									
	五十石未滿……………									
計……………										

農 19 何府県港湾及河岸場出入船舶表 毎 1 ケ年間調 報道期翌年 4 月

港湾及 河岸場	蒸 汽 船		西 洋 形 風 帆 船				日 本 形 船			
	出		出		入		出		入	
	船 数	噸 数	船 数	噸 数	船 数	噸 数	船 数	石 数	船 数	石 数
總 計										

- 1 本表ノ調査ハ輸出入物品価額ヲ合セテ 1 ケ年間凡ソ十万円以上ノ箇所ニ就テ調査スルモノトス
 但一度調査セン箇所ハ仮令翌年ニ至リ十万円ヲ下ルコトアルモ五ケ年間ハ引続キ調査スヘシ
- 1 漁獵船ハ調査スルニ及バス

農 19 1 本表ノ調査ハ輸出入物品価額ヲ合セテ一ケ年間凡ソ十万円以上ノ箇所ニ就テ調査スルモノトス但一度調査セン箇所ハ仮令翌年ニ至リ十万円ヲ下ルコトアルモ五ケ年間ハ引続キ調査スヘシ 1 漁獵船ハ調査スルニ及バス

商業 3

府県 第120 海運ノ賃銭

発着港名	里程	蒸 汽 船			西 洋 形 風 帆 船			日 本 形 船		
		1 噸	1 才	百 斤	1 噸	1 才	百 斤	1 石	1 才	百 斤
某港ヨリ										
某港ヘ										
某港ヨリ										
某港ヘ										

府 本表ハ商業部ノ第1表ニ掲クル港津ヨリ管内外ヲ問ハス往来最多キ港津ニ至ル事実ヲ記入スヘシ里程ハ海里ヲ以テ算スヘシ賃銭ハ危険物及破壊シ易キ物ニアラサル物価ニ対スル数ヲ掲クヘシ 但其相場ハ其港湾ニ於テ運漕ノ営業ヲナセル重ナル会社又ハ問屋ノ相場ヲ平均シテ記入スヘシ 斤量ハ蒸気風帆船ハ英斤〔百二十目〕日本形船ハ和斤〔百六十目〕ヲ用ユヘシ

農16 第16表 水運賃銭表 明治 年12月調 ×印ハ重量 △印ハ容積

種 目	自・(何港) (何河岸場)		×印ハ重量		△印ハ容積	
	至	里程	自1月 至3月	自4月 至6月	自7月 至9月	自10月 至12月
汽 船	1噸(重量).....	東京	里丁	円	円	円
	" (容積即40立方尺)...	"				
	銅..... ×(1噸)	大坂				
	米..... { (百俵)	"				
	茶..... △(1噸)	下ノ関				
何々.....	横浜					
西 洋 形 帆 船	1噸(重量).....					
	" (容積即40立方尺)...					
	何々..... (何)					
	何々..... (何)					
日 本 形 船	何々..... (何)					
	何々.....					
	何々.....					

農19 a 水運賃銭品別表 (発港名) 毎年6月調 報道期其年8月

国 名	着港名	米	百石	酒	大樽	綿	大入	綿	砂糖	白糖	糖	榨	百斤	銅	鉄	百斤	油	大才	六才	監	百石
		二付	二付	一筒																	
武 蔵	横 浜	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
撰 津	大 神																				
伊 勢	四 日																				
尾 張	半 田																				
陸 前	荻 野																				
陸 奥	青 森																				
羽 後	土 崎																				
越 前	酒 敦																				
加 越	前 賀																				
越 後	新 直																				
伯 耆	境 間																				
長 門	赤 間																				
伊 筑	予 前																				
肥 前	八 幡																				
渡 後	博 多																				
根 室	長 崎																				
根 室	函 館																				
根 室	小 樽																				

農19 a 1 蒸気船、風帆船、日本形船ヲ區別シテ別表ニ調製スヘシ
1 本表ハ右ニ列記セル港アル府県ニ限り其港ヨリ彼港ヘ相互ニ運輸スル賃銭ヲ調査スルモノトス但其港ヨリ平常交通セサル箇所ハ右ニ列記セル者ト雖モ調査スルニ及ハス

農19b 水運賃平均表 毎年6月調 報道期其年8月

発港名	着港名	海里	汽 船				西 洋 形 帆 船				日 本 形 船	
			一噸 (重量)	一噸 (容積)	一石	一貫目	一噸 (重量)	一噸 (容積)	一石	十貫目	一石	十貫目
横浜港	駿河清水 伊勢四日市		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(以下別掲)												

農19b 1 本表ハ其港内水運ヲ業トスル二三ノ重ナル会社問屋等ニ就テ調査スルモノトス 1 本表ハ船底ノ重量トナスヘキ下等ノ運賃(石、煉瓦石ノ類)及ヒ危害、有害品(火薬製薬品ノ類)ナル高等ノ運賃ヲ除キ通常商品ノ運賃ヲ其平均ヲ以テ表出スルモノトス

着港名一覧(農19b)

横浜港ヨリ 駿河清水 伊勢四日市 摂津神戸 讃岐多度津 備後尾道 長門下ノ関
 筑前博多 肥前長崎 薩摩鹿兒島 琉球那覇 越前敦賀 越中伏木
 越後新潟 羽後秋田 陸奥青森 渡島函館 後志小樽 根室根室
 陸前萩ノ浜 上海

神戸港ヨリ 伊勢四日市 武蔵横浜 渡島函館 越後新潟 越中伏木 越前敦賀
 長門下ノ関 肥前長崎 琉球那覇 備後尾道 讃岐多度津 伊予浦戸

長崎港ヨリ 肥後百貫石 薩摩鹿兒島 豊後別府 長門下ノ関 筑前博多 琉球那覇
 備後尾道 摂津神戸 武蔵横浜 越前敦賀 越中伏木 越後新潟 釜山浦
 浦潮斯徳 上海

新潟港ヨリ 越後直江津 越中伏木 越前敦賀 長門下ノ関 肥前長崎 摂津神戸
 武蔵横浜 渡島函館 陸奥青森 羽後酒田

函館港ヨリ 渡島福山 後志小樽 胆振室蘭 根室根室 陸奥青森 陸中宮古
 陸前萩ノ浜 武蔵横浜 羽後酒田 越後新潟 越中伏木 越前敦賀
 長門下ノ関 肥前長崎 摂津神戸

農22・27・32・37・41 (該当する表なし)

商業 4

府県 (該当する表なし)

農16 (第16表) 陸運賃表 明治 12月調

種 目	至	里 程	自1月	自4月	自7月	自10月
			至3月	至6月	至9月	至12月
馬車 { 1輛 (何貫目積) 何々 (何貫目)	何処	里、丁				
荷車 { 1輛 (何貫目積) 何々 (何貫目)						
牛 { 1駄 (何貫目) 何々 (何貫目)						
馬 { 1駄 (何貫目) 何々 (何貫目)						
人足 { 1人 (何貫目持) 何々 (何貫目)						
人力車						
馬車						

農19・22・27・32・37・41 (該当する表なし)

商業 5

府県 a 第 125 卸売商

12月31日現在

商名	総数	市街			某国 〔甲市街ヲ除ク〕	某国	某国 〔乙市街ヲ除ク〕	某国 〔丙市街ヲ除ク〕	内
		甲市街	乙市街	丙市街					
米系									
生茶									
陶器									
鉄何々									
合計									
何年									
何年									
何年									

府 a 本表ハ卸売商、仲買商、小売商、雑商ノ内二業以上ヲ兼ヌル者ハ其重ナル商業ノ方ニ記入スヘシ

b 第 126 仲買商 12月31日現在

c 第 127 小売商 12月31日現在 (いずれも表式は府県 a に同じ)

d 第 128 雑商

12月31日現在

商名	総数	市街			某国 〔甲市街ヲ除ク〕	某国	某国 〔乙市街ヲ除ク〕	某国 〔丙市街ヲ除ク〕	内
		甲市街	乙市街	丙市街					
何々									
合計									
何年									
何年									
何年									

農 16 第12表 府県何国(郡)(市) 商人営業区別 明治 年12月調

営業別	本業 全ク一業ニ限り営ムモノヲ掲ク				専業 二業以上ヲ営ムモノ其重ナル一業ヲ掲ク				兼業 専業ト兼業トスルモノノ内ノ一業ヲ掲ク										
	会社	問屋	卸売	仲買	小売	計	会社	問屋	卸売	仲買	小売	計	会社	問屋	卸売	仲買	小売	計	
米穀商																			

農 19 (該当する表なし)

農 22 庁府県商賈種別

地名	種目	問屋			仲買			卸売						
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸					
米	穀													
何	々													

農 27・32・37・41 (該当する表なし)

農 22 1 本表ハ管内商業取引重モナル二三ノ都市ニ就キテ営業税ヲ納ムル種目ニ限リ調査スルモノトス 1 兼業者ハ其重ナル一業ヲ掲クベシ 1 水陸運輸營業者ハ問屋ノ欄ニ質、両替、公債株式營業者ハ仲買ノ欄ヲ仮用スベシ但シ米商会所株式取引所等政府ノ条例ニ拠テ設立セシ者ノ仲買人ハ調査ヲ要セス 1 本表ハ22年3月末日ノ現在数ヲ調査シテ同年5月中ニ報告シ爾後毎年3月ニ於テ増減アルモノノミヲ翌月中ニ報告スルモノトス

商業 6

府県 a 第 129 市場ノ問屋及仲買 12月31日現在

種 類	地 名	問 屋		仲 買	
		頭取人員	問屋戸数	頭取人員	仲買人員
合 計					

b 第 130 市場ノ売買金高

地 名	問 屋	仲 買	合 計	何 年	何 年	何 年	何 年
合 計							

府 b 本表ハ市場ニ於テ一年間売買セシ所ノ商ヒ金高ヲ記入スヘシ金員ハ円位ニ止ムヘシ

農 16 第 13 表 諸市場 明治 年 12 月 調

市場名称	種 類	所在地	開市日	開市一ケ年	一ケ年	一ケ年	其他収入高ノ課税ノ金高
				合 日 数	売上高	円	

農 19 (該当する表なし)

農 22 庁府県諸市場

市場名称	売 買 品 目	所在地名	開 市 日

農 22 1 本表ハ22年3月末日ニ於テ調査シ同年5月中ニ報告シ爾後毎年3月ニ於テ増減変更等アルモノノミヲ翌月中ニ報告スベシ
1 本表記載方ハ例ヘハ日野市(名称)生糸、繭、米穀(売買品)16(市日)ト云フカ如ク明ニスヘシ

農 27・32・37・41 (該当する表なし)

商業 7

府県 (該当する表なし)

農 16 第 3 表 明治 年 月 ※ 商品聚散 ※ノ所へ都邑ノ名ヲ掲クヘシ

商 品	土地消費高			輸 出 高		月末在高		輸入仕 輸出仕 出 元 向 先
	(1)輸入品	(2)土地産	(3)再 輸出品	(4)土地産	(5)輸入品	(6)土地産		
米.....石								
以下品目ハ第 1 項第 1 表ニ同シ								

農 19・22・27・32・37・41 (該当する表なし)

商業 8

府県 第150 重ナル物品ノ相場

品名	量名	平均					最高					最低				
		何年														
某地																
何産何々	何斤															
何産何々	何貫															
何産何々	1石															
某地																

府 某地トハ相場ヲ立ツル地ヲ云フ物品ハ其産地ノ府県ノ自他ニ拘ハラズ其市街ニ於テ最も多く売買ヲ為スモノヲ掲クヘシ

農16・19・22・27・32・37・41 [該当する表なし]

商業 9 [この表は農16にのみある]

農16 第5表 明治 年月 ※ 外国貿易品相庭 ※ 所へ其相庭ヲ上ケタル地名ヲ記スヘシ

		最昂	最低	1ヶ月月末ノ平均		最昂	最低	1ヶ月月末ノ平均		
				円	円			円	円	
1 生糸	器械	百斤	円	円	円	小頭	百斤	円	円	
	提	〃					何々	〃		
	坐繰	〃					13 推茸	{ 何々	〃	
	鉄炮	〃					{ 何々	〃		
	嶋田	〃					14 昆布	{ 何々	〃	
2 繭	揚返	〃				{ 何々	〃			
	折返	〃				15 鰯	{ 何々	〃		
3 屑物	熨斗	百斤				16 乾鮑	{ 何々	〃		
	玉糸	〃				{ 何々	〃			
	節糸	〃				17 煎海鼠	{ 何々	〃		
	屑糸	〃					{ 何々	〃		
	真綿	〃				18 人参	{ 何々	〃		
	玉繭	〃					{ 何々	〃		
4 綿糸	穀繭	〃				19 寒天	{ 何々	〃		
	和産	{ 何番	〃			{ 何々	〃			
	洋産	{ 何番	〃			{ 何々	〃			
5 同		{ 一番	〃			20 白砂糖	洋産	{ 何々	〃	
		{ 二番	〃				産	{ 何々	〃	
		{ 三番	〃			21 赤砂糖	{ 何々	〃		
6 生金巾	八斤物	一反				22 丁銅	{ 何々	〃		
	九斤物	〃				{ 何々	〃			
7 晒金巾	何々	〃				23 鋳銅	{ 何々	〃		
	何々	〃				{ 何々	〃			
8 染金巾	緋	〃				24 鉄	和産	{ 何々	〃	
	縞、模様	〃					産	{ 何々	〃	
9 雲斎	〃				25 鉄産	{ 何々	〃			
10 縮緬呉呂	無地	〃				26 蜜蠟	{ 何々	〃		
	縞、模様	〃				{ 何々	〃			
11 葉烟草	何々	百斤				27 木蠟	{ 何々	〃		
	何々	〃				{ 何々	〃			
12 茶	大頭	〃				28 樟腦	{ 何々	〃		
	中頭	〃					{ 何々	〃		

商業10

府県 第151 日用品ノ平均相場

地名	所屬地名	年次	精米	麦	酒	醬油	味噌	塩	種油	薪	炭
			[一石]	[一石]	[一石]	[一石]	[一貫目]	[一石]	[一石]	[一貫目]	[一貫目]
		十何									
		十何									
		十何									
		十何									

府 本表酒及種油ノ外ハ徵
 発物件表中ヨリ事実ヲ採集
 ス可シ但土地ニヨリ日用消
 費ノ品類ヲ異ニスルモノア
 ルキハ尚其数ヲ調査シテ掲
 載スヘシ

農16 第6表 明治 年 月 ※ 常用品相庭 ※ノ所へ都邑ノ名ヲ掲クヘシ

品名	※		※		※		※		※	
	最昂	最低								
1 米(白米) { 上.....一升	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
{ 中....."										
{ 下....."										
2 糯(白)....."										
3 大麦(春)....."										
4 小麦....."										
5 大豆....."										
6 小豆....."										
7 粟....."										
8 黍....."										
9 温飩粉....."										
10 蕎麦....."										
11 食塩....."										
12 醬油....."										
13 味噌.....百目										
14 酢.....一升										
15 清酒....."										
16 茶.....一斤										
17 白砂糖(和産・洋産)....."										
18 黒砂糖(和産・洋産)....."										
19 鯉節.....百目										
20 鶏卵.....一個										
21 刻煙草.....一斤										
22 木綿(生・晒).....一反										
23 打綿.....百目										
24 金巾(生・晒).....一反										
25 裏地花色金巾....."										
26 縮緬呉呂 { 無地.....一尺										
{ 模様染....."										
27 絹呉呂無地....."										
28 毛織子....."										
29 木綿裏地.....一反										
30 麻苧.....百目										
31 水油.....一升										
32 石油....."										
33 蠟燭十匁掛.....一斤										
34 薪(堅木).....十貫										
35 炭(堅炭)....."										
36 半紙.....一帖										
37 塵紙.....一帖										
38 手拭.....一筋										

農19・22・27・32・37・41 [該当する表なし]

商業11

府県 (該当する表なし)

農16 第4表 明治年月都邑物価表 ※ノ所へ都邑ノ名ヲ掲クヘシ

商	品	※			※			※			※		
		最昂	最底	平均									
1	米												
	上……………一石												
	中……………"												
	下……………"												
	(以下別掲)												

農19 何府県都邑物価 毎半ケ年間調 報道期其年7月(翌年1月)

物	品	平均	1月(7月)	2月(8月)	3月(9月)	4月(10月)	5月(11月)	6月(12月)
			円	円	円	円	円	円
米	上……………一石							
	中……………"							
	下……………"							
	(以下別掲)							

農22 府県都邑物価 地名 報道期翌年1月

物	品	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
米	上……………一石													
	中……………"													
	下……………"													
	(以下別掲)													

農27 物価 (調査毎月 報告期翌年2月限) 明治何年分

品	種	立物名称	3月	6月	9月	12月
			厘	厘	厘	厘
米	上一石					
	中一石					
	下一石					
	(以下別掲)					

農32・37・41 (該当する表なし)

物品名一覽表

農16			農19・農22			農27				
一	米	上…一石 中…十六 下…	何斤物 生一反 同晒	米	上 一石 中 “ 下 “	金 巾	生 一反 晒 “ 小緋 “ 裏地花色 “	米	上 一石 中 一石 下 一石	洋產生金巾 一釜 晒金巾 一釜 生糸 { 上 百斤 中 百斤 下 百斤
二	大麥	十七	織綿	大小麥	“ “ “	繭(玉繭殼繭)	一石斤	大稈	一石	花 色 絹 一 反
三	小麥	“	{ 和産…百斤 洋産… “	大小豆	“ “ “	ヲ除ク)	百斤	小食	一石	海 氣 一 百 斤
四	大豆	“	裏地花色絹	大小食	“ “ “	生 糸	百斤	大食	一石	麻 藍 玉 一 貫 目
五	小豆	十八	…一反	小食	“ “ “	ヲ除ク)	百斤	醬	一石	和 鐵 一 貫 目
六	食塩	“	麻苧…百斤	醬	“ “ “	裏地花色絹	一反	清 酒	一石	洋 鐵 一 貫 目
七	醬油	“	藍玉…一貫目	清 酒	“ “ “	海 麻 藍 玉	百斤	茶(番茶粉茶)	一石	松尺 二間 一本
八	清酒	“	廿一 材木	茶(番茶粉茶)	“ “ “	丁	百斤	ヲ除ク)	百斤	杉尺 二間 一本
九	茶	…百斤	{ 四分杉板…一坪 松六ト板… “	除ク) 百斤	“ “ “	和産塊鉄丸	一分	葉 煙 草 百斤	百斤	杉六分板 一坪
十	白砂糖	“	水油…一石	白砂糖	和産 “ 洋産 “	同角一分	同	刻 煙 草 百斤	百斤	杉四分板 一坪
十一	黒砂糖	“	廿二 石油…一函	赤砂糖	和産 “ 洋産 “	松尺 二間 一本 杉尺 二間 一本	同	鯉 節 百斤(十二貫目)	百斤	水 油 一 石
十二	鯉節	…十貫目	廿三 石油…一函	鯉 節	一貫目	材木	“ “ “	和赤砂糖	百斤	石 油 一 箱(二罐)
十三	木綿	生一反 晒…廿八	廿四 石油…一函	煙 艸	刻 “ 和産 “ 洋産 “	水 石 油 炭	一 百 斤	洋白砂糖	百斤	石 炭 一 噸
十四	葉烟草	…百斤	廿五 木炭…十貫目	織綿	和産 “ 洋産 “	薪 炭	十 貫 目	和赤砂糖	百斤	薪 炭 十 貫 目
十五	綿糸	和産… 洋産…	廿六 薪… “	木綿	生一反 晒…	美濃紙拾帖	一 束	和産織綿	百斤	美 濃 紙 一 束(十帖)
			廿七 美濃紙十帖	綿糸	和産… 洋産…	半紙 “ “ “	“ “ “	洋産織綿	百斤	半 紙 一 束(十帖)
			…一束			肥料 { 乾鯉 半紙同 摺滓	十貫目	洋産綿糸	百斤	乾 鯉 十 貫 目
			廿八 半紙 “ “ “					晒 木 綿	一 反	鯉 十 貫 目
			廿九 肥料							油 粕(菜種) 十貫目
			{ 干鱈 十貫目 種粕… “							

商業12

府県 [該当する表なし]

農16 第15表 明治 年 ※ 商人録 明治 年12月調 ※印都邑ノ名

業 体	屋 号 荷 印 ノ 類	姓 名	見 世 所 在 ノ 町 番 地

農19・22・27・32・37・41 [該当する表なし]

商業13

府県 [該当する表なし]

農16 第14表 * 商家傭人給料 明治 年12月調 * ノ所へハ調査シタル場所ノ名ヲ掲記スヘシ

種 別	代理人支配人			手 代			丁 稚		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
食料附ノモノ	円	円	円	円	円	円	円	円	円
給料ノモノ									
仕着附ノモノ									
食料仕着附ノモノ									
利益高二応シ賞与アルモノ									
食料仕着ノモノ									

農19・22・27・32・37・41 [該当する表なし]

商業14

府県a 第148 市街職人及雇人ノ賃銭

市	街	大工 [日]	左官 [日]	石屋 [日]	瓦屋根 職[日]	板屋根 職[日]	畳刺 [日]	僕 [月]	婢 [月]	何々 [何]	何々 [何]
平	均										
何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何
何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何

b 第149 郡村職人及雇人ノ賃銭

郡	農作男 [年]	農作女 [年]	養蚕男 [月日]	養蚕女 [月日]	製茶人 [月日]	杣職 [日]	木挽職 [日]	酒造 [月日]	何々 [何]	何々 [何]
(以下府県a と同様)										

農16a 第26号ノ1 職工賃銀 何府県

国	郡 区	大 工			石 工			左 官			薦 方			木 挽		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
平	均															
前	年	増														
比	較	減														

b 第26号ノ2 職工賃銀

国	郡 区	家 根			瓦 葺			畳 刺			建 具			経 師		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
(以下農16a と同様)																

c 第26号ノ3 職工賃銀

国	郡 区	指 物			桶 職			下 駄 職			和 服 仕 立			機 織		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
(以下農16a と同様)																

農19 何府県農工及諸雇賃銭 毎年調 報道期翌年4月

業 名	上	中	下	業 名	上	中	下
農作年雇 男 1ヶ月給料	円	円	円	洋服仕立 1日賃銭	円	円	円
農作年雇 女 1ヶ月給料				鍛冶職 "			
(以下別掲)							

農22 庁府県農工及諸雇賃銭表 毎5年調 報道期翌年4月

業 名	上	中	下	業 名	上	中	下
農作年雇 男 1ヶ月給料	円	円	円	洋服仕立 1日賃銭	円	円	円
農作年雇 女 1ヶ月給料				鍛冶職 "			
(以下略。職業一覧表参照)							

□27 賃銭 (調査毎年 報告期其年12月限) 明治何年分

職業ノ種類	日給月給 年給区別	3 月			9 月		
		上	中	下	上	中	下
農作年雇 男		厘	厘	厘	厘	厘	厘
農作年雇 女							
(以下別掲)							

農32・37・41 (該当する表なし)

府a 本表ハ諸職人及雇人中其関係ノ市街ニ多キ者ノ賃銭ヲ掲クルノ主意ナリ表中示ス所ノ種類ハ其大概ヲ掲ケタルモノナレハ地方ニヨリ其関係ノ大小ニ從テ其種類ヲ加除スルヲ要ス表中大工及僕婢ノ欄ニ示セル如ク1日分ノ賃銭ナレハ欄内ニ[日]ト記シ1月分ノ給金ナレハ[月]ト記スヘシ

府b 本表ハ前表ニ反シ諸職人及雇人中其関係ノ村落ニ多キ者ヲ掲クルノ意ナリ其記載方ハ前表ニ同シ

農16a 此表ハ上中下共其郡区ノ1ヶ年平均賃銀ヲ掲クルモノトス但手弁当ノモノニ就テ算スヘシ 薦方トハ建築ノ建前ヲナスモノヲ云 以下ニ之ニ倣フ

農16c 此表ニ準シ左ノ職工ノ賃銀ヲ調査スヘシ 但女工アルモノハ其別ヲ設クヘシ 陶磁器職(以下別掲)

農19 本表ノ調査ハ府県庁所在ノ地ニ就キ上中下各其平均ノ賃銭ヲ毎年6月12月両度ノ平均ヲ以テ記スベシ但シ職業ニヨリ府県庁所在ノ地ニ就キ調べガタキモノハ管内便宜ノ地ニ於テ調査スルモノトス 養蚕、糸操、製茶酒造稼人ノ如キ季節ヲ限リ営業スルモノハ其季節間ノ平均ヲ以テ1ヶ月給料若クハ1日ノ賃銭ヲ掲クヘシ 1ヶ月給料ノモノハ食料ヲ加算スヘカラス1日賃銭ノモノハ食料ヲ加算シタルモノヲ掲クヘシ

農22 本表ノ調査ハ府県庁所在ノ地ニ就キ上中下各其平均ノ賃銭ヲ其年6月12月両度ノ平均ヲ以テ記スベシ但シ特有品ノ製造ニ係ル職業ハ其地ニ就キ取調其他ハ管内便宜ノ地ニ於テ調査スルモノトス養蚕、糸操、製茶、(以下農19の注に同じ)

会社 1

府県 第 124 商業諸会社

12月31日現在

種類	社名	所在地名	開業年月	支店数	資本金

農 16 a 第 7 表 諸会社 明治 年12月調

会社名称	営業種類	所在地	創業年月	支店				資本金	株数	負債					計
				(何所)	(何所)	(何所)	(何所)			資本金	準備積立	借入金	其他	支払フヘキ	
								円		円	円	円	円		円

b 同 統表

会社名称	資 産					利益金	利 益 金 内 訳					計	
	所有ノ地所家屋公債証書	貸附金	現在ノ貨物スヘキ	其他ノ収入スヘキ	其他ノ実価		準備積立	株主組合員ノ利益	役員賞金	其他	翌年繰越		前主組ノ利益
		円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円

c 第 8 表 諸会社 (一己人営業) 明治 年12月調

会社名称	営業種類	所在地	創業年月	支店				資本金	負債					計
				(何所)	(何所)	(何所)	(何所)		資本金	準備積立	借入金	其他	支払フヘキ	
								円	円	円	円	円		円

d 同 統表

会社名称	資 産					利益金	利 益 金 内 訳					計	
	所有ノ地所家屋公債証書	貸附金	現在ノ貨物スヘキ	其他ノ収入スヘキ	其他ノ実価		準備積立	株主組合員ノ利益	役員賞金	其他	翌年繰越		前主組ノ利益
		円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円

e 第 9 表 貯金会社 明治 年12月調

会社名称	所在地	本 年 中 預 り 高			前 年 繰 越 高	計	元金払渡高	利息払渡高	差引残高(年末)	差引残高(年初)	差引対利息
		1割5分以上	1割5分未満	1割以下							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	

f 同 統表

会社名称	預 ケ 人 員					会 社 所 有 ノ 金 銭 証 券 (年 末)					利息元金結月	一口口預リノ制限
	本年	前年繰越	計	払戻	残	保証預ケ金証書(実価)	公債証書(実価)	貸付金	金銭残高	計		
						円	円	円	円	円		

g 第 10 表 水運会社 明治 年12月調

会社名称	所在地	定期航路ノ延長	定時航路ノ延長	汽 船		西 洋 形 帆 船		日 本 形 (五 百 石 以 上)		同 上 (五 百 石 未 満 五 十 石 以 上)	
				艘数	噸数	艘数	噸数	艘数	石数	艘数	石数
		里	里								

h 同 統表

会社名称	同 上 (五 十 石 未 満)		船長以下乗組人員	収 入			支 出	
	艘数	石数		旅客賃金	荷物賃金	雑収入	興業費	営業費
				円	円	円	円	円

農 19 1 本表ハ農商業ノ為メ特ニ一場ヲ設ケ2人以上資本金ヲ合セ損益ヲ共ニスル会社ハ勿論組合所及ヒ1己人ノ資金ヲ以テスト雖トモ亦一場ヲ設ケ会社組合商會等ノ名義ヲ用ヒ其事業ヲ営ムモノハ各農商ニ區別シテ之ヲ調査スルモノトス 但農ハ資本千円以上商ハ5千円以上ノ者ヲ調査スヘシ且山林水産ニ属スル会社ハ之ニ倣ヒ各一表トナスベシ 1 諸会社ノ中製造所ヲ所有シテ商工ヲ兼タルモノハ其重モナルモノニ從ヒテ本人商業ノ部或ハ次表工業ノ部ニ記入スベシ例ハ工場ヲ所有スト雖モ他ノ製造品ヲ仕入レテ之ヲ販売スル事自己ノ製造品ヨリ多キモノハ本表商業ノ部中ニ

農16i (第10表) 同 統表

会社 名称	遭 難										乗客				乗組員				
	汽 船					西 洋 形 帆 船					日 本 形 船					死		傷	
	皆破 艘数	漂流 噸数	損傷 艘数	皆破 艘数	漂流 噸数	損傷 艘数	皆破 艘数	漂流 噸数	損傷 艘数	皆破 艘数	漂流 噸数	損傷 艘数	死	傷	死	傷			
j 第11表 陸運会社 明治 年12月調																			
会社名称	所在地	定期運路/延長	常時運路/延長	馬車/数	牛車/数	荷車/数(人力運用)	牛												

k (第11表) 同 統表

会社名称	馬	役夫	収 入			支 出		
			旅客賃金	荷物賃金	雑収入	興業費	営業費	
			円	円	円	円	円	

l (第11表) 同 統表

会社名称	遭 難											
	諸 車		旅 客		技 手		職 工		雇 夫		其 他	
	皆破	損傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷

農19 a 何府県農商諸会社表 毎1ヶ年間調 報道期翌年4月

名称	営業種別	所在地	創業年	資本金	株主人員	役員	職工	雇人	営業収入金	営業支出金
農 業	耕作開墾 養蚕 何々 合計	何郡区 何町村		円					円	円
商 業	陶器 販売 陸運 何々 合計									
総 計										

b 何府県水運会社表 毎1ヶ年間調 報道期翌年4月

名 称	所 在 地 名	創 業 年 月	資 本 金	支 店 数	株 主 人 員	役 員	技 術 員	水 夫	雇 人	蒸 氣 船			西 洋 形 帆 船			日 本 形 船			営 業 収 入 金	営 業 支 出 金
										船 数		噸 数	船 数		噸 数	船 数		石 数		
										以百上噸	未百滿噸		以百上噸	未百滿噸		以五百上	以五百下			
海 洋 通 運	何郡区 何町村		円																	
	合 計																			
河 湖 通 運																				
	合 計																			
総 計																				

記入スベシ 1 名称ノ欄ニハ何会社又ハ何組ト各其名称ヲ記入スベシ 1 雇人ノ欄ニハ常ニ使役スル小使人足荷造人等ヲ記入シ又農作人ノ類ハ雇人ノ欄ニ記入スベシ 1 収入支出金ノ部ニハ其年中ノ営業ニ関スルモノノミヲ記載シ興業費記載スヘカラス 1 耕作、開墾、養蚕、製茶、牧畜、山林、漁獵等ニ係ルモノハ農業ノ部ニ記入シ物品売買、陸運、保険等ニ係ルモノハ商業ノ部ニ記入スベシ 1 資本金、株主人員ハ12月末ノ現数ヲ掲ケ役員職工雇人ハ毎月末ノ現数ヲ12ヶ月ヲ以テ平均シタルモノヲ掲グベシ但シ季節其他ニ因リ其営業月数1ヶ年ニ滿タザルモノハ現ニ営業セシ月数ヲ以テ其平均ヲ掲クベシ 1 其年中ニ廃業セシモノハ本表ニ記入スルニ及ハズ 1 表中記入スベキモノナキトキハ其欄内ヘ斜線ヲ引クヘシ 1 国立銀行株式取引所米商會所等政府ノ条例ニ拠テ設立セシ会社私立銀行銀行類似会社ハ記入スルニ及ハズ

農19 b 1 本表ハ水運業ノ為メ特ニ1社ヲ設ケ2人以上資本金ヲ合セ損益ヲ共ニスル者ハ勿論一己人ノ資本金ヲ以テスト雖モ亦会社組合等ノ名義ヲ用ヒ其事業ヲ営ム者ヲ調査スルモノトス 1 名称ノ欄ニハ何会社何組ト各其名称ヲ記入スベシ 1 収入支出金ノ部ニハ其年中ノ営業ニ関スルモノノミヲ記載シ興業費ハ記載スヘカラス 1 資本金、支店数、株主人員及ヒ船舶ハ12月末ノ現数ヲ掲ケ役員、技術員、水夫雇人ハ毎月末ノ現数ヲ12ヶ月ヲ以テ平均シタルモノヲ掲グヘシ 1 其年中ニ廃業セシモノハ總テ記載スルニ及ハズ 1 表中記入スベキモノナキトキハ其欄内ニ斜線ヲ引クベシ

会社 1 (続き)

農22a 庁府県農商諸会社表(1)(資本ヲ株式ニ分割シタルモノ) 毎年12月31日調
報道期翌年1月

名称	営業種別	所在地名	創業年月	資本金	同払込高	一株金高	株主人員
農 業				円	円	円	
	合計						
商 業							
	合計						
総計							

b 庁府県農商諸会社表(2)(資本ヲ株式ニ分割セサルモノ) 毎年12月31日調
報道期翌年1月

名称	営業種別	所在地名	創業年月	資本金	全払込高	組合人員
農 業				円	円	
	合計					
商 業						
	合計					
総計						

農22 1 本表ハ農商業ノ為ニ工場ヲ設ケ会社組合等ノ名儀ヲ以テスルモノノ年未現数ヲ記載スルモノトス但資本ヲ株式ニ分割シタル会社ハ第1表ニ記入スヘク組合会社ハ第2表ニ記入スヘシ 1 本社ノ資本ヲ以テ支社或ハ分社ヲ設立セシモノハ総テ本社ニ合スヘシ 1 諸会社ノ中製造所ヲ所有シテ商工ヲ兼タルモノハ其重ナルモノニ從ヒテ本表商業ノ部或ハ次表工業ノ部ニ記入スヘシ例ヘハ工場ヲ所有スト雖モ他ノ製造品ヲ仕入テ之ヲ販売スル事自己ノ製造品ヨリ多キモノハ本表商業ノ部中ニ記入スヘシ 1 耕作開墾養蚕製茶牧畜山林漁獵等ニ係ルモノハ農業部中ニ記入シ物品売買水陸運輸保険金貸等ニ係ルモノハ商業部ニ記入スヘシ 1 国立銀行株式取引所米商会等政府ノ条例ニ抛リ設立セシ会社ハ記入ニ及ハス

農27 (会社票)

(何府県)(調査毎年12月31日現在 報告期翌年3月限) 明治何年12月31日現在		
会 社 票	会社種類	積立金
	会社名称	払込済社債
	営業種別	最近利益配当割合
	所在地名	株主人員
	創業年月	組合人員
	払込済資本金	支店数

(明治29年農商務省訓令21号(明治29年9月9日)で、「会社票中払込済資本金ノ前ニ資本金総額ノ一欄ヲ設ケ又合名合資ノ両会社ニ在テハ従前ノ調査及報告ノ外ニ毎年六月三十日現在ヲ調査シ其年九月三十日限報告スヘシ」と改正される)

農27 1 本票ハ1会社毎ニ雛形通り記入シ之ヲ一括シ其封筒ニ総計何枚ト明記シ進達スヘシ 1 会社種類ノ欄ニハ株式会社合名会社合資会社ノ別ヲ記入スヘシ 1 営業種別ノ欄ニハ何商何製造等詳細ニ記スヘシ 1 利益配当割合ノ欄ヘハ最近1ケ年間ノ配当割合ヲ記入スヘシ 1 本票ハ総テノ会社ニ適用ス銀行取引所鉄道会社等モ除クヘカラス 1 本票紙ノ寸法ハ曲尺縦5寸横4寸トス 1 用紙ハ成ルヘク西ノ内ノ如キ厚キモノヲ撰ムヘシ 1 会社ニシテ工場ヲ有スルモノハ別ニ工場票ヲ差出スヘシ

農32 1 本票ハ1会社毎ニ雛形ノ通記入シ1票毎ニ番号ヲ附シ之ヲ一括シテ其封筒ニ総計何枚ト記入スヘシ 1 会社種類ノ欄ニハ合名、合資、株式、株式合

農32 (会社票)

号	何府県 (調査毎年12月末日現在 報告期翌年3月限)		明治何年12月末日現在	
会社票	会社種類		積立金	円
	会社名称		社債 総額	
	営業種別		社債 払込済額	
	所在地名		最近 損益	
	創業年月		最近 損益金	
	資本 総額	円	最近 利益	配当割合
資本 払込済額			支店数	

農37 第16 会社 (報告期翌年3月限)

号	何府県	明治何年12月末日現在		
会社票	会社種類		資本 総額	円
	会社名称		資本 払込済額	円
	所在地名			
	設立年月		積立金	円
	営業ノ目的		社債現在額	円

農41 第18 会社 (農37に同じ)

資ノ別ヲ記入スヘシ 1 営業種別ノ欄ニハ何々売買若クハ何々製造ト記入スヘシ (了解シ難キモノニハ註釈ヲ加フヘシ) 1 社債トハ社債券ヲ発行シテ弘ク債権者ヲ募集シ以テ金員ヲ借入ルルモノヲ云フ 1 損益金及利益配当割合ハ最近ノ1箇年分ヲ記入スヘシ 1 本票用紙ハ厚紙ヲ用ヒ其寸法ハ曲尺縦5寸横4寸5分トス 1 支店ニ於テハ金銭以外ノ各事項ヲ記入報告スヘシ 1 会社ニシテ工場ヲ有スルモノハ別ニ工場票ヲ差出スヘシ

農37 (注意) 1 本票ハ12月末日ニ現在スル会社ヲ記入スルモノトス 1 資本金積立金社債ハ年末最近ニ於ケル決算期ノ現在額ヲ記入スヘシ 1 社債トハ商法第2編第4章第5節ノ規定ニ依リ社債券ヲ発行シテ弘ク債権者ヲ募集シ以テ金員ヲ借入ルルモノヲ云フ 1 社債ハ現在額即チ償還未済額ヲ記入スヘシ 1 会社ノ設立年月ハ登記事項中ノ設立年月ニ依ル但シ登記法施行以前ノ会社ハ實際設立ノ年月ヲ記載スヘシ 1 民法第35条ニ依リ営利ヲ目的トスル社団ニシテ商事会社設立ノ条件ニ從ヒ法人タルモノハ之ヲ調査スヘシ 1 本票ハ1会社毎ニ式ノ通り記入シ1票毎ニ番号ヲ附シ之ヲ一括シテ其封筒ニ總計何枚ト記スヘシ 1 会社種類ノ欄ニハ合名、合資、株式、株式合資ノ別ヲ記スヘシ 1 営業ノ目的ハ其主タルモノ一ニ就キ何々売買若クハ何々製造即チ商工ヲ區別シテ記スヘシ若シ営業ノ目的數箇ニシテ主副ヲ區別シ難キトキハ列記スヘシ 1 本票用紙ハ厚紙ヲ用ヒ其寸法ハ曲尺縦5寸横4寸5分トス 1 会社ニシテ工場ヲ有スルモノハ別ニ工場票ヲ差出スヘシ

工業 1

府県 a 第98 工場

資本金ハ12月31日現在

種類及場名	地名	機関運轉力ノ種類	職 工 延 人 員			資本金	経費金	収入金
			総 数	男	女			
摺附木 某工場								
靴 某製作場								
綿 糸								

府 a 本表種類及場名ノ欄ヘハ其類ニ從ヒ工場名及製造所名ヲ記入ス可シ場所ノ名称ナキモノハ持主ノ姓名ヲ掲クヘシ」器械運轉力ノ種類トハ蒸氣力、人力、獸力等ノ別ヲ云フ

b 第99 工場ノ製品及代価

種類及場名	製 出 高					代 価				
	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年
摺 附 木 某 工 場										
靴 某 製 作 場										
何 々										

府 b. 本表ハ上表ニ掲ケタル工場ノ製出品及代価ヲ記入シ又製出中數個ヲ合シテ1組ト為スモノハ1組ヲ以テ1個ト算スベシ尤1個ハ若干數ヲ以テ1個タル旨ヲ表尾ニ附記スヘシ」本表製出高ハ各其種類ニ從ヒ前ニ掲ケシ製作及製造品ト題スル表ヘ合記スベシ

農16 a 第1号ノ1 蒸氣機関ヲ用フル工場 何府県

国	郡 区	工場名称	工業種類	資 本 金			機 関	重ナル機械		
				固定	運用	準備				
				円	円	円	数	馬力	名称	数
総 計										
前年比較	増									
	減									

農16 a 固定資本トハ工場ノ地所、家屋、機械等ノ如キ費消品外ノモノニ使用シタル資金ヲ云又運用資本トハ原料、給料、賃銀、其他營業上ノ諸雜費ニ充ツル資金ヲ云 重ナル機械ノ名称欄ニハ製造事業ニ付毎部ノ重ナル機械ヲ掲クヘシ例ヘハ紡績所ナレハ打綿機、梳条機、始紡機、精紡機等ノ類ナリ 蒸氣並ニ水車ヲ兼用スルモノハ其重ナルモノヲ記スヘシ 以下工場ノ表總テ此例ニ拠ル

b 第1号ノ2 蒸氣機関ヲ用フル工場

国	郡 区	工場名称	役 員			職 工			就 業 日 時	
			男	女	合計	男	女	合計		
									1年間 日数	1日間 時数
総 計										
前年比較	増									
	減									

農16 b 就業時數ハ休憩時間ヲ除キ全ク現業ニ従事セシ時數ヲ掲クヘシ以下之ニ倣フ

c 第1号ノ3 蒸氣機関ヲ用フル工場

国	郡 区	工場名称	1月1人当 役員給料		1日1人当職工賃金				1ヶ年合計
			男	女	男	女	滿15年以下 男	女	
			円	円					
総 計									
前年比較	増								
	減								

農16 d 石炭薪及原料ハ其年中ニ消費シタルモノヲ掲クヘシ 雜費トハ表中科目外ノ費消品代価及原料採集運搬費並ニ製品売捌費用及ヒ小使給料等ヲモ合計シタルモノヲ云 製造品ノ數量トハ其年中ニ製造シタル高ヲ云但記入スルニ普通ノ稱呼ヲ用フルモノトス例ヘハ斤(160目)ダース、貫、ノ類 以下工場ノ表總テ此例ニ拠ル

d 第1号ノ4 蒸氣機関ヲ用フル工場

国	郡 区	工場名称	石 炭		薪		原料価	雜費	製 造 品	
			量	価	量	価			數 量	価
			貫	円	貫	円	円	円		円
総 計										
前年比較	増									
	減									

農16 e 第2号ノ1 水車ヲ用フル工場 何府県

国	郡区	工場名称	工業種類	資本金		水車数	重ナル馬力	機械	
				固定	運用			名称	数
				円	円				
総計									
前年比較	増減								

f 第2号ノ2 水車ヲ用フル工場 (表式は農16 bに同じ)

g 第2号ノ3 水車ヲ用フル工場

国	郡区	工場名称	1月1人当役員給料		1日1人当職工賃銀				1ヶ年合計	原料価	雑費	製造品	
			男	女	男	女	満15年以下					数量	価
							男	女					
			円	円					円	円	円		円
総計													
前年比較	増減												

h 第3号ノ1 蒸気機関及水車等ヲ用ヒサル工場 何府県

国	郡区	工場名称	工業種類	資本金		役員			職工				就業日時	
				固定	運用	男	女	合計	男	女	満15年以下	合計	1年間日数	1日間時数
				円	円									
総計														
前年比較	増減													

i 第3号ノ2 蒸気機関及水車等ヲ用ヒサル工場 (表式は農16 gに同じ)

農19 何府県工業諸会社及諸製造所表 毎1ヶ年間調 報道期翌年4月

名称	営業種別	所在地	創設年月	資本金	株主人員	役員	職工	雇人	蒸気機関		水車		営業収入	営業支出
									数	馬力	数	馬力		
	生糸紡績 木綿織 活版製造 何々	何郡区 何町村		円										
総計														

農22 a 庁府県工業会社及製造所表 (1) (資本ヲ株式ニ分割シタルモノ)

毎年12月31日調 報道期翌年1月

名称	営業種別	所在地	創設年月	資本金	同払込高	株主人員	職工人員	蒸気機関		水車	
								数	馬力	数	馬力
合計				円	円	円					

b 庁府県工業会社及製造所表 (2) (資本ヲ株式ニ分割セサルモノ)

毎年12月31日調 報道期翌年1月

名称	営業種別	所在地	創設年月	資本金	同払込高	組合人員	職工人員	蒸気機関		水車	
								数	馬力	数	馬力
合計				円	円						

(次頁に続く)

農19 1 本表ハ諸製造ノ為メ工場ヲ設ケ2人以上資本金ヲ併セ職工雇人ヲ合シ10人以上ヲ使役スル会社、組合、製造所及ヒ1己人ノ資本ヲ以テスルモ亦10人以上ヲ使役スル工場ハ之ヲ調査スルモノトス但資本千円以上ノ者ニ限ル 1 諸会社ノ中商工ヲ兼タル者ノ記入方ハ前表ノ例ニ従フ 1 名称ノ欄ヘハ何会社又ハ何組ト各其名称ヲ記入スベシ 1 雇人ノ欄ヘハ小使人員足荷造人等総テ使役スル者ヲ記入スベシ 1 収入支出金ノ部ニハ其年中ノ営業ニ関スルモノノミヲ記載シ興業費ハ記載スベカラス 1 土木、抗業ノ類ハ本表中ニ記入シ国税ヲ課スヘキ醸造業ハ記入スルニ及ハス 1 資本金、株主人員蒸気機関及ヒ水車ハ12月末ノ現数ヲ掲ゲ役員職工雇人ハ毎月末ノ現数ヲ12ヶ月ヲ以テ平均シタルモノヲ掲グベシ但シ季節其他ニ因リ其営業月数1ヶ年ニ滿タサルモノハ現ニ営業セシ月数ヲ以テ其平均ヲ掲グベシ 1 其年中ニ廃業セシモノハ本表中ニ記入スルニ及ハス 1 表中記入スヘキモノナキトキハ其欄内ヘ斜線ヲ引クベシ

農22 a b 1 本表ハ諸製造ノ為メ工場ヲ設ケ千円以上ノ資本金ヲ以テ職工ヲ使役スル会社組合製造所及一己人ノ資本ヲ以テスルモ亦千円以上ニシテ職工ヲ使役スル工場ノ年末現数ヲ記載スルモノトス 但組合又ハ一己人ノ資本ヲ以テスル製造所ハ第二表ニ記入スベシ 1 (農19の注第2項目に同じ) 1 職工員数ハ毎月末ノ現数ヲ12ヶ月ニ平均シタルモノヲ掲グベシ 但営業月数1ヶ年ニ滿タサルモノハ現ニ営業セシ月数ノ平均ヲ掲グベシ 1 (農19の注第6項目に同じ)

工業 1 (続き)

農27 (工場票)

工場票	(何府県)		(調査毎年12月31日現在 報告期翌年3月限) 明治何年12月31日現在			
	工場名称		職工	男		
	製造品種		人員	女		
	工場所在地名		原動力	蒸気力	電気力	水力
	持主名		機関数			
	創業年月		公称馬力			

原動力ノ欄ニ蒸気力電気力水力ト記スレトモ其他風力瓦斯等ヲ用ユルトキハソレヲモ記スヘシ 1 分工場ハ本工場ト區別スル為メニ分工場ト明記スヘシ 1 鉱山及鉱物精錬所及醸造所等モ亦此工場票ニ記入スヘシ 1 本票紙ノ寸法ハ曲尺縦5寸5分横4寸トス 1 用紙ハ成ルヘク西ノ内ノ如キ厚キモノヲ撰ムヘシ 1 普通ノ水車等ノ如キモノモ亦機関トシテ数ヲヘシ

農27 1 本票ハ工場所有主ノ会社タルト1個人タルトニ関セス職工10人以上ヲ有スル総テノ工場ニ適用ス 1 本票ハ1工場毎ニ雛形ノ通り記入シ之ヲ1括シ其封筒ニ総計何枚ト明記シ進達スヘシ 1 職工人員ノ欄ニハ平常使用スル職工ノ数(1日ノ)ヲ掲クヘシ 1

農32 (工場票)

工場票	号	何府県	(調査毎年12月末日現在 報告期翌年3月限) 明治何年12月末日現在									
	工場	工場名称		職工及徒弟人員	職工	14歳以上	14歳未満	計				
		工場所在地名				男女						
		持主名(会社ナレハ会社名)				計						
		創業年月				徒弟	男女					
		製造品種				計						
		1箇年間執業日数										
	票	1日就業時間		原動力	機関数	公称馬力	職工1日1人ノ賃錢	男	女	賃	錢	一
							日雇労働人	男	女			

気力、水力電気力、汽力電気力、水力汽力併用電気力、水力、瓦斯力、風力等ト記スヘシ 1 職工及徒弟ハ平常使用スル数(1日分ノ)ヲ掲クルモノトス 1 日雇労働人夫ハ見通シ1日ノ人数ヲ記スヘシ(杜氏ノ如キハ職工トシ水汲及米搗ノ如キハ日雇労働人夫トス) 1 職工ノ賃錢ハ概略平均1人1日ノ賃錢ヲ掲クルモノトス(高低ニ拘ハラズ最モ多クノモノカ1日ニ受クル高ヲ記スルモノトス) 1 執業日数ハ休業日ヲ除キタル1箇年中ノ日数ヲ記シ1日就業時間ハ平均何時間若クハ夏ハ何時間冬ハ何時間ト記スヘシ 1 鉱山、鉱物精錬所及醸造所等モ亦此工場票ニ記入スヘシ 1 本票用紙ハ厚紙ヲ用ヒ其大サハ曲尺縦5寸5分横4寸5分トス 1 日本形水車ハ機関数欄ニ日本形水車幾箇ト記スヘシ

農32 1 本票ハ工場所有主ノ会社タルト1個人タルトヲ問ハス職工10人以上ヲ有スル総テノ工場ニ通スルモノトス 1 本票ハ1工場毎ニ雛形ノ通り記入シ1票毎ニ番号ヲ附シ之ヲ一括シテ其封筒ニ総計何枚ト記スヘシ 1 分工場ハ本工場ト區別スル為メニ分工場ト記スヘシ 1 製造品種ニハ往々了解シ難キモノアレハ其用途性質ヲ明ニ記スヘシ 1 原動力ノ欄ニハ蒸

農37 第45 工場

(報告期翌年3月限)

工場票	号	何府県	明治何年12月末日現在				
	工場	工場名称		原動機		機関数	実馬力
		工場所在地名		汽機			
		持主名(会社ナレハ会社名)		(Steam engine)			
		創業年月		瓦斯発動機			
		主要製品		(Gas engine)			
		1箇年間執業日数		石油発動機			
	票	1日就業時間		(Oil engine)			
		職工及徒弟人員	男	西洋形水車	タービン式水車		
			女	14歳以上	14歳未満	計	
			計				
		職工1人1日ノ賃錢	男	錢	錢	一	日本形水車
女						発電機	
労働人	男				(Dynamo)		
	女				電動機		
					(Motor)		
					其他		
					石炭消費高	斤	

農37 (注意) 1 本票ハ其年12月末日ニ現在スル工場ヲ記入スルモノトス 1 本票ハ工場所有主ノ会社タルト個人タルトヲ問ハス職工及徒弟ヲ通算シ10人以上ヲ有スル総テノ工場ニ通スルモノトス 1 中央官庁所管以外ノ官公工場モ本票ニ準シ報告スヘシ 1 本票ハ工場所在地ノ地方庁ヨリ報告スルモノトス他府県所在工場ノ分場ト雖モ其管内ニ在ルモノ亦同シ 1 本票ハ1工場毎ニ式ノ通り記入シ1票毎ニ番号ヲ附シ之ヲ一括シテ其封筒ニ総計何枚ト記スヘシ 1 分工場ハ本工場ト區別スル為メニ

分工場ト記スヘシ 1 同府県内ニ於テ同一地域若クハ同構内ニ二三ノ分工場アル場合ニ各独立工場ト認メ得ヘキトキハ各別ニ報告スヘシ反之所在地若クハ建物ヲ異ニスト雖モ附属ト看做スヘキモノハ本工場若クハ主タルモノニ合併シテ報告スヘシ 1 製造品種々ナル場合ニ於テハ主タルモノヲ記スヘシ若シ主副ヲ別シ難キトキハ別記スヘシ 1 自家ニ発電機及電動機ヲ備フルモノハ是等ノ台数キロヴァット及其原動力機タル蒸気機又ハ水力機ノ台数及馬力数ヲ相当欄ニ記入スヘシ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノハ電動機ノ台数及キロヴァット又ハ馬力数ノミヲ記入スヘシ 1 職工及徒弟ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ 1 労働人夫トハ職工及徒弟以外ノ労働者ヲ云ヒ其員数計算方前項ニ同シ 1 職工ノ賃金ハ平均1人1日ノ賃金ヲ掲クルモノトス但高低ニ拘ラス最モ多クノモノカ1日ニ受クル高ヲ記スルモノトス 1 就業日数ハ休業日ヲ除キタル1箇年中ノ日数ヲ記シ1日就業時間ハ平均何時間若クハ夏ハ何時間冬ハ何時間ト記スヘシ 1 採鉱及鉱物精練所及醸造所等モ亦此工場票ニ記スヘシ 1 本票用紙ハ厚紙ヲ用キ其大サハ曲尺縦5寸5分横4寸5分トス 1 日本形水車ハ機関数ノ欄ニ幾箇ト記シ馬力ヲ計算シ得ルモノハ之ヲ記スヘシ

農41 第49 工場 (報告期翌年3月限)

表 面	号		何 府 県		明治何年12月末日現在				
	工 場	工場名称				原 動 機		機関数	実馬力
		工場所在郡				汽 機			
		市 町 村 名				(Steam engine)			
		持 主 名 (会社ナレハ会社名)				瓦 斯 発 動 機			
		創 業 年 月				(Gas engine)			
	票	主 要 製 品				石 油 発 動 機			
		1 箇年就業日数				(Oil engine)			
		1 日 就 業 時 間				西 洋 形 水 車			
		職 工 及 徒 弟 人 員		14歳以上	14歳未満	タービン式水車			
計					(Turbine water wheel)				
職 工 1 日 賃 金		男	銭	銭	ペルトン式水車				
		女	銭	銭	(Pelton water wheel)				
勞 働 人 夫		男			日 本 形 水 車				
		女			発 電 機				
					(Dynamo)				
					電 動 機				
					(Motor)				
					自 家 発 電				
					他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノ				
					其 他				
					石 炭 消 費 高			斤	

農41 (注意) 1 本票ハ其年12月末日ニ現在スル工場ヲ記入スルモノトス 1 本票ハ工場所有主ノ会社タルト個人タルトヲ問ハス職工及徒弟ヲ通算シ10人以上ヲ有スル総テノ工場ニ通スルモノトス 1 中央官庁所管以外ノ官公工場モ本票ニ準シ報告スヘシ 1 本票ハ工場所在地ノ地方庁ヨリ報告スルモノトス他府県所在工場ノ分場ト雖モ其管内ニ在ルモノ亦同シ 1 本票ハ1工場毎ニ式ノ通り記入シ1票毎ニ番号ヲ附シ之ヲ一括シテ其封筒ニ総計何枚ト記スヘシ 1 分工場ハ本工場ト區別スル為メニ分工場ト記スヘシ 1 同府県内ニ於テ同一地域若クハ同構内ニ二三ノ分工場アル場合ニ各独立工場ト認メ得ヘキトキハ各別ニ報告スヘシ反之所在地若クハ建物ヲ異ニスト雖モ附属ト看

裏 面	号		工 場 名 称		何 府 県	
			製造高		明治何年	
			製品ノ種類	数	量	価 額
			何 々			円
		何 々				
		備考				

做スヘキモノハ本工場若クハ主タルモノニ合併シテ報告スヘシ 1 自家ニ発電機及電動機ヲ備フルモノハ是等ノ台数キロヴァット又ハ馬力数及其原動力機タル蒸気機又ハ水力機ノ台数及馬力数ヲ相当欄ニ記入スヘシ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノハ電動機ノ台数及キロヴァット又ハ馬力数ノミヲ記入スヘシ 1 職工及徒弟ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ 1 労働人夫トハ職工及徒弟以外ノ労働者ヲ云ヒ其員数計算方前項ニ同シ 1 製品ノ種類ハ成ルヘク細別スルヲ要ス 1 職工ノ賃金ハ平均1人1日ノ賃金ヲ掲クルモノトス但高低ニ拘ハラス最モ多クノモノカ1日ニ受クル高ヲ記スルモノトス 1 就業日数ハ休業日ヲ除キタル1箇年中ノ日数ヲ記シ1日就業時間ハ平均何時間若クハ夏ハ何時間冬ハ何時間ト記スヘシ 1 採鉱及鉱物精練所及醸造所等モ亦此工場票ニ記スヘシ 1 本票用紙ハ厚紙ヲ用キ其大サハ曲尺縦5寸5分横4寸5分トス 1 日本形水車ハ機関数ノ欄ニ幾箇ト記シ馬力ヲ計算シ得ルモノハ之ヲ記スヘシ

工業 2

(農16以下については150～153頁に製品名をまとめた一覧表を掲げる)

府県 a 第 97 製作及製造品

種類及郡区	製作及製造高					製作及製造人員				
	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年
摺 附 木 某 区 某 郡 再 掲 某 市 街 某 市 街 其 他 靴 某 区 某 郡 再 掲 某 市 街 某 市 街 其 他										

府 a 本表ハ其地方ニ於テ最モ多ク製作又ハ製造スル物品ヲ掲クベシ其記載ノ順序ハ初ニ器械的製作ニ属スル物品〔製作ノ上其物品ノ原質ヲ変セサルモノ〕ヲ掲ケ次ニ化学的製造ニ属スル物品〔製作ノ上其物品ノ原質ヲ変スルモノ〕ヲ掲クヘシ但度量衡及造酒ノ高ハ本表ニ記スルヲ要セス又製作及製造人員ハ其物品ヲ製作又ハ製造スル所ノ人員ヲ記入スヘシ尤工場ニ於テハ其場所ヲ以テ一人ト見做シテ合記スヘシ

b 第 100 度量衡ノ製作高

種類及製造地	個 数					原 価				
	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年	何年
尺 度 某 地 某 地 斗 量 某 地 某 地 權 衡 某 地 某 地										

府 b 本表ハ其年間ニ検査ヲ受ケタル物品ノ数及原価ヲ記載スヘシ

c 第 101 酒類ノ醸造

郡 区	醸 造 石 高					醸 造 人 員						
	清酒	濁酒	焼酎	白酒	味淋	銘酒	清酒	濁酒	焼酎	白酒	味淋	銘酒
再 掲 某 市 街 某 市 街 其 他												
全管合計												
〃何年度												
〃何年度												
〃何年度												
〃何年度												

府 c 本表醸造石高及人員ノ記入方ハ例ヘハ十六年ナレハ十五年十月ヨリ十六年九月マテノ醸造石高及其年間ノ醸造人員ヲ記入スヘシ

農16 a 第4号ノ1 製糸織物業 何府県

国	郡区	製糸專業				織物業			
		製造家数	人員			製造家数	人員		
			男工	女工	合計		男工	女工	合計
総計									
前年比較	増減								

農16 a 家数ノ欄ニハ工場ヲ設ケテ營業スルト住家内ニ於テ從事スルトヲ論セス総テ一箇所ト倣シテ記載スヘシ 男工女工ノ欄ニハ十五年以下ノ者モ合記スヘシ以下ニ倣フ

b 第4号ノ2 製糸織物業

国	郡区	製糸織物業兼業				他業ヨリ製糸織物業ヲ兼ヌル者			
		製造家数	人員			製造家数	人員		
			男工	女工	合計		男工	女工	合計
〔以下農16 a に同じ。以下の表も同様〕									

農16 b 他業ヨリノ兼業者ハ製糸織物業ノ二業ヲ兼ヌルト其中ノ一業ノミヲ兼ヌルトヲ問ハス皆此下段ノ欄ニ記入スヘシ

c 第4号ノ3 製糸

国	郡区	絹 擦 糸		木 綿 糸		麻 糸	
		量	価	量	価	量	価
		貫	匁	貫	匁	貫	匁
		匁	匁	匁	匁	匁	匁

農16 d 雑トハ毛絹、毛綿、紙布、蕨織、毛織、芭蕉布、葛布等ノ類ヲ云 各種ノ織物ニシテ反ヲ用ヒス匹卷等ヲ用フルモノハ総テ反ニ改算シテ掲載シ大中小巾ノモノハ総テ並巾ニ改算シテ掲クルモノトス

d 第4号ノ4 織物

国	郡区	機数	絹織物		木綿織物		麻織物		諸 交 織 物								
			反	価	反	価	反	価	絹 綿		絹 麻		綿 麻		雑		
									反	価	反	価	反	価	反	価	
			匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁

e 第4号ノ5 織物

国	郡区	敷 物				襟 卷			
		絹		綿		絹		綿	
		坪	価	坪	価	枚	価	枚	価
		坪	匁	坪	匁	枚	匁	枚	匁

農16 e 坪トハ六尺四方ヲ云又一坪以下ノモノモ坪数ニ積算スヘシ

f 第4号ノ6 織物

国	郡区	男 帯			女 帯				
		絹		綿	絹		綿		
		本	価	本	価	本	価	本	価
		本	匁	本	匁	本	匁	本	匁

農16 f 子供帯ハ男女共二本ヲ以テ一本ト算シ又女帯ハ本幅ヲ以テ一本トシ半幅ノモノハ二本ヲ以テ一本ト算スヘシ

g 第5号 編物 何府県

国	郡区	漁 網		柳 行 李		竹 行 李	
		数	価	数	価	数	価
			匁		匁		匁

h 第6号 莫大小 何府県

国	郡区	絹		綿		毛		雑		合計	
		数	価	数	価	数	価	数	価	数	価
			匁		匁		匁		匁		匁

i 第7号 畳表 何府県

国	郡区	備 後 表		琉 球 表		合計	
		枚	価	枚	価	枚	価
			匁		匁		匁

j 第8号 紙類 何府県

国	郡区	西 洋 紙		日 本 紙							
		量	価	楮 紙		雁皮紙		三股紙		薬 紙	
				量	価	量	価	量	価	量	価
		貫	匁	貫	匁	貫	匁	貫	匁	貫	匁

農16 j 雑トハ楮、雁皮、三股、薬、ヲ除キ他ノ原料ヲ用キタルモノ即チ桑紙反魂紙(スキカエシ)等ノ類ヲ云

工業 2 (続き)

農16k 第9号ノ1 金属器 何府県

国	郡区	(タダラ)踏鞴数	(フイゴ)吹子数	製造物原質量目										
				金	銀	銅	鉄	錫	鋼	黄銅	青銅	白銅	雑	
				匁	匁	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫

l 第9号ノ2 金属器

国	郡区	製造物価												
		銅				鉄				錫			鋼	
		鑄物	打物	細工物	針金	鑄物	打物	細工物	針金	鑄物	打物	細工物	打物	細工物
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

m 第9号ノ3 金属器

国	郡区	製造物価												
		黄銅			青銅			白銅			雑			
		鑄物	打物	細工物	針金	鑄物	打物	細工物	鑄物	打物	細工物	鑄物	打物	細工物
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

n 第10号 金玉器 何府県

国	郡区	製造家数	製造物価				
			金器	銀器	玉石器	雑	合計
			円	円	円	円	円

農16n 雑トハ金銀玉石等二種以上ヲ以テ作リタルモノヲ云

o 第11号 陶器 何府県

国	郡区	素焼窯	本窯	錦窯	製造物価				
					画附	青染	無地	雑	合計
						円	円	円	円

農16o 画附トハ彩色ヲ釉上ニ施シタルモノヲ云 青染トハ青料(アヲエノグ)ヲ釉底ニ施シタルモノヲ云

p 第12号 磁器 何府県

国	郡区	素焼窯	本窯	錦窯	製造物価				
					錦手	染付	無地	雑	合計
						円	円	円	円

q 第13号 瓦類 何府県

国	郡区	瓦			煉瓦石		
		窯数	数	価	窯数	数	価
				円			円

r 第14号 七宝器 何府県

国	郡区	窯数	製造物価				合計
			金質	銀質	銅質	陶磁質	
			円	円	円	円	円

農16r 一家ニテ数種ヲ兼ヌル者ノ製造家数ハ其家ノ最モ重ナル業ニ属スル家数ノ欄ニ之ヲ掲ケ他ノ欄ニハ原価ノミヲ掲クヘシ 以下之ニ倣フ

s 第15号 漆器 何府県

国	郡区	塗物		蒔絵		堆朱・堆黒		青貝嵌塗		雑		合計	
		製造家数	価	製造家数	価	製造家数	価	製造家数	価	製造家数	価	製造家数	価
			円		円		円		円		円		円

t 第16号 角甲牙器及袋物 何府県

国	郡区	製造物価				合計
		角器	甲器	牙器	袋物	
		円	円	円	円	円

農16t 角甲牙器トハ其各種ヲ以テ製シタル頭飾及携帯品等ノ類ヲ云 袋物トハ紙入、煙草入、巾着、巻煙草入、等ノ類ヲ云

u 第17号ノ1 醸造物 何府県

国	郡区	醸造種類									
		清酒		濁酒		味淋		焼酎			
		製造家数	石 価								
			円		円		円		円		円

v 第17号ノ2 醸造物 [麦酒・葡萄酒・ブランデー・アルコール。農16uと同様]

w 第17号ノ3 醸造物 [銘酒・酢・味噌・醤油。農16uと同様]

農16w 銘酒トハ保命酒、桑酒、養老酒、白酒、等ノ類ヲ云

x 第18号ノ1 油類 何府県

国	郡区	製造家数	菜種油		荏油		綿実油		胡麻油		雑種		合計	
			石	価	石	価	石	価	石	価	石	価	石	価
				円		円		円		円		円		円

農16x 雑種トハ椿油、胡桃油、落花生油、等ノ類ヲ云

y 第18号ノ2 油類

国	郡区	石		油		魚		油	
		製造家数	石	価	製造家数	石	価		
				円			円		

z 第19号ノ1 化学上製品 何府県

国	郡区	硫 酸			曹 達			塩 酸		
		製造家数	量	価	製造家数	量	価	製造家数	量	価
			貫	円		貫	円		貫	円

a 第19号ノ2 化学上製品

国	郡区	摺 附 木		石 鹼		染 料		絵ノ具		化学製雑品	
		製造家数	ダ- 価	製造家数	ダ- 価	製造家数	量 価	製造家数	量 価	製造家数	量 価
			円		円		貫 円		貫 円		貫 円

農16a 化学製雑品トハ明礬、緑礬、硝石、炭酸ポツタース、アンモニヤ、等ノ類ヲ云

b 第20号 製革及革具 何府県

国	郡区	製 革		靴		馬 具		革包(カバン)	
		製造家数	価	製造家数	価	製造家数	価	製造家数	価
			円		円		円		円

c 第21号 罐詰 何府県

国	郡区	魚 介		鳥 獸		果 実		蔬 菜	
		罐 数	価	罐 数	価	罐 数	価	罐 数	価
			円		円		円		円

d 第22号 機械 何府県

国	郡区	蒸 氣 機 関		製 糖 機 械		紡 績 機 械	
		数	価	数	価	数	価
			円		円		円

農16d 紡績機械ハ二人掛リ以上ノモノヲ記載スルモノトス

e 第23号 船舶 何府県

国	郡区	五拾石以上		百石以上		五百石以上		千石以上		西洋形帆前船		汽 船	
		数	価	数	価	数	価	数	価	数 噸	価	数 噸	価
			円		円		円		円		円		円

f 第24号 車 何府県

国	郡区	荷 車		乗 用 馬 車		人 力 車	
		製造家数	数 価	製造家数	数 価	製造家数	数 価
			円		円		円

g 第25号 活字版類 何府県

国	郡区	製造家数		活 字		製造家数		石 版		製造家数		銅 版 鋅 鉛 版		製造家数		木 版	
			円		円		円		円		円		円		円		円

工業 2 (続き)

農19 a 何府県織物産額(1) 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	絹織物		絹綿交織物		絹麻交織物		木綿織物		綿麻交織物		麻織物		雑織物	
	反	価	反	価	反	価	反	価	反	価	反	価	反	価
総計														

b 何府県織物産額(2) 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名		絹織		絹綿交織		絹麻交織		木綿織		綿麻交織		雑織	
		本	価	本	価	本	価	本	価	本	価	本	価
	男帯 女帯		円		円		円		円		円		円
総計													

c 何府県畳表類産額 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	備後表		琉球表		呉座		合計	
	枚数	価	枚数	価	枚数	価	枚数	価
		円		円		円		円
総計								

農19 d 何府県紙類産額 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	半紙		美濃紙		其他ノ紙類		洋製紙	
	量	価	量	価	量	価	量	価
		円		円		円		円
総計								

e 何府県油類産額 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	製造家数	菜種油		綿実油		合計		石油	
		石数	価	石数	価	石数	価	石数	価
			円		円		円		円
総計									

f 何府県陶器及磁器産額概価 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	素焼窯	本窯	錦窯	陶器				磁器					
				面付	青染	無地	雑	合計	錦手	染附	無地	雑	合計
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
総計													

g 何府県製革産額 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	牛革		馬革		鹿革		合計	
	枚数	価	枚数	価	枚数	価	枚数	価
		円		円		円		円
総計								

農22 a 庁府県織物産額概算表(1) 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

品名	何所	何所		其他		合計	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
絹織物	襦子	反	円	反	円	反	円
	純縮羽						
	何						
	計						
〔以下略。頁参照〕							
総計							

農19 a 雑織物トハ毛絹、毛綿、紙布、蕨織、毛織、芭蕉布、葛布等ノ類ヲ云フ四、巻、本等ヲ以テ算スルモノハ総テ反ニ改算スベシ數物、其大小、レース等ノ織物ハ暫ク之ヲ省ク反及ヒ価ハ一ケ年間算出総高ヲ掲クヘシ但価ハ総テ共製造元若クハ市場ノ取引値段ヲ以テ之ヲ掲クヘシ以下工産皆同シ

農19 b 子供帯ハ男女トモ二本ヲ以テ一本ト算シ又女帯半幅ノモノハ二本ヲ以テ一本ト算スベシ

農19 c 呉座ハ一畳敷ヲ以テ一枚トシ半畳未滿ノモノハ積算シテ一枚トナスヘシ但シ半畳以上一畳未滿ノモノハ一枚ニ算スヘシ

農19 b 石油ハ本邦産出ノ原品ヲ以テ精製シタル者ニ限ル但輸入品ヲ混化スルモ其石数及ヒ価ハ之ヲ算入スベカラス

農19 c 画付トハ彩色ヲ釉上ニ施シタルモノ青染トハ青料ヲ釉底ニ施シタルモノヲ云フ

農22 a 1 本表ハ管内著名ノ場所ヲ列記シ其他ハ合シテ一欄ニ記入スベシ次表モ之ニ準フ 1 匹巻本等ハ総テ反ニ改算スベシ但シハンケチーフハ枚ヲ以テ記入スルモノトス

農22b 庁府県織物産額概算表(2)

毎1ケ年間調 報道期翌年4月

品名	何所	何所		其他		合計	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
絹織物	男帯	本	円	本	円	本	円
	女帯						
	計						
綿交織物	計						
木綿織物	計						
雑織物	計						
総計							

農22b 1 子供帯ハ男女トモ二本ヲ以テ一本ト算シ又女帯半幅ノモノハ二本ヲ以テ一本ト算出スヘシ

c 庁府県綿糸産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	洋製機械取		和製機械取		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	貫	円	貫	円	貫	円
総計						

農22c 和製機械取ハ臥雲某發明ノ機械其他之ニ類スル機械ヲ以テ紡績シタルモノヲ取調記入スベシ繰車ヲ以テ紡績シタルモノハ調査スルニ及バス

d 庁府県陶磁器価額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	陶器	磁器
	円	円
総計		

e 庁府県西洋紙及摺附木産額概算表 毎1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	西洋紙		摺附木	
	数量	金額	数量	金額
	貫	円	哥	円
総計				

農22e (哥)ハ12ダース

f 庁府県製紙産額概算表 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	美濃紙		半紙		雑紙類	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	貫	円	貫	円	貫	円
総計						

g 庁府県畳表呉座類産額概算表 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月 (下左)

h 庁府県表褥産額概算表 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月 (下右)

郡区名	畳表		呉座類		郡区名	数量	金額
	数量	金額	数量	金額			
	枚	円	枚	円		束	円
総計					総計		

i 庁府県油類産額概算表 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	菜種油		綿実油		荳油		胡麻油		合計	
	石数	金額	石数	金額	石数	金額	石数	金額	石数	金額
	石	円	石	円	石	円	石	円	石	円
総計										

j 庁府県製革産額概算表 毎5年1ケ年間調 報道期翌年4月

郡区名	牛革		馬革		鹿革		合計	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
	枚	円	枚	円	枚	円	枚	円
総計								

[145頁の注]

農32f 1 製造戸数ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル数(1日分)ヲ記入スヘシ 1 価額ハ一般卸売相場ヲ以テ計算スヘシ 1 備考欄ニハ各種ノ首要産地及其産出高ノ割合並ニ業務ノ概況ヲ記入スヘシ 1 何トアル欄ニハ本表列記外ノモノニシテ其地方ノ重要品ト認ムルモノヲ記入スヘシ

工業 2 (続き)

農 27 a 織物 (調査毎年 報告期翌年 3 月限) 明治何年分

		何 地	其 他	計	
織 機 織	戸 数	戸 台	戸 台	戸 台	
	工 { 男 女	人	人	人	
		数 量	価 額	数 量	価 額
絹 織 物	紋織類 (絹珍 ……)	反	円	反	円
	【以下略。150 ~ 153 頁参照】				
	計				
【以下略】					

b 陶磁器 (調査毎年 報告期翌年 3 月限) 明治何年分

		何 地	何 地	計	
製 造 窯 数	戸 数	戸 個	戸 個	戸 個	
	登窯 筋 間(マ) 窯 数				
職 工		人	人	人	
製 造 品 価 額		円	円	円	

c 漆器 (調査毎年 報告期翌年 3 月限) 明治何年分

		何 地	何 地	計	
製 造 戸 数		戸	戸	戸	
職 工		人	人	人	
製 造 品 価 額		円	円	円	

d 青銅器銅器 (表式・報告期限等は農 27 c に同じ)

e 摺附木 (調査毎年 報告期翌年 3 月期) 明治何年分

		所	所	計	
製 造 所		人	人	人	
職 工 { 男 女				ダース	
数 量				ダース	
価 額				銭	

f 和紙 (調査毎年 報告期翌年 3 月限) 明治何年分

		数 量	価 額	戸	
製 造 戸 数				戸	
種 類		数	価	額	
美 濃 紙			締	円	
半 紙					
其 他 ノ 紙					

g 畳表真産類 (調査毎年 報告期翌年 3 月限) 明治何年分

		数 量	価 額	戸	
製 造 戸 数				戸	
畳 表 真 産 類	備 後 琉 球 其 他 本 間 真 産 並 莫 産 其 他	枚		円	
輸 出 向 莞 莖			本	円	

h 菜種油及生蠟 (調査毎年 報告期翌年 3 月限) 明治何年分 [85頁農 27 a の再掲]

		菜 種 油	生 蠟	戸	
製 造 戸 数				戸	
製 造 数 量		石		貫	
同 価 額		円		円	

農 27 a 1 織戸及機数ハ其年末日ノ現在数ヲ記入シ織工ハ平常使用スル数 (1 日ノ) ヲ記入スヘシ 1 其他ノ織物ノ欄ヘハ前掲ノ部類ニ入ラサル織物ヲ記入スヘシ 但シ反物ノ形体ヲ為ササルモノハ此調査ニ加フルヲ要セス 1 帯地ハ子供帯ハ男女トモ 2 本ヲ以テ 1 本ニ数ヘ女帯地半巾物ハ 2 本ヲ以テ 1 本ニ数フヘシ 1 匹巻本等ヲ以テ称呼スル物モ可成反ニ改算ヲ入スヘシ 1 本表ハ其地方ニ於テ有名ナル織場ヲ何地ノ欄ニ記載シ地方一般ニ涉リテ特ニ其織場所ヲ限リ難キモノハ一括シテ其他ノ欄ニ記載スルモノトス

農 27 b 1 実用品何分装飾品何分又ハ何々ノ類何分等ヲ記シ 1 年間業務ノ景況ヲ備考トシテ記載スヘシ 1 製造戸数及窯数ハ其年末日ノ現在数ヲ記入シ職工ハ平常使用スル数 (1 日ノ) ヲ記入スヘシ

農 27 c 1 実用品何分装飾品何分又ハ何々ノ類何分等ヲ記シ 1 年間業務ノ景況ヲ備考トシテ記載スヘシ 1 製造戸数ハ其年末日ノ現在数ヲ記入シ職工ハ平常使用スル数 (1 日ノ) ヲ記入スヘシ

農 27 d (農 27 c の注に同じ)

農 27 e 1 製造所ハ其年末日ノ現在数ヲ記入スヘシ 1 職工ハ平常製造所ニ於テ労働スルモノノ数 (1 日ノ) ヲ掲載スヘシ 1 マツチ箱製造ヲ内職トスル等間接ニ摺附木製造ノ為メ生活スル者ノ概数ヲ備考欄ニ記入スヘシ 1 「ダース」トハ小箱 12 個入 1 包ヲ云フ

農 27 f 1 製造戸数ハ其年末日ノ現在数ヲ記入スヘシ 1 1 締トハ百帖ヲ云ヒ 1 帖トハ半紙ナレハ 20 枚美濃紙ナレハ 48 枚ヲ云フ

農32 a 綿糸紡績ノ1 (調査毎年 報告期翌年4月限) 明治何年

紡績所名	払込資本金	1日平均運転			管糸出来高			平均1日使用実馬力			営業日数	1日平均就業時間
		円	本	本	本	本	本	本	本	本		
計												

b 綿糸紡績ノ2

紡績所名	石炭消費高	職工		職工賃銭		首要製糸番	同1柵(48貫目)平均実額	繰綿需用高	落綿出来高	屑糸出来高
		男	女	計	男					
計										

c 織物 (調査毎年 報告期翌年3月限) 明治何年

機業戸数		何地		其他		計		
機数	器械		台		台		台	
	手織機							
織工	男							
	女							
絹織物	紋織類〔以下略〕		数量	価額	数量	価額	数量	価額
	計	反	円	反	円	反	円	
		本						
〔以下略。150~153頁品目参照〕								
価額合計								

d 畳表莫産及莞蓆 (調査自毎年7月至翌年6月1箇年 報告期翌年9月限) 自明治何年7月 至同何年6月 1箇年

製造戸数	畳表及莫産業		数量	価額
	莞蓆	兼業		
畳表	備後		枚	円
	琉球			
	其他			
計				
莫産	本間			
	並莫			
	其他			
計				
輸 出 向 莞 蓆			本	

e 陶磁器 (調査毎年 報告期翌年4月限) 明治何年

製造戸数		何地		何地		計	
窯数	登窯						
	間窯						
	其他						
職工	男						
	女						
製造品価額			円		円		円

f 工産物雜類 (調査毎年 報告期翌年4月限) 明治何年

油類	菜種油〔以下略〕	石	数量	価額	製造戸数	職工			備考
						男	女	計	
計				円					

〔以下別掲〕

農27 g 1 製造戸数ハ其年末日ノ現在数ヲ記入スヘシ 1 輸出向莞蓆製造ニ付キテハ別ニ製造戸数及機数ヲ欄外ニ記入スヘシ 1 莞蓆1本トハ40「ヤード」即チ20間ヲ云フ

農27 h 1 製造戸数ハ其年末日ノ現在数ヲ記入スヘシ

農32 b 1 職工ハ平常使用スル数(1日ノ)ヲ記入スヘシ 1 賃銭ハ老幼ヲ除キ1日1人ノ平均ヲ記入スルモノトス但シ幼年者ヲ用ユルコトアラハ其賃銭ヲ別ニ記スヘシ

農32 c 1 機業戸数(器械織ヲ業トスル工場、機織ヲ業トスル独立業者)及機数ハ其年12月末日ノ現在ヲ記入スヘシ 1 器械機トハ水力、汽力、瓦斯力等ニヨリテ運転スル器械織機ヲ云フ此以外ハ凡テ(「バツタン」機ノ如キモノ)手織機ト心得ヘシ 1 其他ノ織物ノ欄ニハ反物ノ形体ヲナシテ前掲ノ部類ニ入ラサル織物ヲ記入スヘシ 1 本表ニハ自家用織物ハ合算スヘカラス 1 帯地ハ子供帯ハ男女トモ2本ヲ以テ1本ニ數ヘ女帯地半幅物ハ2本ヲ以テ1本トス 1 匹ハ反ニ換算シ其他巻、本、枚、碼等ヲ以テ称呼スルモノハ数量価額トモ各別ニ列載スヘシ 1 本業ニ関スル1箇年ノ概況及将来ノ模様ヲ略記スヘシ

農32 d 1 製造戸数ハ其年12月末日現在ヲ記入スヘシ 1 莞蓆1本トハ40「ヤード」ヲ言フ

農32 e 1 製造戸数及窯数ハ其年12月末日現在ヲ記入シ職工ハ平常使用スル数(1日分ノ)ヲ記入スヘシ 1 実用品何分裝飾品何分又ハ何々ノ類何分ト記シ1箇年業務ノ概況ヲ備考トシテ記載スヘシ

農32 f 〔注は143頁に掲げた〕

工業 2 (続き)

農37 a 第17 綿糸(絹糸)(麻糸)紡績ノ1 (報告期翌年4月限)明治何年

紡績場名	払込済 資本金	1日平均運転ノ錘数			管糸製造高			原動力	機関数	平均1日使用実馬力	営業日数	平均1日就業時間
		堅針	斜針	計	堅針	斜針	計					
	円	本	本	本	貫	貫	貫					
計												

b 綿糸(絹糸)(麻糸)紡績ノ2

紡績場名	石炭消費高	職工			職工賃銭		主要製糸番数	同一棚(48貫)ニ付価格	繰綿需要高	落綿出来高	屑糸出来高
		男	女	計	男	女					
					銭	銭	手	円	貫	貫	貫
計											

c 第18 織物ノ1 (報告期翌年3月限)明治何年

	主産地				其他				計				
	工場	家内工業	織元	賃織業	工場	家内工業	織元	賃織業	工場	家内工業	織元	賃織業	
機業戸数													
機数	力織機	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
	手織機												
職工	男												
	女												
	計												
		数量		価額		数量		価額		計			
		反		円		反		円		反		円	
絹織物	紋織類〔以下略〕	反		円		反		円		反		円	
	反数												
	本数												
	〔以下略。150~153頁参照〕												
	価額合計			円				円				円	

d 織物ノ2〔毛織物及其交織物〕

〔表式は農37 cに同じ〕

e 織物ノ3〔緞通・由多加織其他地氈〕

f 第19 莫大小 (報告期翌年4月限)明治何年

	数量	価額	製造戸数	工		
				織男	女	計
シャツ	打	円				
	〔以下略。150~153頁参照〕					
計						

g 第20 陶磁器 (報告期翌年4月限)明治何年

製造戸数	主産地		其他		計	
	窯	筋	窯	筋	窯	筋
窯業	登窯	間〔マ〕数				
	錦	窯				
	其他					
職工	男					
	女					
	計					
		価額		価額		計
製造品	装飾品〔以下略〕		円		円	
	計				円	

農37 a b (注意) 1 紡績場ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ 1 賃銭ハ老幼ヲ除キ1日1人ノ平均ヲ記スヘシ 1 絹糸麻糸ハ本表ニ準シ別表ト為スヘシ而シテ本表所掲ノ事実ナキ科目ハ之ヲ除キ必要ノ科目ハ適宜之ヲ加フルヲ得

農37 c d e (注意) 1 工場トハ10人以上ノ職工ヲ有スル機織場ヲ云フ 1 家内工業トハ主トシテ家族相集マリ(10人未満ニテ)機業ニ従事スルモノヲ云フ 但10人未満ナレハ他人ノ相集マルモノト雖モ家内工業ト看做ス 1 織元トハ原料ヲ仕入置キテ賃織者ヲシテ機織セシムルモノヲ云フ 1 賃織業トハ他人ノ原料ヲ受ケテ機織スルモノヲ云フ 1 工場、家内工業、織元、賃織業ノ互ニ相兼スル場合ニ於テハ主タルモノニ就キ相当欄内ニ記入スヘシ 1 機業戸数及機数ハ其年12月末日ヲ記入スヘシ 1 力織機トハ水力、汽力、瓦斯力、電気力等ニヨリ運転スル機械機織ヲ云フ手織機トハ力織機ニ属セサル総テヲ云フ(「バツタン」「ジヤカード」機ノ如キ手織機トス) 1 職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記入スヘシ 1 自家用織物ハ合算スヘカラス 1 帯地ハ子供帯ハ男女トモ2本ヲ以テ1本ニ数ヘ女帯地半幅物ハ2本ヲ以テ1本トス 1 匹ハ反ニ換算シ其他巻、本、枚、碼等ヲ以テ称呼スルモノハ数量価額トモ各別ニ記載スヘシ 1 織物雜類ノ欄(織物ノ1ニ於ケル)ニハ1乃至3ニ於ケル列記ノ種類ニ属セサル凡テノ織物ノ価額ヲ記入スヘシ

農37 f (注意) 1 製造戸数ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記入スヘシ 1 2

農37h 第21 煉瓦及瓦 (報告期翌年4月限)明治何年

煉瓦	耐火 普通 計	數量	価額	製造戸数	職工		
					男	女	計
		箇	円				

i 第22 漆器 (報告期翌年4月限)明治何年

製造戸数		主産地	其他	計
職工	男			
	女			
計				
		価額	価額	計
製造品	裝飾品(以下略)	円	円	円
	計			

j 第23 畳表莫産及莞蓆 (報告期翌年4月限)明治何年

畳表及莫産 輸出向莞蓆 畳表莫産兼輸出向莞蓆	製造戸数	職工		計
		男	女	
	數量	価額		計
畳表(以下略)	枚			円
輸出向莞蓆	本			

k 第24 工業用薬品 (報告期翌年4月限)明治何年

硫酸(以下略)	數量	価額	製造戸数	職工		
				男	女	計
	封度	円				

l 第25 漆液 (報告期翌年3月限)明治何年 [85頁農37bの再掲]

製造戸数	數量	一貫ニ付価格
		銭
正味(幹搔)		
瀬湿(枝搔)		
雜液		

m 第26 油類 (報告期翌年4月限)明治何年

菜種油(以下略)	數量	価額	製造戸数	職工		
				男	女	計
	石	円				
計						
菜種油粕	貫	円				

n 第27 木蠟 (報告期翌年4月限)明治何年 [85頁農37aを再掲]

生蠟 晒蠟	數量	価額	製造戸数	職工		
				男	女	計
	貫	円				

o 第28 製藍 (報告期翌年10月限)自明治何年7月至同何年6月 1箇年
[表式は農37nに同じ。品目は150~153頁参照]

種以上ヲ製造スルモノハ製造戸数及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及価額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

農37g (注意) 1 製造戸数及窯数ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ 1 窯数ハ左ノ図面ニ示ス如ク計算スヘシ(図面略ス)

農37h [農37fの注に同じ]

農37i [農37f注第1項に同じ]

農37j (注意) 1 [農37f注第1項に同じ] 1 莞蓆1本トハ40碼ヲ云フ 1 本間莫産(一名京間ト称ス)1枚ハ巾3尺1寸5分長6尺3寸並莫産ハ巾2尺9寸長5尺8寸ナリ

農37k [農37fの注に同じ]

農37l (注意) 1 製造戸数ハ其年8月末日現在ヲ記入スヘシ 1 本表ハ問屋即チ製造所カ搔取人若クハ仲買人ヨリ買取りタルモノ悉皆ヲ調査スヘシ 1 搔取人自身カ製造スル場合ニ於テモ之ヲ調査スヘシ 1 問屋間相互ノ取引に係ルモノハ調査スヘカラス

農37m [農37fの注に同じ]

農37n (注意) 1 [農37f注第1項に同じ] 1 生蠟ト晒蠟トヲ製造スルモノハ製造戸数及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及価額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

農37o (注意) 1 [農37f注第1項に同じ] 1 染ハ藍玉製造ノ原料ナレトモ其儘使用スルコトアリ 1 染ト藍玉トハ各別ニ調査スヘシ故ニ重複スルヲ妨ケス 1 藍玉ト染トヲ製造スルモノハ製造戸数及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及価額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

工業 2 (続き)

農37p 第29 薄荷 (報告期翌年4月限)明治何年

	数 量	価 額	製造戸数	職 工		
				男	女	計
薄荷腦〔以下略〕	斤	円				

- q 第30 石鹼 (報告期翌年4月限)
- r 第31 和紙 (報告期翌年4月限)
- s 第35 罐詰 (報告期翌年4月限)
- t 第36 燐寸 (報告期翌年4月限)
- u 第37 製革 (報告期翌年4月限)
- v 第38 人造肥料 (報告期翌年4月限)
- w 第39 麦稈及経木真田 (報告期翌年4月限)
- x 第40 時計 (報告期翌年4月限)
- y 第42 刷子(ブラッシ) (報告期翌年4月限)
- z 第43 釘 (報告期翌年3月限)
- a 第44 工産物雑類 (報告期翌年4月限)

(いずれも表式は最後に「計」の一欄がつくはか農37pに同じ。品目150~153頁参照)

b 第32 西洋紙ノ1 (報告期翌年4月限)明治何年

製造場名	放資本金	原動力	機関数	平均1日使用実馬力	1箇年就業日数	1日就業時間	原 料				石炭消費高	職 工			
							襪樓貫	木材尺	稻藁貫	其他貫		費高	男	女	計
計	円														

c [第32] 西洋紙ノ2

製造場名	製 造										高	計	
	印刷料紙		板紙(ボール)		煙草用紙		燐寸用紙		其 他				価額
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額			
計	封度	円	封度	円	封度	円	封度	円	封度	円		円	

d 第33 機械製麦粉 (報告期翌年4月限)明治何年

数 量	価 額	製造戸数	原 料 使 用 高				職 工		
			内 国		外 国		男	女	計
			数 量	価 額	数 量	価 額			
斤	円		石	円	石	円			

e 第34 寒天 (報告期翌年6月限)自明治何年4月至同何年3月 1箇年

数 量	価 額	製造戸数	釜 数	職 工		
				男	女	計
貫	円		箇			

f 第41 玻璃製品 (報告期翌年4月限)明治何年

	価 額	製造戸数	職 工		
			男	女	計
場〔以下略〕	円				
計					

農37p (注意) 1 製造戸数ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記入スヘシ 1 2種以上ヲ製造スルモノハ製造戸数及職工ハ主ナル一方ニ記入シ数量及価額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ 1 取卸薄荷ト薄荷草ヲ蒸餾器ニ掛ケ取りタル儘ノ液ニシテ薄荷腦ヲ含メルモノナリ薄荷油ハ之レヨリ腦ヲ取り去リタルモノナリ

農37q (注意) 1 製造戸数ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ 1 2種以上ヲ製造スルモノハ製造戸数及職工ハ主ナル一方ニ記入シ数量及価額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

農37r (前半は農37qの注に同じ) 1 1締ハ百帖トス美濃紙ハ48枚半紙ハ20枚ヲ以テ1帖トシ算スヘシ

農37s, t (いずれも農37qの注に同じ)

農37u (前半は農37qの注に同じ) 1 本表ノ枚数ハ一頭分ヲ以テ一枚ト算スヘシ

農37v (注意) 1 製造戸数ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ

農37w (注意) 1 製造戸数ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ 1 麦稈真田、経木真田及麦稈経木交真田ノ1反ハ共ニ60碼ヲ以テ計算スヘシ

農37x, y, z (いずれも農37qの注に同じ)

農37a (注意) 1 製造戸数ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ 1 フェルト帽子トハ軟毛ヲ圧迫シ製造シタルモノヲ云フ

農41a 第19 綿糸紡績ノ1、同2 (農37abに同じ)

b 第20 絹糸紡績ノ1 (報告期翌年4月限)明治何年

紡績場名	払込済資本金 円	平均1日運転ノ錘数		原動力 本	機関数	平均1日使用実馬力	営業日数	平均1日就業時間	石炭消費高 噸	職工			職工賃銭	
		絹糸針	糸針							男	女	計	男	女
計														

c [第20] 絹糸紡績ノ2

紡績場名	絹糸		糸		主要製糸番数		同1貫ニ付価格	
	原料需要高 貫	製造高 貫	原料需要高 貫	製造高 貫	絹糸 手	糸 手	絹糸 円	糸 円
計								

d 第21 麻糸紡績ノ1 (報告期翌年4月限)明治何年

紡績場名	払込済資本金 円	平均1日運転ノ錘数 本	原動力	機関数	平均1日使用実馬力	営業日数	平均1日就業時間	石炭消費高 噸	職工			職工賃銭	
									男	女	計	男	女
計													

e [第21] 麻糸紡績ノ2

紡績場名	原料			麻糸製造高 貫	主要製糸番数 手	同1貫ニ付価格 円
	大麻 貫	黄麻 貫	亜麻 貫			
計						

- f 第22 織物、1、2、3 第23 莫大小 第24 陶磁器 第25 煉瓦及瓦
 第26 漆器 第27 畳表 蔦座及莞筵 第28 工業用薬品 第29 漆液
 第30 油類 第31 木蠟 第32 製藍 第33 薄荷 第34 石鹼 第35 和紙
 第37 機械製麦粉 第39 寒天 第40 罐結 第41 燐寸 第42 製革
 第43 麦稈及経木真田 第44 時計 第45 玻璃製品 第46 刷子(ブラッシ)
 第47 釘 第48 工産物雑類

(表式は農37の該当するものと同じ。品目は150~153頁)

g 第36 西洋紙ノ1 (報告期翌年4月限)明治何年

製造場名	払込済資本金 円	原動力	機関数	平均1日使用実馬力	1箇年就業日数	1日就業時間	原料						石炭消費高 噸	職工				
							楡	木質	硫酸	曹達	木質	碎木		他	他	男	女	計
計																		

h [第36] 西洋紙ノ2

製造場名	製 造 高												
	印刷料紙		ボール(板紙)		煙草用紙		燐寸用紙		連史紙		其他		価額計
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	
	封度	円	封度	円	封度	円	封度	円	封度	円	封度	円	円

i 第38 濃粉 (報告期其年8月限)自明治何年7月至同何年6月1箇年

数 量	価 額	製造戸数	原 料 使 用 高					
			馬 鈴 薯		甘 藷		其 他	
			数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額
	斤	円	貫	円	貫	円	貫	円

農37bc (注意) 1 (製造場ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ 1 1封度ハ120匁ヲ以テ計算スヘシ)

農37d (注意) 1 手挽ニ非サルモノハ悉皆調査スヘシ

農37e (注意) 1 製造戸数及釜数ハ製造盛期ノ数ヲ記スヘシ 1 職工ハ製造期間ニ於ケル1日平均数ヲ記スヘシ

農37f (農37qの注に同じ)

農41bc (注意) 1 紡績場ハ其年12月末日現在、職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ 1 賃銭ハ老幼ヲ除キ1日1人ノ平均ヲ記スヘシ 1 本社所在地ト工場所在地ト異ナルトキハ本社ノ所在地其他参考上必要ノ事項ヲ記スヘシ 1 紡績以外ノ兼営事業アラハ其名称ヲ掲ケ資本金他ノ事項ニシテ本業ト兼業トヲ分割スル能ハサルトキハ其旨ヲ記スヘシ

農41de (農41bcの注と同じだが、第2項の後に次の1項目が加わっている) 1 本様式記載外ノ原料ヲ用キル場合ニ於テハ其名称数量ヲ記スヘシ

農41f (次のもの以外は農37の該当する表の注と同じ) 第30 油類(前半は農37qの注に同じ) 1 本表ノ其他ノ欄ニ掲クルハ植物性油ニ限ルモノトス

第35 和紙(前半は農37rの注に同じ) 1 美濃紙ハ書院紙、内山紙、信濃紙等美濃判製紙一切ヲ含ム

農41gh (農37bcの注と同じ) 農41i (注意) 1 製造戸数ハ其年12月末日現在ヲ記スヘシ

工業 2 (続き)

品目名一覧表

139~149頁に掲げた表様式の、表頭又は表側の品目名を示す。〔内は、表中でなく注に示された品目である。前掲表様式によって単位の明らかなものはこれを省略した。〕

農16	農19	農22	農27	農32	農37	農41
<p>織物</p> <p>絹織物 木綿織物 麻織物 諸交織物 絹綿 麻 雑</p> <p>〔毛絹 毛綿 紙布 蕨織 毛織 芭蕉布 葛布 〔其他〕〕</p> <p>敷物 絹綿 雑襟 絹綿 男帯 絹綿 雑女絹綿 雑</p>	<p>織物</p> <p>絹綿交織物 絹麻交織物 木綿交織物 麻交織物 雑織物</p> <p>〔毛絹 毛綿 紙布 蕨織 毛織 芭蕉布 葛布 〔其他〕〕</p> <p>男帯・女帯 絹織 絹綿交織 絹麻交織 木綿交織 綿交織 雑織</p>	<p>織物</p> <p>繻子 純子 繻二重 羽二重 何々</p> <p>絹綿交織物 綿繻子 綿天鷲絨 綿繻 何々</p> <p>木綿織物 白木綿 二子倉 小何</p> <p>麻織物 晒縮 蚊帳 何</p> <p>絹麻及綿交織物 蚊帳 何</p> <p>雑織物 葛芭蕉 何</p> <p>絹織物・絹綿交織物・木綿織物・雑織物 何々男帯 何々女帯</p>	<p>織物</p> <p>絹織物 紋織類(繻子繻金等ノ類)</p> <p>白繻類 縞繻類 羽二重類 斜子類 絲織類 綾絲織類 紬太織類 平絹類 紹綾 透綾 並海氣 綾海氣 袴地類 男帯地類 女帯地類 其他ノ絹織物</p> <p>絹綿交織物 絹綿紋織物 絹綿繻 絲入繻絹木綿 絲入二子木綿 絲入縮木綿 絹綿綾絲織 袴地類 男帯地類 女帯地類 其他ノ絹綿交織</p> <p>綿織物 生晒 晒木綿 縞木綿 緋木綿 二子木綿 縮木綿 青縮干草木綿類 綿「フランネル」 蚊帳地類 袴地類 男帯地類 女帯地類 其他ノ綿織物</p> <p>麻織物 生晒 上麻布 上蚊帳 其</p> <p>蚊帳地類 其他ノ織物</p>	<p>織物</p> <p>絹織物 紋織類(繻子繻金等ノ類)</p> <p>縮繻類(白繻御繻等)</p> <p>羽二重(羽二重、羽重、羽重二綾、羽重二紋、羽重)</p> <p>斜子類 絲織類(絲織、綾、絲織等)</p> <p>紬太織類 平絹類 紹綾 透綾 海氣類 海氣類</p> <p>斜子類 絲織類(絲織、綾、絲織等)</p> <p>紬太織類 平絹類 紹綾 透綾 海氣類(海氣、海氣等)</p> <p>袴地類 男帯地類 女帯地類 其他</p> <p>絹綿交織物 紋織類 繻子類 繻類 二子其他絲 入木綿類 勾配海氣類 袴地類 男帯地類 女帯地類 其他</p> <p>綿織物 白木綿 二子其他縞木綿 緋木綿 縮木綿類 織色木綿類(青縞、干草、木綿等)</p> <p>綿「フランネル」 蚊帳地類 袴地類 男帯地類 女帯地類 其他</p> <p>麻織物 生晒 上布 上蚊帳 其</p> <p>其他ノ織物</p>	<p>織物</p> <p>絹織物 紋織類 縮繻類 羽二重類 斜子類 絲織類 紬太織類 平絹類 紹綾 透綾 海氣類 海氣類</p> <p>男帯地類 女帯地類 其他</p> <p>絹綿交織物 紋織類 繻子類 繻類 二子其他絲 入木綿類 勾配海氣類 袴地類 男帯地類 女帯地類 其他</p> <p>綿織物 白木綿 二子其他縞木綿 緋木綿 縮木綿類 織色木綿類 綿「フランネル」 蚊帳地類 袴地類 男帯地類 女帯地類 其他</p> <p>麻織物 生晒 上布 上蚊帳 其</p> <p>織物雜類</p>	<p>織物</p> <p>絹織物 紋織類 縮繻類 羽二重類 斜子類 絲織類 紬太織類 平絹類 紹綾 透綾 海氣類 海氣類</p> <p>男帯地類 女帯地類 其他</p> <p>絹綿交織物 紋織類 繻子類 繻類 二子其他絲 入木綿類 勾配海氣類 袴地類 男帯地類 女帯地類 其他</p> <p>綿織物 白木綿 二子其他縞木綿 緋木綿 縮木綿類 織色木綿類 綿「フランネル」 蚊帳地類 袴地類 男帯地類 女帯地類 其他</p> <p>麻織物 生晒 上布 上蚊帳 其</p> <p>織物雜類</p>

農16	農19	農22	農27	農32	農37	農41
				毛織物(羅紗、 毛布 フラン ネル) 肩掛等) 価額 円	毛織物及其交 織物 碼 モスリン 反 フランネ 反 ル類 斤 セル 枚 毛膝、肩掛類 羅其 紗 他 碼 綴通 圓 綿綴通 疊 麻綴通 疊 毛綴通 疊 其 他 疊 由多加織其他 地 氈	毛織物及其交 織物 碼 モスリン 反 フランネ 反 ル類 斤 セル 枚 毛膝、肩掛類 羅其 紗 他 碼 綴通 圓 綿綴通 疊 麻綴通 疊 毛綴通 疊 其 他 疊 由多加織其他 地 氈
製糸 絹 撚 糸 木綿 糸 麻 糸		綿糸 洋製機械取 和製機械取		綿糸紡績	綿糸紡績 絹糸紡績 麻糸紡績	綿糸紡績 氈 絹糸紡績 絹糸 紬糸 麻糸紡績 莫大小 シ ャ ッ ツ ボ ン 下 靴 下 袋 手 サ ル 股 其 他 暈表莫産及莞莖 暈表 備後 琉球 其他 莫産 本間莫産 並 莫産 其 他 輸出向莞莖 麦稈真田* 束
編物 漁 行 柳 行 竹 行 莫大小 絹 綿 毛 雜 暈表 備後表 琉球表	暈表類 備後表 琉球表 吳産	暈表吳坐類 暈表 吳産類	暈表莫産類 暈表 備後 琉球 其他 莫産類 本間莫産 並 莫産 其 他 輸出向莞莖	暈表莫産及莞莖 暈表 備後 琉球 其他 莫産 本間莫産 並 莫産 其 他 輸出向莞莖 麦稈真田* 束	暈表莫産及莞莖 暈表 備後 琉球 其他 莫産 本間莫産 並 莫産 其 他 輸出向莞莖 麦稈及經木真田 麦稈真田 反 經木真田 麦稈經木交真田 西洋紙 印刷料紙 板紙(ボール) 煙草用紙 燐寸用紙 其 他	暈表莫産及莞莖 暈表 備後 琉球 其他 莫産 本間莫産 並 莫産 其 他 輸出向莞莖 麦稈及經木真田 麦稈真田 反 經木真田 麦稈經木交真田 西洋紙 印刷料紙 板紙(ボール) 煙草用紙 燐寸用紙 連 史 其 他 其 他 和紙 締 美濃紙 半紙 薄葉及雁皮紙 其 他
西洋紙	洋製紙	西洋紙	和紙 美濃紙 半紙 其他ノ紙	和紙* 締 美濃紙 半紙 其 他	和紙 締 美濃紙 半紙 薄葉及雁皮紙 其 他	和紙 締 美濃紙 半紙 鳥ノ子紙 コッビー紙(雁 皮、三稜製共) 典具帖 東洋紙 其他
日本紙 楮紙 雁皮紙 三股紙 藥紙 雜 桑紙 反魂紙(ス キカエシ) [其他]	半紙 美濃紙 其他ノ紙類	製紙 美濃紙 半紙 雜紙類	青銅器銅器	青銅器銅器* 円		
金属器・金玉 器 [内訳は 140頁]						

工業 2 (続き)

農16	農19	農22	農27	農32	農37	農41
<p>陶器 画 附 青 染 無 地 雑 地 磁器 錦 手 染 付 無 地 雑 地 瓦類 瓦 瓦 石 煉 瓦 石 七宝器 〔内訳は 140頁〕</p> <p>漆器 塗物 蒔絵 堆朱、堆黒 青貝嵌塗 雑 角甲牙器及袋物 〔内訳は 140頁〕</p> <p>醸造物 〔内訳は 141頁〕</p> <p>油 類 菜種油 荳 油 綿実油 胡麻油 雑 種 〔 椿油 胡桃油 落花生油 石 油 魚 油</p> <p>化学上製品 硫 酸 曹 達 塩 酸 化学製雑品 明礬 緑礬 硝石 炭酸ポツターズ アンモニア 〔その他〕</p> <p>摺 附 木</p>	<p>陶器 画 付 青 染 無 地 雑 地 磁器 錦 手 染 付 無 地 雑 地</p> <p>油類 菜種油 綿実油 石油</p>	<p>陶磁器 陶 器 磁 器</p> <p>油類 菜種油 綿実油 荳油 胡麻油</p> <p>摺 附 木</p>	<p>陶磁器</p> <p>漆器</p> <p>菜種油</p> <p>摺 附 木</p>	<p>陶磁器</p> <p>漆器*</p> <p>油類 菜種油 胡麻油 荳油 胡麻油 荳油 綿実油 其 他</p> <p>摺 附 木* 打</p>	<p>陶磁器 装 飾 品 家 飲 食 具 玩 具 器 其 他</p> <p>煉瓦及瓦 煉 瓦 耐 火 普 通 瓦 七宝* 円</p> <p>漆器 装 飾 品 家 飲 食 具 其 他</p> <p>油類 菜種油 胡麻油 荳油 綿実油 亜麻仁油 椿油・ 菜種油粕</p> <p>工業用薬品 硫酸 炭酸曹達 苛性曹達 晒粉</p> <p>磷 寸 打 安 硫 全 黄 黄 磷</p>	<p>陶磁器 装 飾 品 家 飲 食 具 玩 具 器 其 他</p> <p>煉瓦及瓦 煉 瓦 耐 火 普 通 瓦 七宝* 円</p> <p>漆器 装 飾 品 家 飲 食 具 其 他</p> <p>油類 菜種油 胡麻油 荳油 綿実油 亜麻仁油 椿油 桐油 大豆油 落花生油 其他 菜種油粕</p> <p>工業用薬品 硫酸 塩酸 硝酸 硫酸曹達(砒硝) 炭酸曹達 苛性曹達 沃度 沃度加里 塩化加里 明礬(硫酸アルミ ニウム共) 硫酸安母尼亞 (砒砂) 醋酸石灰 晒粉 磷 寸 打 安 硫 全 黄 黄 磷</p>

農16	農19	農22	農27	農32	農37	農41
石 鹼				生 蠟* 貫 晒 蠟* 貫 製藍 (藍玉及染 チクサ)* 貫	石 鹼 打 化 粧 用 工 業 用 洗濯用其他 木蠟 生蠟 晒蠟 製藍 藍玉 染(スクモ)	石 鹼 打 化 粧 用 工 業 用 洗濯用其他 木蠟 生蠟 晒蠟 製藍 藍玉 染(スクモ)
染 料 絵 ノ 具						
《生 蠟》	《生 蠟》	《生 蠟》	生 蠟			
				樟腦油* 斗 樟 腦* 量 薄荷油* 斗 薄荷腦* 量	薄荷 薄荷腦 薄荷油 取卸薄荷 漆液 正味(幹搔) 瀨湿(枝搔) 雜 液	薄荷 薄荷腦 薄荷油 取卸薄荷 漆液 正味(幹搔) 瀨湿(枝搔) 雜 液
製革及革具 製 革 靴 馬 具 革包(カバン)	製革 牛革 馬革 鹿革	製革 牛革 馬革 鹿革		革類* 枚 牛革 馬革 其他	製革 枚 牛 革 馬 革 其 他	
罐詰 魚 介 鳥 獸 果 実 蔬 菜 機械 〔内訳は 141頁, 以上同様〕					機械製麦粉 寒 天 罐 詰 筒 牛 肉 魚 介 果 実 其 他 人造肥料* 時計* 玻璃製品* 刷子(ブラッシ)* 釘*	澱 粉 機械製麦粉 寒 天 罐 詰 筒 牛 肉 魚 介 果 実 其 他 人造肥料* 時計* 玻璃製品* 刷子(ブラッシ)* 釘*
船舶 車 活字版類					セメント* 樽 玻璃鏡* 円 洋傘骨* 打 フェルト帽子*打 紙製ナブキン* 千箇 燐寸軸木* 斤 壁紙* 円 絹製手巾* 打 綿製手巾* 打 竹製品* 円	セメント* 樽 玻璃鏡* 円 洋傘骨* 打 フェルト帽子*打 紙製ナブキン* 千箇 燐寸軸木* 斤 壁紙* 円 絹製手巾* 打 綿製手巾* 打 竹製品* 円 杞柳製品* 円 扇子及団扇 筒 玩具(陶磁器製 ヲ除ク) 円 屏風* 筒 絹製品* 円

* 印の品目の単位と内訳は次の通りである。

人造肥料 貫 動物性、礦物性
時計 箇 置時計、掛時計、懐中時計
玻璃製品 円 壺、石笠、ホヤ類、舶来模造品及食器、
板硝子、其他
刷子(ブラッシ) 打 齒磨用、理髮用、其他
釘 哥 金属、貝殻、甲角、其他

農32・37・41における*印の品目は、「工産物雑類」と題する表様式に指示された品目である。

《 》内の品目については農業18(84~85)に掲出してある。

工業 3

府県、農16・22・27・32 (該当する表なし)

農37 a 第61 織物指定特別調査 (報告期翌年3月限) 明治何年 何々

	機業戸数	機 数		職 工		数 量	価 額
		力織機	手織機	男	女		
工場		台	台				円
家内工業							
織元							
賃織業							
計							

b 第62 染物指定特別調査 (報告期翌年3月限) 明治何年 何々

	染物戸数	染		工 計	数 量	染 賃
		男	女			
工場					反	円
家内工業						
計						

c 第63 精製糖指定特別調査ノ1 (報告期翌年3月限) 明治何年

製 造 場 名	放下資本金	職 工		職 工 一 人		原 料 使 用 高				
		男	女	計	男	女	台 湾		外 国	
							数量	価額	数量	価額
	円				銭	銭	斤	円	斤	円
計										

d (第63) 精製糖指定特別調査ノ2

製 造 場 名	出 来							
	一 種		二 種		三 種		四 種	
	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額
	斤	円	斤	円	斤	円	斤	円
計								

農37 aの注 (続き)

	単位	府 県					単位	府 県			
輸 出 向 羽 二 重	斤	群馬	福島	福井	石川	勾 配 海 気	碼	群馬	栃木	富山	石川
機 械 織 広 巾 白 綿 布 類 (天竺金巾等)	碼	東京	京都	大阪	三重	機 械 織 絹 綿 縞 子	碼	京都	群馬		
綿 フ ラ ン ネ ル	反	岡山	和歌山			機 械 織 綿 帆 布	碼	大阪	滋賀		
綿 毛 布	斤	京都	大阪	和歌山	徳島	リ ボ ン	碼	東京	京都	群馬	北海道
綿 タ ヲ ル	打	愛媛	愛知			フ ラ ン ネ ル	反	東京	大阪		
綿	反	大阪	兵庫			モ ス リ ン	碼	東京	大阪		
		群馬	栃木	奈良	滋賀	毛	斤	東京	大阪	兵庫	
		富山	島根	山口	徳島	羅 紗 其 他 毛 織 物	碼	東京	大阪	兵庫	

農37 bの注 (続き)

	単位	府 県					単位	府 県			
縮 緬 友 禅	反	京都				更	反	東京	京都	大阪	新潟
モ ス リ ン 友 禅	反	東京	京都	大阪		絞	反	愛知			
綿 裏 地	反	東京	京都	大阪	新潟	鹿	反	愛知			
絹 裏 地	反	東京	京都	大阪	新潟	ノ	反	京都			
中 形	反	東京	京都	大阪	新潟						
		静岡									

農37 a (注意) 1 第18号織物表ニ同シ 左記各種ノ織物ニ就キ指定ノ地方庁ハ右様式ニ拠リ各種目毎ニ別表ト為シ報告スヘシ (以下別掲)

農37 b (注意) 1 工場トハ染工10人以上ヲ有スル染物場ヲ云フ (賃染ト否トヲ問ハス) 1 家内工業トハ主トシテ家族相集リ (10人未満ニテ) 染物業ニ従事スル者ヲ云フ但シ10人未満ナレハ他人ノ相集ルモノト雖家内工業ト見做ス (賃染ト否トヲ問ハス) 左記各種ノ染物ニ就キ指定ノ地方庁ハ右様式ニ拠リ各種目毎ニ別表ト為シ報告スヘシ (以下別掲)

農37 c d 右ハ東京府大阪府福岡県ニ限り調査報告スヘキモノトス (注意) 1 製造場及放下資本金ハ其年12月末日現在ヲ記スヘシ 1 職工ハ平常使用スル1日平均数ヲ記スヘシ 1 職工ノ賃錢ハ平均1人1日ノ賃錢ヲ掲クルモノトス但シ高低ニ拘ハラズ最モ多クノモノカ1日ニ受クル高ヲ記スモノトス

農41 a 第65 織物指定特別調査 (表式は農37 aに同じ。注の付表は次の通り)

	単位	府 県					単位	府 県			
輸 出 向 羽 二 重	斤	群馬	福島	福井	石川	輸 出 向 琥 珀 地	碼	京都	群馬	栃木	山形
		富山						富山			
機 械 織 広 巾 白 綿 布 類 (天竺金巾等)	碼	東京	京都	大阪	三重	機 械 織 絹 綿 繻 子 布	碼	京都	群馬		
		岡山	和歌山			機 械 織 綿 帆 布	碼	大阪	滋賀		
綿 フ ラ ン ネ ル	段	京都	大阪	和歌山	徳島	機 械 織 麻 帆 布	碼	大阪	滋賀	北海道	
		愛媛				リ ボ	碼	東京	京都	群馬	静岡
綿 毛 布	斤	大阪	愛知			フ ラ ン ネ ル	段	東京	大阪		
タ ヲ ル	打	大阪	兵庫			モ ス リ ン	碼	東京	大阪		
	段	群馬	栃木	奈良	滋賀	絹 モ ス リ ン	碼	京都	山形	富山	
綿 縮	段	富山	島根	山口	徳島	毛 布	斤	東京	大阪	兵庫	
勾 配 海 気	碼	群馬	栃木	石川	富山	羅 紗 其 他 毛 織 物	碼	東京	大阪	兵庫	

農41 b 第66 染物指定特別調査 (表式は農37 bに同じ。注の付表は次の通り)

	単位	府 県					単位	府 県				
縮 緬 友 禪	段	京都				更	紗	段	東京	京都	大阪	新潟
モ ス リ ン 友 禪	段	東京	京都	大阪		絞	リ	段	愛知			
綿 裏 地	段	東京	京都	大阪	新潟	鹿 ノ	子	段	愛知			
絹 裏 地	段	東京	京都			捺 染	緋	段	京都	京都	大阪	新潟
中 形	段	東京	京都	大阪	新潟			段	東京			
		静岡							静岡			

農41 c 第67 磚茶指定特別調査 (報告期翌年3月限) 明治何年 (83頁農41 bの再掲)

製造場名	数	量	価	額
		斤		円
計				

農41 c 右ハ兵庫、長崎、福岡、熊本ノ4県ニ限り調査報告スヘキモノトス (注意) 1 磚茶トハ粉茶ヲ蒸シ之ヲ压榨シ乾燥シテ製シタルモノナリ

農41 d e 第68 精製糖指定特別調査ノ1, 同2 (農37 c dに同じ)

工業 4

府県、農19・22・27・32 (該当する表なし)

農37 第46 石炭消費高 (報告期翌年3月限) 明治何年

		数	量
船 舶 用	官		斤
	民		
	計		

農37 (注意) 1 官用ハ地方庁直轄船舶ノ消費高ノミヲ記シ中央官庁ニ属スル分ハ調査ニ及ハス 1 民用ハ其船籍所在地ノ地方庁ニ於テ調査スヘシ

農41 第50 石炭消費高 (農37に同じ)

3. 調査項目一覽

府県統計書様式

土地

- 第1 地勢
- 第2 本府県管轄地ノ沿革
- 第3 本府県ノ位置
- 第4 国郡ノ面積及広袤
- 第5 地目別ノ面積
- 第6 有無税地及耕不耕地ノ面積
- 第7 山岳ノ景状
- 第8 原野ノ景状
- 第9 河川ノ脈絡
- 第10 池沼湖ノ周囲及面積
- 第11 島嶼ノ位置及周囲面積
- 第12 寒暖 61
- 第13 郡区々画
- 第14 裁判区画
- 第15 警察区画
- 第16 元標ヨリ各所ヘノ里程
- 第17 田畑ノ段別及地価
- 第18 田畑地価ノ最高最低
- 第19 宅地ノ反別及地価

戸数及人口

- 第20 郡区ノ戸数及建物
- 第21 島嶼ノ戸数
- 第22 郡区ノ人員
- 第23 島嶼ノ現住人員
- 第24 本籍人員ノ族籍
- 第25 本籍人員ノ年齢
- 第26 現住夫婦及結婚離婚
- 第27 現住結婚者ノ年齢
- 第28 現住結婚者年齢ノ対照
- 第29 現住者ノ出産
- 第30 現住者ノ死亡
- 第31 現住死亡者ノ年齢
- 第32 出入寄留ノ人員
- 第33 棄兒
- 第34 在留外国人
- 第35 兵員
- 第36 徴兵人員

農業

- 第37 農家 62
- 第38 農業者 63
- 第39 耕地ノ作付及不作付段別 64
- 第40 自作及小作地ノ段別 65
- 第41 米ノ收穫高及植付段別 ... 68
- 第42 米ノ播種及收穫時期
- 第43 米ノ被害段別 74
- 第44 大麦、小麦、裸麦ノ收穫高

及播種段別 70

- 第45 粟、黍、稗ノ收穫高及播種段別 72, 73
- 第46 蕎麦、蜀黍、大豆ノ收穫高及播種段別 72, 73
- 第47 小豆、蚕豆、豌豆ノ收穫高及播種段別 72, 73
- 第48 藍、菜種、蘭ノ收穫高及播種段別 72, 73
- 第49 甘藷、蘆粟、烟草ノ收穫高及播種段別 72, 73
- 第50 甘藷、馬鈴薯、蘿蔔ノ收穫高及播種段別 72, 73
- 第51 綿、大麻、苧麻ノ收穫高及播種段別 72, 73
- 第52 桑園 76
- 第53 養蚕家及繭糸ノ産額 78, 80
- 第54 茶園ノ段別 76
- 第55 製茶家及製茶ノ産額 82
- 第56 農事会
- 第57 他府県及海外ヘ輸送ノ種苗
- 第58 他府県及海外ヨリ輸入ノ種苗

牧畜

- 第59 牛 88
- 第60 産牛及屠斃牛 88, 94
- 第61 牛乳搾高 97
- 第62 牛市場ノ売買頭数及金高 96
- 第63 牛ノ相場 96
- 第64 馬 90
- 第65 産馬及斃馬 90, 94
- 第66 馬市場ノ売買頭数及金高 96
- 第67 馬ノ相場 96
- 第68 牧場 97
- 第69 牧場ノ増減 97
- 第70 疫牛馬 95
- 第71 屠殺ノ牛豚 94

山林

- 第72 官林ノ箇所及段別 98
- 第73 官林ノ木数
- 第74 官林ノ伐木及損害 100
- 第75 著名官林ノ段別及木数
- 第76 著名官林ノ伐木及損害
- 第77 民林ノ段別及山番人 98
- 第78 民林所有者ノ数及所有ニ依テ別タル段別
- 第79 民林ノ伐木及損害 100
- 第80 木材ノ相場
- 第81 銃獵人員

漁業

- 第82 漁浦 104
- 第83 漁戸及漁人 105
- 第84 漁船 106
- 第85 海産 109, 111

鉱業

- 第86 有鉱質借区現行ノ坑数
- 第87 有鉱質借区休業ノ坑数
- 第88 有鉱質試掘ノ箇所
- 第89 有鉱質ノ製煉出来高
- 第90 無鉱質借区現行ノ坑数
- 第91 無鉱質借区休業ノ坑数
- 第92 無鉱質試掘ノ箇所
- 第93 無鉱質ノ掘採高
- 第94 塩田ノ段別営業人及工数 116
- 第95 製塩及価額 116
- 第96 鉱泉ノ性質

工業及製造

- 第97 製作及製造品 138
- 第98 工場 134
- 第99 工場ノ製品及代価 134
- 第100 度量衡ノ製作高 138
- 第101 酒類ノ醸造 138

土功

- 第102 道路ノ坪数及延長
- 第103 道路ノ新開及修繕坪数
- 第104 道路ノ新開及修繕費
- 第105 橋梁ノ個数及坪数
- 第106 著大橋梁ノ長さ及幅
- 第107 橋梁ノ新架架換及修繕費
- 第108 堤防ノ築造及修繕
- 第109 堤防ノ築造及修繕費
- 第110 溜池及水路
- 第111 修繕ノ溜池及水路
- 第112 溜池及水路修築費
- 第113 上水ノ枺樋管及井戸
- 第114 上水修繕ノ箇所坪数及費金
- 第115 港津ノ築造及修繕

商業

- 第116 著名港津輸出入物品ノ元価
- 第117 著名港津ノ輸出品物 ... 118
- 第118 著名港津ノ輸入物品 ... 118
- 第119 著名港津出入ノ船舶 ... 119
- 第120 海運ノ賃銭 120
- 第121 某米商会所
- 第122 某米商会所売買出来高

第123 某米商会所限月平均相場
 第124 商業諸会社 …………… 130
 第125 卸売商 …………… 122
 第126 仲買商 …………… 122
 第127 小売商 …………… 122
 第128 雑商 …………… 122
 第129 市場ノ問屋及仲買 …… 123
 第130 市場ノ売買金高 …… 123

貨幣ノ融通

第131 公債証書ノ所有者及額面金高
 第132 公債証書ノ種類
 第133 公債証書売買ノ額面金高
 第134 銀行
 第135 銀行ノ株主及株金
 第136 銀行株金百円ニ対スル純益
 第137 銀行ノ預リ及貸附金
 第138 銀行ノ為換金
 第139 銀行ノ諸手形
 第140 質屋ノ貸金
 第141 銀行及質屋ノ金利歩合
 第142 某株式取引所
 第143 某株式取引所ノ売買出来高
 第144 某株式取引所株式百円ノ相場
 第145 地所ノ売買及券面金高
 第146 地所ノ書質入貸借及券面金高
 第147 建物ノ売買及書質入

貨銭及物価

第148 市街職人及雇人ノ貨銭 128
 第149 郡村職人及雇人ノ貨銭 128
 第150 重ナル物品ノ相場 …… 124
 第151 日用品ノ平均相場 …… 125

交通

第152 街道ノ里程
 第153 汽車鉄道ノ里程及敷地
 第154 汽車ノ乗客荷物及貨銭
 第155 諸車
 第156 郵便
 第157 通運会社
 第158 電信
 第159 港湾ノ景状
 第160 灯台ノ景状
 第161 灯船ノ景状
 第162 浮標及礁標ノ景状
 第163 河川ノ舟路
 第164 通船ノ堀河
 第165 船舶
 第166 船舶ノ所有者及船数
 第167 難破船

貯蓄及保険

第168 備荒貯蓄物
 第169 備荒貯蓄ノ場所及所管
 第170 備荒貯蓄金ノ貸助ヲ受ケシ人員
 第171 備荒貯蓄金ノ出入
 第172 町村ノ貯蓄物
 第173 貯金ノ銀行及会社
 第174 貯金
 第175 保険会社
 第176 海上保険会社ノ保険金
 第177 生命保険ノ人員及保険金

慈恵及褒賞

第178 救済所
 第179 救済所ノ現在人員
 第180 救済所ノ費金
 第181 国費救恤ノ人員
 第182 国費救恤ノ米高及代金
 第183 慈恵ノ義捐金及義捐人員
 第184 義捐金ニテ救済セラレシ人員及金員
 第185 受賞者ノ成績
 第186 受賞品ノ種類

衛生

第187 医師産婆及鍼灸
 第188 病院ノ患者
 第189 徽毒受檢人員
 第190 公私立病院患者ノ病症
 第191 公私立病院患者ノ男女
 第192 伝染病及地方病ノ患者
 第193 種痘人員
 第194 病死者ノ病症
 第195 病死者ノ年齢
 第196 伝染病及地方病ノ病死者
 第197 薬舗及売薬

社寺

第198 神社
 第199 寺院
 第200 神官及住職

教育及図書新聞紙

第201 就学ノ学齡及非学齡人員
 第202 就学人ノ年齢
 第203 小学校及教授者生徒
 第204 小学教授者ノ類別
 第205 公立小学教授者ノ年齢及勤務年限
 第206 小学ノ卒業生徒
 第207 小学ノ中途退学生徒
 第208 中学及諸学校
 第209 中学及諸学校ノ教授者生徒
 第210 公立小学費ノ収入

第211 公立小学費ノ支出
 第212 中学及諸学校費ノ収入支出
 第213 出版図書
 第214 新聞紙及雑誌発行高

警察

第215 警察署及警察官
 第216 盜難ニ罹リシ家屋船舶及人員
 第217 盜難ニ罹リシ財産ノ価額
 第218 変死人員
 第219 変死人員ノ署別
 第220 変死セントシテ死ニ至ラザリシ人員
 第221 変死セントシテ死ニ至ラザリシ人員ノ署別
 第222 途上ニテ保護セラレシ人員
 第223 火災ニ罹リシ家
 第224 火災ノ原由
 第225 火防組
 第226 水災
 第227 捕ニ就キシ犯罪人員
 第228 違警罪処断人員
 第229 附加刑監視人員
 第230 特別監視人員
 第231 新聞紙及雑誌ノ停止
 第232 政談演説
 第233 民有ノ銃砲
 第234 銃砲彈薬ノ売買
 第235 取締ニ関スル諸營業
 第236 貸坐敷
 第237 娼妓

監獄

第238 監獄官
 第239 監獄ノ敷地及建物
 第240 在監人員
 第241 監獄ノ出入人員
 第242 在監人ノ死亡
 第243 在監人ノ延人員及極数
 第244 在監人ノ賞
 第245 在監人ノ罰
 第246 監獄ノ經費

府県及区町村会

第247 府県会ノ議員及撰被撰挙権ヲ有スル人員
 第248 府県会ノ常置委員
 第249 府県会ノ開会日数及議事件数
 第250 府県会議員ノ投票
 第251 区町村会開未開ノ町村及議員

府県及区町村歳入出

第252 国庫支出ノ府県費

第 253 地方税収入ノ予算
 第 254 地方税収入ノ決算
 第 255 地方税収入ノ郡区別
 第 256 營業雜種及特別課税
 第 257 地方税ノ税率
 第 258 地方税支出ノ予算
 第 259 地方税支出ノ決算
 第 260 地方税支出決算ノ細目
 第 261 賦金ノ収入
 第 262 賦金ノ支出
 第 263 協議費ノ収入
 第 264 協議費収入ノ郡区別
 第 265 協議費ノ支出
 第 266 協議費支出ノ郡区別
 第 267 水利土工会決議ノ収入
 第 268 水利土工会決議ノ支出

国税

第 269 国税
 第 270 国税ノ郡区別
 第 271 地租ノ類別
 第 272 酒税ノ類別
 第 273 国税總納ノ人員
 第 274 国税總納ノ金員

官吏及文書

第 275 府県庁各課ノ分科
 第 276 府県官ノ分課
 第 277 府県官ノ現員及任罷
 第 278 郡区町村吏
 第 279 勸業衛生學務ニ関スル人員
 第 280 府県官ノ俸金
 第 281 郡区町村吏ノ俸金
 第 282 勸業衛生學務ニ関スル人員ノ俸金
 第 283 收受ノ文書
 第 284 送発ノ文書

農商務通信規則附録表式

明治16年

農事通信事項 表式

第 1 号 氣候表 61
 第 2 号 耕作地表 64
 第 3 号 自作地小作地表 65
 第 4 号 被害田圃表 第 1 表,
 第 2 表 74
 第 5 号 荒地地表 66
 第 6 号 荒地年期表 66
 第 7 号 荒地起返表 66
 第 8 号 新規開墾地表 66
 第 9 号 牧場表 97
 第 10 号 農民戸口表 62
 第 11 号 自作小作人表 63
 第 12 号 漁民戸口表 105
 第 13 号 稻米産額表 第 1 表,
 第 2 表 68
 第 14 号 麦産額表 70
 第 15 号 粟、黍、稗、大豆、小豆、
 蕎麥、蜀黍、蚕豆、豌豆、
 豆、甘藷、馬鈴薯、蘿
 蔔、実綿、大麻、苧麻、
 藍葉、菜種、甘蔗、蘆
 粟、葉煙草、蘭、産額
 表 72, 73
 第 16 号 楮皮、雁皮、結香、生蠟、
 漆汁、産額表 84
 第 17 号 米、麦、概況表 75
 第 18 号 綿、菜種、煙草、大豆、甘
 蔗、蘆粟、概況表 75
 第 19 号 地益表 67
 第 20 号 茶園表 76
 第 21 号 製茶産額表 82
 第 22 号 桑圃表 76
 第 23 号 養蚕表 78, 80
 第 24 号 養蚕概況表 75
 第 25 号 製茶概況表 75
 第 26 号 製糖表 86
 第 27 号 蜜蜂表 75
 第 28 号 牛頭数表 第 1 表 ... 88
 第 2 表 同上減耗表 89, 94
 第 29 号 馬頭数表 第 1 表 ... 90
 第 2 表 同上減耗表 90, 94
 第 30 号 羊頭数表 92
 第 31 号 豚頭数表 92
 第 32 号 牛馬羊豚伝染病表 ... 95
 第 33 号 鯨魚表 108
 第 34 号 鰻、鯡魚表 108
 第 35 号 鯉、烏賊、鱒魚表 108
 第 36 号 鮭鱒魚表 108
 第 37 号 漁場表 104
 第 38 号 漁船表 106
 第 39 号 鯉、鮭、鱒、鱈養殖表 ... 114
 第 40 号 牡蛎、海鼠、海苔養殖表 114
 第 41 号 乾魚、塩魚、鯉節、鰻、乾
 鮑、海參、鮓、鯉、鱈、塩
 引鮭、鱒、塩鱈、昆布、

石花菜、和布、鹿尾菜、
 海蘿産出表 ... 108~111

第 42 号 乾鰻、搾滓、魚油産出表 109
 第 43 号 漁業収益表 115
 第 44 号 塩田、塩浜段別表 116
 第 45 号 塩産出表 116

工業通信事項附録表式

第 1 号ノ 1~4 蒸気機関ヲ用
 フル工場 ... 134
 第 2 号ノ 1~3 水車ヲ用フル
 工場 135
 第 3 号ノ 1, 2 蒸気機関及水車
 等ヲ用ヒサル
 工場 135
 第 4 号ノ 1, 2 製糸織物業 ... 139
 第 4 号ノ 3 製糸 139
 第 4 号ノ 4~6 織物 139
 第 5 号 編物 139
 第 6 号 莫大小 139
 第 7 号 畳表 139
 第 8 号 紙類 139
 第 9 号ノ 1~3 金属器 140
 第 10 号 金玉器 140
 第 11 号 陶器 140
 第 12 号 磁器 140
 第 13 号 瓦類 140
 第 14 号 七宝器 140
 第 15 号 漆器 140
 第 16 号 角甲牙器及袋物 140
 第 17 号ノ 1~3 釀造物 141
 第 18 号ノ 1, 2 油類 141
 第 19 号ノ 1, 2 化学上製品 ... 141
 第 20 号 製革及革具 141
 第 21 号 罐詰 141
 第 22 号 機械 141
 第 23 号 船舶 141
 第 24 号 車 141
 第 25 号 活字版類 141
 第 26 号ノ 1~3 職工賃銀 ... 128
 第 27 号ノ 1~2 職工人員 ... 129

商事通信事項附録表式

第 1 表 商品輸出入表 118
 第 2 表 港湾及河岸場船舶出入
 表 119
 第 3 表 商品聚散 123
 第 4 表 都邑物価表 126, 127
 第 5 表 外国貿易品相庭 124
 第 6 表 常用品相庭 125
 第 7 表 諸会社 130
 第 8 表 諸会社 (一己人營業) 130
 第 9 表 貯金会社 130
 第 10 表 水運会社 130, 131
 第 11 表 陸運会社 131
 第 12 表 商人營業區別 122
 第 13 表 諸市場 123
 第 14 表 商家傭人給料 127
 第 15 表 商人録 127

第16表 水運賃錢表 120
陸運賃錢表 121

山林通信事項 表式

第1号 殖林表 99
第2号 伐木表 100
第3号 山林増減表 103
第4号 山林被害表 100

農商務通信事項樣式統計部
明治19年

農業部	
田畑自作地小作地概算表 65
米穀作付段別概算表 68
米穀收穫石高概算表 68
麥作付段別概算表 70
麥收穫石高概算表 70
夏成物被害耕地概算表 74
秋成物被害耕地概算表 74
大豆、粟、稗產額概算表 72, 73
黍、蜀黍、蕎麥、產額概算表 72, 73
玉蜀黍、甘藷、馬鈴薯產額概算表、 実綿、大麻、苧麻、菜種產額概算 表、葉烟草、藍葉、甘蔗產額概 算表 72, 73
生蠟、漆汁產額概算表 84
繭產額概算表 78
蚕糸蚕卵紙真綿產額概算表 80
製茶產額概算表 82
製糖產額概算表 86
牛數表 89
屠牛表 94
馬數表 90
豚數表 92

商業部	
港湾及河岸場出入船舶表 119
都邑物価 126, 127
水運賃錢品別表 120
水運賃錢平均表 121

工業部	
織物產額(1)(2) 142
畳表類產額 142
紙類產額 142
油類產額 142
陶器及磁器產額概価 142
製革產額 142
農工及諸雇賃錢 128, 129

水産部	
乾鰯搾滓魚油產額概算表 110, 111
海産物產額概算表 108, 110, 111
食塩產額概算表 116

山林部	
民有山林概計表 98

會社部	
農商諸會社表 131
工業諸會社及諸製造所表 135
水運會社表 131

農商務通信事項統計樣式
明治22年

農業部〔每年〕	
米穀作付段別及收穫石高概算表 69
麥作付段別及收穫石高概算表 70
繭產額概算表 78
生糸產額概算表 80
屑糸真綿蚕卵紙產額概算表 80
製茶產額概算表 82
製糖產額概算表 86
牛數表 89
馬數表 90
屠殺牛馬表 94
桑畑段別概算表 77

商業部〔每年〕	
商賈種別 122
諸市場 123
都邑物価 126, 127

工業部〔每年〕	
織物產額概算表(1)(2) 142, 143
綿糸產額概算表 143
陶磁器価額概算表 143
西洋紙及摺附木產額概算表 143

水産部〔每年〕	
水産製造物產額概算表(1)(2) (3)(4)(5) 108~111
食塩產額概算表 117

會社部〔每年〕	
農商諸會社表(1)(2) 132
工業會社及製造所表(1)(2) 135

農業部〔每5年〕	
田畑自作地小作地概算表 65
茶畑段別概算表 77
大豆粟稗產額概算表 72, 73
黍蜀黍蕎麥產額概算表 72, 73
甘藷馬鈴薯產額概算表 72, 73
実綿大麻苧麻菜種產額概算表 72, 73
葉烟草藍葉甘蔗產額概算表 72, 73
生蠟漆汁產額概算表 84
豚數表 93
牧場表 97

工業及水産部〔每5年〕	
製紙產額概算表 143
畳表具坐類產額概算表 143
麥稈紐產額概算表 143
油類產額概算表 143
製革產額概算表 143
農工及諸雇賃錢表 128, 129
漁獲金額概算表 115

農商務統計様式

明治27年

米	69
麦	71
食用及特用農産物	72, 73
桑畑茶畑段別	77
牛馬	91
牛馬羊豚屠数	94
蚕糸真綿及蚕卵紙	81
春蚕	78
夏秋蚕	78
茶	83
砂糖	86
漆汁	85
織物	144
陶磁器	144
漆器	144
青銅器銅器	144
摺附木	144
和紙	144
畳表莫産類	144
菜種油及生蠟	85, 144
〔会社票〕	132
〔工場票〕	136
賃銭	128, 129
物価	126, 127
新造漁船	106
廢用漁船	106
難破漁船	106
新製漁網	115
漁獲物	108~111
水産製造物	110, 111
食塩	117

農商務統計様式

明治32年

米	69
麦	71
食用及特用農産物	72, 73
桑畑及菜畑段別	77
春蚕	79
夏秋蚕	79
蚕糸類及真綿蚕種	81
茶	83
牛馬	91
羊豚	93
屠殺	94
漁船ノ1, 2	107
難破漁船	107
漁獲物	109~111
水産製造物	110, 111
塩	117
水産養殖	114
遠洋漁業	112
森林植栽	99
森林伐採ノ1(木), 2(竹)	100, 101
砂糖	86
漆汁	85
〔会社票〕	133
綿糸紡績ノ1, 2	145
織物	145
畳表莫産及莞莖	145
陶磁器	145
工産物雜類	85, 145
〔工場票〕	136

農商務統計様式

明治37年

第1 米	69
第2 麦	71
第3 食用及特用農産物	72, 73
第4 果実	87
第5 桑畑及茶畑	77
第6 春蚕	79
第7 夏蚕	79
第8 秋蚕	79
第9 蚕糸類及真綿	81
第10 茶	83
第11 家畜	91, 93
第12 家禽	93
第13 牛乳	96
第14 家畜市場	97
第15 屠殺	94
第16 会社	133
第17 綿糸(絹糸)(麻糸)紡績 ノ1, 2	146
第18 織物ノ1, 2, 3	146
第19 莫大小	146
第20 陶磁器	146
第21 煉瓦及瓦	147
第22 漆器	147
第23 畳表莫産及莞莖	147
第24 工業用薬品	147
第25 漆液	85, 147
第26 油類	147
第27 木蠟	85, 147
第28 製藍	147
第29 薄荷	148
第30 石鹼	148
第31 和紙	148
第32 西洋紙ノ1, 2	148
第33 機械製麦粉	148
第34 寒天	148
第35 罐詰	148
第36 燐寸	148
第37 製革	148
第38 人造肥料	148
第39 麦稈及経木真田	148
第40 時計	148
第41 玻璃製品	148
第42 刷子(ブラッシ)	148
第43 釘	148
第44 工産物雜類	148
第45 工場	136
第46 石炭消費高	155
第47 漁船	107
第48 難破漁船	107
第49 漁獲物	109~111
第50 水産製造物	110, 111
第51 塩	117
第52 水産養殖	114
第53 遠洋漁業ノ1, 2	112
第54 公有社寺私有林野所有別	98

第 55 保安林箇所面積種類別ノ 1, 2	102
第 56 公有社寺私有林開墾	99
第 57 公有社寺私有林被害	101
第 58 公有社寺私有林植栽	99
第 59 公有社寺私有林伐採ノ 1 (木), 2 (竹)	101
第 60 林産物雜類	103
第 61 織物指定特別調査	154
第 62 染物指定特別調査	154
第 63 精製糖指定特別調査ノ 1 同 2	154, 154

農商務統計様式

明治41年

第 1 米	69
第 2 麦	71
第 3 食用及特用農産物	73
第 4 果実	87
第 5 苗木	87
第 6 桑畑及茶畑	77
第 7 春蚕	79
第 8 夏蚕	79
第 9 秋蚕	79
第 10 蚕糸類及真綿	81
第 11 茶	83
第 12 緑肥用作物ノ 1, 2	91, 87
第 13 家畜	93
第 14 家禽	93
第 15 牛乳	97
第 16 家畜市場	96
第 17 屠殺	94
第 18 会社	133
第 19 綿糸紡績ノ 1, 2	149
第 20 絹糸紡績ノ 1, 2	149
第 21 麻糸紡績ノ 1, 2	149
第 22 織物ノ 1, 2, 3	149
第 23 莫大小	149
第 24 陶磁器	149
第 25 煉瓦及瓦	149
第 26 漆器	149
第 27 畳表蓆座及莞蓆	149
第 28 工業用藥品	149
第 29 漆液	85, 49
第 30 油類	85, 49
第 31 木蠟	149
第 32 製藍	149
第 33 薄荷	149
第 34 石鹼	149
第 35 和紙	149
第 36 西洋紙ノ 1, 2	149
第 37 機械製麦粉	149
第 38 澱粉	149
第 39 寒天	149
第 40 罐詰	149
第 41 燐寸	149
第 42 製革	149
第 43 麦稈及経木真田	149
第 44 時計	149
第 45 玻璃製品	149
第 46 刷子 (ブラッシ)	149
第 47 釦	149
第 48 工産物雜類	149
第 49 工場	137
第 50 石炭消費高	155
第 51 漁船	107
第 52 難破漁船	107
第 53 漁獲物	109~111
第 54 水産製造物	110, 111
第 55 水産養殖	114
第 56 遠洋漁業ノ 1, 2	113

第 57 公有社寺私有林所有別	98
第 58 保安林箇所面積種類別ノ 1, 2	102
第 59 保安林編入解除箇所面積	102
第 60 公有社寺私有林開墾	99
第 61 公有社寺私有林被害	101
第 62 公有社寺私有林野植栽	99
第 63 公有社寺私有林伐採ノ 1 (木), 2 (竹)	101
第 64 林産物雜類	103
第 65 織物指定特別調査	155
第 66 染物指定特別調査	155
第 67 磚茶指定特別調査	83, 155
第 68 精製糖指定特別調査ノ 1 同 2	155, 155

明治期府県の総括統計書解題

——「勸業年報」によるデータ
ベース編成事業報告書 (1)——

昭和55年9月30日発行

編者 松田芳郎
発行者 一橋大学経済研究所
日本経済統計文献センター
東京都国立市中2の1
電話(0425)72-1101

印刷所 日本プリントセンター
東京都千代田区神田小川町
3-28-7
電話(03)233-0431

統計資料シリーズ

1. 藤野正三郎・秋山涼子『在庫と在庫投資：1880～1940』, 1973年1月
2. 藤野正三郎・五十嵐副夫『景気指数：1888～1940』, 1973年3月
3. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（下）』, 1974年3月
4. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の1）』, 1976年3月
5. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率 1874～1975年』第1巻, 1977年3月
6. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第1巻, 1977年3月
7. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率 1874～1975年』第2巻, 1977年3月
8. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の2）』, 1978年3月
9. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第2巻, 1978年3月
10. 藤野正三郎『長期経済統計（L T E S）データベースの研究』, 1978年3月
11. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の3）』, 1978年7月
12. 『日本・旧満州鉄鋼業資料解題目録（上）』, 1979年3月
13. 『日本・旧満州鉄鋼業資料解題目録（下）』, 1980年2月
14. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（補遺）』, 1980年3月
15. 松田芳郎『明治期府県の総括統計書解題』, 1980年9月